

令和6年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年9月2日(月曜日) 午前9時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 5 号

提案～審議

第 7 議案第 6 号～議案第 11 号

提案～付託

第 8 議案第 12 号～議案第 16 号

提案～審議

第 9 議案第 17 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課
総	務	課	清	水	勝	宏	産	業	課	長
危	機	管	宮	下	裕	司	観	光	森	林
地	域	づ	高	橋	里	江	建	設	水	道
会	計	管	城	取	晴	美	教	育	次	長
財	務	課	市	川	美	保	代	表	監	査
住	民	環	松	澤	さ	ゆ	委	員		
							加	藤		篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年9月2日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

心配された迷走のろのろ台風10号ですが、日本列島各地に強風・大雨による被害が発生しました。被害に遭われた地区、住民にお見舞いを申し上げます。幸い、当地区では被害もなく、無事でありました。これから台風の季節になります。このところ、異常気象等の影響で台風の進路・速度・大きさの判断が困難になっています。お互いに十分に気をつけたいものです。

ただいまから、令和6年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、都志今朝一議員、3番、笹沼美保議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和6年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案17件、報告1件です。このうち、議案第17号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情1件が提出されています。

会期は、本日9月2日から9月20日までの19日間とし、この間で9月3日から9月17日までは本会議を休会といたします。

また、最終日9月20日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月20日までの19日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さん、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和6年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り、開会で

きますことにまずお礼を申し上げます。

今年の梅雨入りは平年より2週間程度遅くなりましたが、梅雨明けは平年並みとなり、梅雨の時期が短い年となりました。梅雨明けから暑い日が続き、長野県では熱中症警戒アラートがほぼ毎日のように発表されました。

そのような中、8月8日には宮崎県沖の日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震に伴い、今回初めて開催された南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられると評価され、同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

これを受け、村としましては、同日の夜20時50分に村災害警戒本部を設置し、取り急ぎ実施すべき村の防災対応を確認をいたしました。翌日の9日、午前11時からの第2回会議では、休日・お盆を挟む一週間の災害対応体制や災害事前準備として、職員体制の確認、村民への周知などを行いました。

その後、大規模地震の発生の可能性が高まっていることを示す新たな地震活動や地殻変動が観測されなかったことから、8月15日に村災害警戒本部を廃止し、通常の災害時対応に切り替えたところでございます。

台風10号が猛威を振るったように、8月、9月は本格的な台風シーズンであります。今回、防災訓練を中止とさせていただきますが、庁内の防災訓練につきましては延期をし開催するなど、災害対策については一層気を引き締めてまいります。

さて、9月議会は決算会議でございます。令和5年度の各会計の決算認定をお願いいたします。特別委員会の中で詳しく申し上げますが、決算の状況につきまして少し触れさせていただきます。

一般会計の歳入であります。過去最大であった令和4年度から、約4億8,000万円減の82億4,000万円ほどとなっております。村税は前年度比4,000万円増の約23億6,700万円と前年度より1.8%の増となっており、税収については前年度以上が確保されております。

また、地方交付税は普通交付税及び特別交付税共に前年とほぼ同額であり、合わせて約21億2,000万円となりました。今回の歳入の減少は、投資的経費に充てる基金からの繰入金減、建設事業に充てる地方債の減が主な理由となっております。

歳出であります。令和4年度に引き続き新型コロナウイルスの対策の給付金対策事業等があり、これら事業に加えて、令和5年度に完成をいたしました学校給食センターなどの投資的経費などがあったことから、令和4年度とほぼ同程度の決算規模となり、約6,000万円減の77億8,000万円ほどとなっております。

次に、財政状況でございます。令和5年度の財政力指数は0.54で、前年度から変わらずとなりました。経常収支比率は、人件費などの経常経費の増により、前年度から2.6ポイント増の86.6%となっております。

簡単ではありますが、以上が決算の状況でございます。

次に、村の人口であります。

令和6年8月1日の人口は1万6,094人となり、昨年の8月1日と比べ、72人の増加となりました。令和6年1月から7月の自然増減は出生が88人、死亡が92人で、4人の自然減となりました。なお、昨年、令和5年の同時期の自然減は出生87人、死亡92人で、自然減5人

となっております。先ほど9月1日の人口を確認したところ、1万6,084人でした。
次に、地域づくり推進に関する事業の状況でございます。

令和6年度の県の地域発元気づくり支援金を活用した事業、スケートボードイベントRIDE ON TIME in 大芝高原については、大芝高原まつりでのFMX、フリースタイルモトクロスイベントを開催をしたところでございます。大迫力のイベントで、来場者の皆様からも大きな歓声が上がっております。

7月には、音楽イベントであるみなみみのわ森の音楽祭を実施いたしました。2日間で約280人の観客が訪れ、本格的なクラシック音楽を楽しんでいただきました。1日目にこども館でのミニコンサートを開催し、子供たちを中心に生のすばらしい演奏を味わってもらい、2日目のメインコンサートは昨年度と同様に村民センターで行い、観客の評判も上々でございました。来年度以降も実施をしてみたいところでございます。

村政150周年の記念式典につきましては、令和7年2月16日日曜日の開催で準備を進めております。150周年プロジェクトチームでは、七夕とうろう祭に合わせ、150周年記念のロゴマーク等を題材にした灯籠を作成し、大芝の湯に展示をいたしました。10月のイルミネーションフェスティバルにも参加し、150周年をPRしていくことを考えております。

また、風の村米だより、金芽米を用いたおむすびアイデアコンテストの募集を8月いっぱい実施をいたしました。集計したところ、応募総数は23点で、今後は1次審査、2次審査を行い、最優秀賞等を決定してまいります。

10月に予定しておりました植樹祭は、3月20日の春分の日に開催することに変更いたしました。詳細は改めて御案内をいたしますが、多くの方、多くの団体に植樹に参加していただけるしつらえで進めてまいります。

若者回帰・定住増進支援事業として、8月8日、9日にかけて、上伊那広域連合主催の上伊那就活ラボが開催されました。1日目は企業の人事担当者や若手職員との懇談、2日目は企業見学を行い、上伊那地域での就職を考える若者と企業を結びつけるイベントとなっております。過去最多の41社の企業、学生は、村出身の4人を含めて29人の参加があったとお聞きをしております。

移住セミナーは、6月に銀座NAGANOで伊北3町村合同の移住セミナーを行いました。7月には東京交通会館で長野県合同の移住セミナーが開かれ、村ブースでは15組の相談を受けたところでございます。

男女共同参画推進事業として、「被災地の実情から学ぼう！高齢者・障がい者・子ども・女性の視点」と題した男女共同参画講演会を8月3日に大芝高原森の学び舎で開催をいたしました。災害時には多様な視点が必要であるということなど、学ぶことができた事業となりました。

次に、健康福祉関係でございます。

令和6年度からの新型コロナウイルスワクチン接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、定期接種として、10月の下旬から国の法定受託事務として実施をいたします。定期接種の対象となる65歳以上の方と、60から64歳の慢性高度心・腎・呼吸器不全者等の皆様には、10月上旬に予診票等を送付いたします。希望される方は実施医療機関へお問合せの上、接種いただくようお願いをいたします。必要な費用を今議会の補正予算に計上させていただいております。

なお、接種による中長期的な人体への影響、追加接種による人体への影響については、今現在も明らかになっておりません。よって、接種については、ワクチン接種で死亡一時金などの支給が認められた方が156人になっているなど、自身でも情報収集し、慎重に検討の上、判断していただければと思います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯を対象とした給付金事業につきましては、令和6年度の課税情報を利用した定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付や、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯への給付を行っております。

福祉灯油券交付事業は、冬期間の経済的負担軽減のため、住民税非課税の高齢者世帯や重度の障がい者や要介護認定者等のいる世帯を対象に、灯油のほか、ガソリンや軽油の購入にも使える券を交付するもので、今年度も燃料費については高騰しておりますので、補正予算に計上をさせていただいております。

次に、産業課関係でございます。

農業関係につきましては、収穫の秋に向け、稲刈りが本格的に始まる季節となりました。上伊那管内の状況では、高温のため生育が早く、成熟期は平年より7日間ほど早い見込みとなっており、まっくんファームの作業は9月7日頃からの予定とお聞きをしております。その他の作物におきましても収穫の秋に向けたところでございますが、やはり高温の影響を心配しているところでございます。

風の村米だよりにつきましては、農業連携協定を結んでおります泉大津市にて、9月21日と22日に来年の大阪万博に向けたイベント、IZUMIOTSU WELLS-BEING EXPO2024が行われますが、泉大津市より連携協定を結んでいる自治体へ出店依頼がありましたので、風の村米だよりを中心に、村の農産物の販売・PRを行ってまいります。

また、この秋は大阪だけでなく、東京、名古屋、長野県内の大型店舗などでも、農政系の地域おこし協力隊を中心とし、積極的に物販を行い、村の農産物をPRしてまいります。

地域計画策定に向けた各地区での話し合いについて、沢尻地区をモデル地区として6月に開始をいたしました。残りの地区につきましても、8月末から9月末までに実施をしております。各地区での話し合いを経て、農業委員会と村で今年度中に地域計画を完成させていただきます。

商工関係におきましては、村の企業の育成及び立地を促進するために、固定資産税額を補助する企業振興事業補助金について、ありがたいことに令和5年度の企業の設備投資が予想より多く行われたため、当初予算を上回る額の申請がございました。今回の議会におきましても、1,700万円余の金額を増額補正させていただいております。

次に、大芝高原関連でございます。

第39回大芝高原まつりは天候が大変心配をされましたが、当日は晴天の中で開催することができました。多くの皆様にお越しをいただき、実行委員をはじめ、各企業、事業者、関係者の皆様の御協力により、全ての催しを無事終了することができました。御来場者の方には、一部駐車場や巡回バスなどで御迷惑をおかけした点もございました。次年度は第40回となりますので、9月から企画委員会を立ち上げ、大芝高原まつりの在り方や実施方法につきましても検討を進めてまいります。

9月7日に森フェスを初開催いたします。アカマツの木や森林に親しんでもらうイベント

を計画しております。観光協会では、同時期にブラメシフェスを企画しております。秋の大芝高原をお楽しみいただけるよう、盛り上げていただきたいと思います。

道の駅や大芝の湯関連等、開発公社の経営状況であります。大芝の湯は昨年比入場者数4%増となり、堅実な売上げとなっております。昨年好調でありましたアウトドア関連はさらに数字を伸ばし、特に休業日をなくしたステーキハウスが牽引をしたことで、今年の4月から7月と比較いたしまして、今年の4月から7月は売上げは3割増となっております。

しかしながら、ありとあらゆる物の値上げが続いております。また、これから秋・冬になりますと、光熱水費等の上昇や利用者の減少が見込まれます。3年計画で立案した経営再建プランが本年で最終年となりますので、今年中に次の3年の経営プランを立案し、公社の経営がより軌道に乗るよう努めてまいります。

次に、建設工事関係であります。

建設工事関係の上半期の進捗状況は、地区計画事業を中心に約51%が発注済みであります。今後も引き続き道路改良工事等を発注するほか、補助事業である橋梁の定期点検や村道1098号線中込線歩道設置工事も継続して実施いたします。また、水路や河川改修事業は、渇水期となる冬の時期に実施をいたします。

県事業関係であります。大清水川と県道の交差部改良、北殿駅南側県道の歩道設置、国道361号南原の歩道設置、それぞれの事業については、順調に進んでおる状況でございます。引き続き早期完成を要望してまいります。

水道事業では、前年度から繰り越した2つの事業と大泉区の配水管布設替工事及び大芝の湯駐車場工事に伴う水道補償工事等が完了しました。現在は、第2配水池に来年度設置予定の自家発電施設に関わる詳細設計を行っております。今後も老朽管の更新工事を中心に、計画的に事業を進めてまいります。

下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく下水道管更生工事や総合地震対策計画に基づき、幹線となるマンホール継手部の耐震設計及び耐震改修工事等を実施しております。また、住宅改築等に伴う公共ますの設置準備も順次進めておるところです。

続いて、子供・学校関係でございます。

6月から新規事業としてスタートをいたしました産後2か月頃の母子を対象にしたゆったりタイムin大芝の湯は、8月末までに6回、18組の親子に御利用いただいております。利用後のアンケートを見ますと、ほとんどの方から非常によかったとの回答をいただいております。この事業は県の子ども・子育て応援交付金事業を活用しており、まだ6月に始まったばかりではございますが、県より優良事業の一つに選ばれ、現在、県のホームページでも活動を紹介していただいております。引き続き多くの方に利用していただけるよう広報するとともに、事業の充実を図り、少しでも子育てをする保護者の助けとなる事業にしていきたいと思います。

今年も小中学校では夏休みも終わり、2学期が始まりました。2学期は小中学校において、音楽会、若竹祭など、様々な行事が計画をされております。夏の猛暑により熱中症警戒アラートが多く発表されましたので、夏休み前、そして夏休み中と、それぞれの学校では活動制限等の対応を行ったところとす。

感染症の状況は、現在、南箕輪村においては落ち着いておるところであります。引き続き保護者の方の御協力、小中学校、保育園との連絡・連携を密にし、基本的な感染対策を講

じ、子供たちの安心・安全を第一とした学びを深める取組を進めてまいります。

教育委員会関係の施設整備事業は、南箕輪小学校と南箕輪中学校の照明LED化工事、南箕輪中学校のトイレ改修工事、南箕輪小学校北校舎改修工事を発注し、それぞれ順次工事を進めているところです。引き続き、授業への影響がないよう工程を管理し、進めてまいります。

社会教育、公民館関係でございますが、9月にまっくんスポーツフェス、10月に文化講演会を行います。文化講演会は、諏訪中央病院名誉院長の鎌田實さんを講師としてお招きし、開催する予定でございます。また、11月には村民文化祭を行います。

令和6年度も5か月が経過し、これから後半に入っております。いつまでも幸せに暮らせる村づくりを目指し事業を推進してまいりますので、皆様の御協力と御理解をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案17件、報告1件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年5月分から令和6年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 報告第1号、令和5年度南箕輪村一般会計継続費精算報告書については、学校給食センター建設工事に関わる継続費の精算報告書です。

令和3年度からの継続費精算報告書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、報告書を御覧ください。

議長（原 源次） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、定年延長や男性の育休取得等、社会の変化を鑑み、育児休業をしている職員を職員定数から除外する等の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

本案は、定年延長等により今後も職員の増加が見込まれることから、育児休業などの休業をしている職員や派遣職員を職員定数から除くことにより、職員定数の人員枠を確保するため、改正をお願いするものでございます。

新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第1条につきましては、常駐の休職にされた職員以下を削り、第3条に新たに定数外の職員として整理し、規定するものでございます。

第3条第1項につきましては、地方自治法第252条の17の規定により派遣された職員、具体的には、上伊那広域連合や伊那中央行政組合に派遣された職員を指すものでございます。

第2項につきましては、現行条例に規定してございます休職を命ぜられた職員について、第3項につきましては、育児休業をしている職員について、新たに規定するものでございます。

第4項につきましては、現行条例に規定してございます公益的法人等への職員の派遣等に関する条例により、一般財団法人南箕輪村開発公社及び社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会へ派遣された職員について、第5項につきましては、職員が外国での勤務等により外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と生活を共にするための休業をしている職員について規定するものでございます。

第4条につきましては、第3条が加わったことによる条ずれを整理するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、マイナンバー関係法令の改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う国民健康法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表により御説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

右側が改正前になりますが、第12条は国民健康保険法第9条に規定する届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、被保険者証の返還を求められて応じない場合に過料を科することが規定されております。アンダーライン部分が改正箇所になります。

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う改正により、法第9条第9項が繰り上がることから第5項に改め、若しくはを又はに改め、そして、被保険者証返還についての規定を削ります。

1ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものとし、経過措置として、施行日前にした行為及び施行日に現に被保険者証を交付されている場合については、従前の例によるものといたします。

以上で細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等に新たに占用物件が追加されたことに伴い、道路法施行令第7条中の号ずれ等が生じたため、道路占用条例の別表中の占用物件について該当箇所を改め、その他所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、議案書2ページを御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となります。

別表第10条関係でございますが、占用料金の算定について定めております。改正する箇所以外は省略させていただき、アンダーラインが改正部分となりますので、御確認をお願いいたします。

占用物件に令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備を追加し、占用料は、道路法施行令と同額の占用面積1平方メートルにつき、1年間1,000円を追加するものでございます。

以降のアンダーラインの部分につきましては、引用している条文に占用物件が加わったことにより号ずれを整理し、改正するものであります。

1 ページにお戻りいただき、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4 番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

今、追加されました太陽光設備及び風力発電設備の使用料なんですけれども、これが実際に村の中でどの程度、今、設置されているのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 三澤議員さんの御質問にお答えします。

現在、太陽光設備また風力発電設備の関係の占用されているような物件はございません。ただ、これからそういうことの可能性がありますので、今回改正をさせていただくものであります。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、マイナンバー関係法令の改正により令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

本案は、令和6年12月2日から各種医療保険の被保険者証が廃止され、被保険者等であることの確認はマイナンバーカードによる電子資格確認を基本とすることになるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

右側が改正前になりますが、第8条、受給者証の提示のアンダーライン部分、医療保険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに、受給者証を提示するという規定を、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者証であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示すると改め

ます。

また、第9条、支給申請の第2項及び第4項に、被保険者証等とともに受給者証を提示してとございますが、前条の規定と重複する内容の文言で不要でございますので、削除するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、この条例は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上で細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

私も村内の医療機関にかかっていますけど、この受給者証の提示ということに12月からきちんとなるわけですけれども、医療機関とか受給者証を提示するべき施設におけるカードの読み取り装置というか、そういう部分の設置っていうのは、行政的には何か関与して、設置状況っていうのはもう十分に行き届いているのかどうかっていう状況が分かりましたら、教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） ただいまの御質問にお答えします。

村のほうで関与してはつきりつかんでいるわけではございませんけれども、大抵の医療機関で備えが済んでいるというふう聞いております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、条例の引用部分等について所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、マイナンバーによる情報連携が可能な事務を規定する別表第2を廃止しまして、主務省令で同事務を規定することにより、新規で必要とされる情報連携をより速やかに開始することができるよう改正されました。

本案は、村の条例がマイナンバーを情報連携する事務について、マイナンバー法の別表第2を引用していたため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で改正部分を説明いたしますので、議案の2ページを御覧ください。

第2条に、マイナンバー法別表第2が廃止されたことに伴い、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報の2つの定義を追加します。

第4条第1項では、別表第2の引用部分について、文言の改正を行います。

1ページに戻って、御覧ください。

附則では、施行期日を公布の日からとするものです。

以上、細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 個人番号に係る改正ということでもあります。

個人番号ですけれども、あくまでも任意の取得ということの認識でよろしいのでしょうか。これからいろんな手続が始まって、例えば、保育園の入所とか新入学児童への説明会とか、そういうときに個人番号を求めるものなのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） 三澤議員の質問にお答えします。

まず、マイナンバーのということですが、そもそもマイナンバーというのは個人の任意ということではなく、国民、住民全員に振られているもので、マイナンバーカードの取得については任意ということでございます。

また、マイナンバーカードをいろいろな手続に記入するということですが、そちらについては任意という認識でございますので、そのように御承知おきください。お願いいたします。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

ただいまから、9時55分まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時55分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第6号「令和5年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議

案第9号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第10号「令和5年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第11号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号から議案第11号までは令和5年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計について、令和5年度の決算の調製が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、決算特別委員会の際、担当課長及び担当係長から御説明申し上げます。よろしく御審議をいただき、原案どおり認定していただきますようお願い申し上げます。

議 長（原 源次） 一般会計及び特別会計の決算概要についての説明を求めます。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、議案第6号から第9号までの令和5年度一般会計及び特別会計の決算の概要につきまして、説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます資料の中の薄い冊子、決算調書を御覧ください。

説明に入る前に、決算調書の中の数字に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

7ページの介護保険事業特別会計の概要の中で、7行目の保険給付費の金額が間違っておりました。正しい数字は9億3,666万5,000円でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

なお、この調書に示してございます数値ですが、それぞれの表・明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で、末尾1桁の数字が一致しない箇所がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、目次をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。

こちらを読んで説明とさせていただきます。

それでは、1の一般会計から御説明申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行となり、ウィズコロナでの新たな段階に移行をし、社会経済活動の正常化が進みました。コロナ禍を経て、本村でも、大芝高原まつりをはじめとした様々なイベントを制限せず開催することができました。しかし、引き続き原油価格・物価高騰により、経済の見通しはいまだ不透明であり、生活への支援が引き続き求められた年となりました。

本村では、公共施設の長寿命化・計画更新といった従来からの課題や、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策、公共施設照明設備のLED化、大芝高原の森林や施設の整備、また、子育て・教育での人への投資、ゼロカーボン、自治体DX、SDGsの取組を行ってまいりました。

主な事業としましては、学校給食センターの整備、南箕輪小学校・南部小学校体育館の非

構造部材耐震改修工事、保育園・すくすくはうすなどの照明器具のLED化、体育専科教員の採用、永年保存文書の電子化、みなみみのわ森の音楽祭の開催、村の特別栽培米風の村米だより連携協定の締結などを実施しました。

また、持続可能な自治会検討会を立ち上げ、行政協力業務や自治会運営などについて検討を始めました。そのほか、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や障がい者福祉計画などの各種計画の策定を行ってきました。

これにより、一般会計の当初予算は、前年度比2億円増の68億円と過去最大の予算規模となりました。最終予算額は、令和4年度からの繰越しを含めて、83億3,517万9,000円となりました。歳入決算総額は、前年度対比5.5%減の82億4,019万3,000円となり、歳出決算総額は、前年度対比0.8%減の77億8,579万円となりました。この結果、歳入歳出差引残高は4億5,440万3,000円となりました。

おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

1の歳入でございます。

村税収入は、前年度対比1.8%増の23億6,717万7,000円となり、村税が歳入総額に占める割合は、前年度対比2.2%増の28.8%となりました。村税のうち個人村民税は、前年度対比5.1%増の8億7,288万7,000円、法人村民税は、前年度対比1.9%減の1億9,548万5,000円となりました。

固定資産税につきましては、前年度対比0.2%減の10億6,986万9,000円で、村税収入全体の45.1%を占めました。軽自動車税は前年度対比2.9%増の7,557万5,000円、村たばこ税は、前年度対比0.8%減の1億2,056万7,000円、入湯税は、前年度対比13.5%増の3,279万4,000円となりました。

村民税ほか村税全体の徴収率は、現年度分が99.4%で前年度対比0.2%の減、滞納繰越分は19.4%で前年度対比5.3%の減、全体の徴収率は98.3%で、前年度対比0.1%の減となりました。

ほかに主な歳入としまして、地方交付税は、前年度対比微減の21億2,249万5,000円、地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症関連の負担金や補助金等が含まれた国庫支出金は、前年度対比12.0%減の8億9,157万円、ふるさと納税は、前年度対比37.3%増の4億1,443万8,000円、企業版ふるさと納税は、前年度対比増減なしの100万円となりました。

次に、2の歳出でございます。

歳出は、災害復旧費を除きますと、民生費が前年度対比で5.3%の増と最も増加率が大きく、次いで、教育費が3.4%の増となりました。これらの要因としましては、民生費は住民税非課税世帯等重点支援給付金、長野県価格高騰特別対策支援金、南箕輪村こども応援給付金などの支給によるものでございます。

教育費は、学校給食センター建設工事などの整備事業、南箕輪小学校・南部小体育館非構造部材耐震工事等によるものでございます。

一方、減少した費目としましては、商工費が前年度対比35.8%の減、次いで、衛生費が前年度対比17.1%の減となりました。これらの要因としましては、商工費は令和4年度に生活支援・企業応援商品券事業によるもの、衛生費は、令和4年度で南原住宅団地焼却灰運搬関連の支出によるものでございます。

3ページにお進みください。

次に、3の村債でございます。

村債は、学校教育施設等整備事業債等で2億3,956万9,000円の借入れを行い、これまでの起債元金4億8,814万7,000円の償還をいたしました。この結果、年度末残高は54億3,711万1,000円となり、前年度末より2億4,857万8,000円の減となりました。

村債の詳細につきましては、この決算調書の44ページから50ページに村債明細をお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、4の基金でございます。

基金は、キャリア教育推進等の財源として、人づくり基金432万2,000円、学校給食センター整備事業の財源として、学校施設整備基金6,871万9,000円、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金400万円の取崩しをいたしました。

新たに財政調整基金2億2,299万2,000円、減債基金2,132万6,000円、学校施設整備基金1億円、まち・ひと・しごと創生基金380万円、並びに基金の利息分の積立てを行いました。

基金の明細につきましては、この調書の30ページから43ページにお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、5の主要事業でございます。

学校給食センター建設工事をはじめとした主要事業を、3ページ中ほどから5ページまで分野ごとに載せてございます。後ほど御覧ください。

それでは、おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

6の繰越明許でございます。

繰越明許につきましては、19事業、3億2,456万5,000円が翌年度へ繰越しとなっております。内訳につきましては、次に列記してあるとおりでございます。

次に、7の事故繰越でございます。

車両生産企業に対する所管官庁の処分による出荷停止により、公用車購入事業120万円が事故繰越となっております。

一般会計は以上でございます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

2の介護保険事業特別会計でございます。

介護保険事業特別会計の歳入決算額は、前年度対比4.7%増の11億5,123万5,000円となりました。主なものは、保険料が2億4,518万9,000円、国庫支出金2億3,972万3,000円、支払基金交付金2億6,776万5,000円、県支出金1億5,052万9,000円、繰入金1億5,148万6,000円となりました。徴収率ですが、現年度分は99.75%、滞納繰越分は7.23%、全体では98.8%で、前年度対比0.1%の増となりました。

歳出決算額は、前年度対比5.6%増の10億6,258万4,000円となりました。うち、保険給付費が前年度対比0.38%増の9億3,666万5,000円で歳出の88.2%を占め、地域支援事業費は、前年度対比6.5%減の3,468万7,000円となりました。

このほか、支払準備基金4,000万円と利息分の積立てを行いました。

この結果、歳入歳出差引残高は、前年度比431万2,000円減の8,865万1,000円となりました。年度末の第1号被保険者数は3,838人で、前年度末対比52人の増となりました。

次に、3の国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計の歳入決算額は、前年度対比4.8%減の12億1,161万3,000円となりました。歳入の基本となる保険税は、前年度対比1.5%減の2億5,509万1,000円となりました。

保険税以外の主な収入は県支出金で、前年度対比6.9%減の8億4,259万3,000円となりました。繰入金につきましては、前年度対比4.7%減の7,406万3,000円となりました。

徴収率ですが、現年度分96.6%、滞納繰越分14.0%、全体では、前年度対比0.6%減の88.1%となりました。また、応能応益の比率につきましては、53対47となっております。

歳出決算額ですが、前年度対比4.5%減の12億112万2,000円となりました。保険給付費は前年度対比6.7%減の8億2,946万2,000円で、歳出総額の69.1%を占めました。

年度末被保険者数は2,580人で、前年度対比29人の減、加入世帯数は1,726世帯で、前年度対比10世帯の増となっております。

おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は、前年度対比6.0%増の1億6,260万7,000円となりました。主な収入は保険料で、前年度対比6.4%増の1億3,066万円となりました。徴収率は現年度分99.97%、滞納繰越分78.6%、全体では、前年度対比0.31%増の99.87%となりました。

歳出決算額は、前年度対比3.3%増の1億5,813万4,000円となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金は前年度対比3.4%増の1億5,767万3,000円で、歳出の99.7%を占めました。

この結果、歳入歳出差引残高は447万3,000円で、前年度対比405万1,000円の増となりました。年度末被保険者数は2,134人で、前年度対比55人の増となりました。

以上が、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

決算書、主要施策成果説明書及び決算添付書類等の詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上で、一般会計及び特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（原 源次） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について、説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第10号「令和5年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」及び、議案第11号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」、一括で概要説明を申し上げます。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類を御覧ください。

初めに、水道事業会計から願いたします。

60ページの令和5年度南箕輪村水道事業報告書をお願いいたします。

1、概況（1）総括事項、イ、一般事項であります。令和5年度の年間総配水量は約168万3,000トンで、昨年度に比べ約1,000トンの増加となりました。有収水量は約138万9,000トンで、昨年度に比べ約1万4,000トンの減少となりました。これは、緩やかな給水人口の増加に対し、水道使用者の節水意識や給水機器の節水機能向上があったということと考えられると思います。

有収率は82.6%で、配水管等からの漏水の影響が大きかった過去と比べると高い数字ですが、前年度と比較すると、0.9%減少となりました。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約148万1,000トンで、昨年に比べ約2万6,000トンの増加となりましたが、自己水源である大泉川の表流水からは、年間を通じて比較的安定した取水ができたものと考えられます。

令和5年度事業は、令和4年度からの繰越事業であります村道2217号線の配水管布設工事のほか、国道153号舗装本復旧工事、第1配水池緊急遮断弁制御盤修繕工事、第2配水池導水管布設替工事等を行いました。

また、大泉区配水管布設替工事及び神子柴区の水管橋布設替工事につきましては、掘削等の結果、既設管が当初想定していました位置と大分異なった位置にありまして、工期延長を要しまして、令和6年度事業への繰越しとなりました。

次に、決算の状況でございます。

令和5年度は、水道事業収益2億6,032万5,083円に対し、水道事業費用2億4,080万3,688円となり、差引き1,952万1,395円の純利益となりました。

収益の内訳といたしまして、営業収益2億3,224万844円、営業外収益2,808万4,239円となり、営業収益の主な財源は、給水収益で2億3,051万8,448円、前年度と比較しまして、183万6,472円の減収となりました。

営業外収益の主な財源は、長期前受金戻入で2,610万2,234円、前年度と比較しまして98万3,652円の減収、雑収益は145万1,961円、前年度と比較しまして、105万706円の減収となりました。

水道事業費用の内訳であります、営業費用が原水及び浄水費9,133万892円、配水及び給水費1,912万6,575円、総係費5,144万8,346円、減価償却費7,634万7,115円、資産減耗費131万円となり、営業外費用は支払利息109万3,282円、雑支出14万7,478円となりました。

特別損失はありませんでした。予備費の執行もないという状況でございます。

資本的収支は総収入額852万4,176円、総支出額5,646万1,510円で、差引きの不足額4,793万7,334円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額334万1,082円、過年度損益勘定留保資金3,135万8,894円、及び減債積立金1,323万7,358円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数は、資金不足比率はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業でございます。

74ページの令和5年度南箕輪村下水道事業報告書を御覧ください。

1、概況（1）総括事項でございます。

本村の下水道事業につきましては、平成3年度から下水道の積極的な整備に努め、事業を進めております。

現在は、南箕輪村第5次総合計画の基本目標5、住みやすい環境づくりを進める村を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止、保全を視野に入れた投資的なインフラ整備から、維持管理及び地震対策を柱に事業を展開してまいりました。

今後は、浄化センター及び管渠の維持管理費用や改築更新投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

また、下水道施設につきましては、ストックマネジメント計画に沿った修繕・改築及び総合地震対策計画に沿った管路の耐震改修に努め、より一層健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況でございます。

排水区域内面積857ヘクタール、処理区域内人口1万5,792人、下水道整備率98.4%となり、昨年度と比べ、処理区域内人口は45人増加をいたしました。

下水道接続人口は1万4,925人、接続率は94.5%となりまして、昨年度と比べ、下水道接続人口は209人の増加、接続率は1%の増加となっております。

また、有収水量は151万3,633立方メートルとなり、昨年度と比べ、3万3,968立方メートルの減少となっております。

建設改良の関係でございます。

建設改良工事のうち、新たな宅地造成等に伴う管渠接続工事の枝線の整備を行い、下水道管布設延長は56.7メートルの増加となり、下水道管布設総延長につきましては、161.1キロメートルとなっております。

また、施設改良工事につきましては国庫補助金を活用しまして、ストックマネジメント計画に基づく修繕・改築の優先度に応じまして、南箕輪浄化センター機械設備改築工事等を実施しました。これらの費用として、建設改良事業費は9,590万8,000円を設備投資した状況となっております。

会計及び経理でございます。

収益的収支は、収入5億4,258万8,713円に對しまして、支出は5億3,683万7,265円で、差引金額の575万1,448円が当年度純利益になりまして、これに、前年度繰越欠損金2億5,408万9,727円を差引きすると、当年度未処理欠損金の額は2億4,833万8,279円となりました。

収益の内訳としまして、営業収益2億7,651万5,418円、営業外収益2億6,607万3,295円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で2億7,502万2,083円、前年度と比較しまして、下水道使用料は514万4,009円の減収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、8,323万7,000円となりました。

對しまして、下水道事業費用の内訳につきましては、営業費用が管渠費734万1,675円、処理場費8,130万8,581円、総係費2,307万7,521円、減価償却費3億5,788万2,207円となり、営業外費用は、支払利息等6,722万7,281円となっております。

資本的収支は、総収入額が3億7,307万1,000円に對し、総支出額が5億1,987万267円で、不足額1億4,679万9,267円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額417万1,891円及び、当年度損益勘定留保資金1億4,262万7,376円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数、資金不足比率はゼロとなっております。

以上で、議案第10号及び議案第11号の概要説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 以上で、議案第6号から議案第11号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について監査委員から報告を求めます。

加藤代表監査委員。

代表監査委員（加藤 篤） それでは、令和5年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の令和5年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審

査意見書を御覧ください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。

まず、1ページを御覧ください。

審査の概要です。

(1) 審査の対象のとおり、令和5年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月9日から23日までの間で5日間をかけて実施し、7月26日に財政援助団体の監査、8月9日にまとめを行いました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課局次長・係長から説明を聴取しました。

また、例月の出納検査や昨年11月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事事業の実施状況について、現地調査も併せて行いました。また、財政援助団体等に対する審査として、7月26日に特定非営利活動法人南箕輪わくわくクラブに対する審査を実施しました。

審査に付されました一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、付属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理をされたものと認定しました。

また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定しました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にし、意見を記載しております。決算数値等については、先ほど会計管理者並びに建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただきます。後ほど御覧ください。

18ページを御覧ください。

現地調査につきましては、記載の5か所を実査しました。おおむね適正に処理されておりました。

次に、財政援助団体等における審査であります。決算審査に合わせ、特定非営利活動法人南箕輪わくわくクラブの審査を実施しました。

対象は同クラブに支出した総合型地域スポーツクラブ委託、村民体育館指定管理者委託についてであります。記載のとおり、事業委託分と指定管理者分は別に収支が管理され、それぞれ監事の監査を受け、また、外部の会計事務所にも指導を受けており、会計諸帳簿・証拠書類とも適正に処理されておりました。活動内容の説明を受け、内容については、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。

監査委員の総括意見として、19ページを御覧ください。

資金運用はおおむね良好であったと判断します。村税、保険料・税、使用料、負担金等の収入未済額については一般会計・特別会計では増加し、公営企業会計の水道使用料は増加、下水道使用料と下水道受益者負担金は減少しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き、徴収業務に努めていただきたいと思います。

また、不納欠損額については、一般会計・特別会計では減少、公営企業会計も減少しております。引き続き、公平性の観点から、不納欠損に至らぬよう滞納額の減少、徴収率の向上等、事前の対策を立てて実行していただきたいと思います。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では健全な数値を示しており、引き続き、健全財政の確保に努めていただきたいと思います。

燃料・物価高騰対策などにより職員の事務量が増加し、厳しい労働環境であります。業務内容の見直し、繁忙期の応援体制など働き方改革に努め、職員の健康維持管理を図られることを願います。

補助金・交付金を活用した事業については、おおむね良好でありました。事業の効率化、妥当性等については、地方自治法で求められている最小の経費で最大の効果を上げられるよう、一層の検証をされたいと思料します。

あわせて、各事業の実施に当たり、関係法令、財務規則等により適正な執行を行うことはもちろんでありますけれども、効率的な執行ができるよう、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号で求められている内部統制体制の整備を参考に、リスク評価制度を取り入れるなど、一層検討されたいと考えます。

20ページ以降の監査意見についてです。

最初に、奨学金返還支援補助金についてです。

本村においても、将来、いずれ人口が減少すると予想されます。若者の県内回帰や定着を促進するためには魅力的な補助金と考えられます。しかしながら、利用者数は少ないように思われることから、該当者がいる家庭への周知や二十歳のつどいの招待状とともに補助金の案内を郵送するほか、学生が集まるイベントなどで、広く積極的な周知ができる方法を検討していただきたいと思います。

次に、ファミリーサポート事業についてです。

昨年度も要望しましたが、協力会員の養成講座は、引き続き実施をお願いしたいと考えます。また、講座のみだけでなく、会員になるための資格審査、これは、児童に対する性犯罪・虐待等の審査、いわゆる日本版DBSと言えると思いますが、もしもいただき、あわせて、定期的にスキルアップ講座や研修を実施するなどの検討をしていただきたいと思います。

次に、個別避難計画の策定についてです。

災害時における避難行動要支援者については、心身とも日々変化している状況であるため、なるべく早期策定をお願いすると同時に、1年ごとの見直しも今後必要になると予想されるため、見直しを行う方法も今後検討していただきたいと思います。

次に、民有地の雨水排水対策の指導についてです。

民間業者が宅地造成をする際、敷地内での雨水排水処理ができず、道路や水路の管理に支障が生じるなど、昨今問題になっていると聞いております。敷地内での処理が確実に行われるよう、村側からの意見が確実に業者側に伝わる方法を検討していただきたいと思います。

次に、大芝関連施設及び備品の管理についてです。

耐用年数の経過、老朽化などで修理・交換が必要となる大芝関連施設の各種備品については、村と開発公社の管理がどちらなのか不明な点が多いと推測されます。今後は、営繕などの費用もかかることから、備品台帳を整えるなど、村と開発公社との区分けを明確にし、緊急性を除き、修繕・交換などは計画的に進められるような体制づくりを構築していただきたいと思います。

また、大芝荘の今後の在り方の検討やフォレスト大芝の活用方法の検討を進められたいと

願います。

教育委員会評価委員会についてです。

教育委員会評価委員会は、教育委員会が行う教育活動の執行状況を外部の知見及び視点を活用して評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとり、報告書を議会へ提出するとともに公表する委員会であり、予算では委員報償費が計上されていますが、委員会開催の実績がありません。

また、本村には教育委員会評価委員会についての設置要綱など見当たらないことから、予算計上されている教育委員会評価委員会について、今後の在り方を検討していただきたいと考えます。

次に、投票率向上に向けての取組についてです。

昨年度行われた長野県議会議員一般選挙、南箕輪村議会議員一般選挙において、軒並み過去最低の投票率となっております。特に、20代の若年層における投票率の低さは顕著です。投票率の向上に鋭意取り組みたいと思います。

次に、キャッシュレス決済の導入・活用についてです。

キャッシュレス決済は公共料金の一部で既に導入され、活用されていますが、住民サービスの向上や職員の業務効率化、及び職員の現金取扱いのリスクを軽減するために必要であることから、今後も広く周知するとともに、さらなる活用範囲の拡大に向け、検討していただきたいと思います。

最後になりますが、23ページをお開きください。

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。

審査の対象、審査の期日、審査の手続は記載のとおりでありますので、御確認ください。

健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されておりました。

また、24ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足比率と、この算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認めました。

以上が審査意見書の内容でございます。

以上で審査報告を終わります。

議長（原 源次） 以上で、議案第6号から議案第11号までの説明が終わりました。すみません。

以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第11号までにつきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにし、たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第11号は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、令和2年1月14日の議会

全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されていますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には笹沼美保議員を指名します。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第12号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第12号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、児童手当対象の拡大に伴う扶助費、新型コロナワクチン予防接種の実施に必要な委託費などの必要な歳出について、所要の補正をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,657万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億3,291万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第12号の細部説明を申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費です。

1項1目0201一般管理事務、13節使用料及び賃借料です。

現在、村バスが故障しており、代替車両としてスクールバス等を使用していますが、利用状況によりレンタル車両も必要となり、新たなバスが納入されるまでに見込まれる費用を計上しております。

0210文書広報事務の12節委託料です。

各区の負担軽減を図るため、10月から、村の広報紙を村から直接各世帯へ配布するための委託料を計上しております。

0220財産管理事務、22節償還金、利子及び割引料です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、令和2年度と令和3年度事業分の返還金となります。

0229ふるさと納税事業、8節旅費と10節需用費は、ふるさと納税の委託業者の企画する展示会が11月に横浜で開催予定であり、その出展に伴う職員旅費と展示会の試供品やグッズなどの購入費です。

11節役務費の手数料の決済手数料は、クラウドファンディングのサイト分です。申込手数料は、クラウドファンディングの決済代行に係る初期手数料と、来年度ふるさと納税委託業者に追加予定のAmazonの申込み費用と横浜での展示会の出展料で、合計142万円を委

託料から組み替えております。

12節委託料は、今年度のふるさと納税の寄附額が当初予算より1億3,000万円ほど増額になる見込みとなり、経費となります委託料6,500万円の増額を計上するもので、11節役務費に組み替えた額と相殺して計上しております。

18ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料は、横浜での展示会の際の駐車場使用料です。

0236減債基金積立金、24節積立金です。上伊那広域連合の平成25、26年度事業である消防救急無線デジタル化整備工事の談合に係る違約金が、上伊那広域連合から送金される予定です。この事業に係る起債償還の残金と利子を支払った残りを減債基金として積み立てるものです。

0241企画調整管理事務、8節旅費は、地域おこし協力隊の活動に伴う旅費です。

17節備品購入費は、当初予算で大芝を拠点に木工などに携わっている隊員が使用する備品を購入予定で計上していましたが、個人で購入するため、不用額となりました。

18節負担金、補助及び交付金の負担金は、先ほどの8節と17節の調整をするため、振り替えるものです。

0261賦課徴収事務の22節償還金、利子及び割引料は、村税の還付金が補正予算第3号でも増額しましたが、追加で補正をお願いするものです。

おめくりいただき、19ページをお願いします。

3款民生費、0301社会福祉総務事務は、福祉灯油券に係る経費です。10月1日現在の灯油単価が基準額を上回る見込みのため、本年度も住民税非課税の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等の該当世帯へ1万円の灯油券を交付する予定で、事業に係る補正をお願いします。

10節需用費の消耗品は、灯油券の印刷に係る経費です。

19節扶助費は、600世帯を見込み計上しております。

0306障がい者福祉事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金です。このたび、障がい者グループホーム等施設整備事業補助金交付要綱を改正します。重度障がい者が入居できるグループホームが不足している状況を踏まえ、補助金の上限額を引き上げたことにより、予算計上するものです。

0361臨時福祉給付金事業、10節需用費の消耗品費は、事務用品が追加で必要となり、事務費交付金を活用して購入するものです。

0312高齢者の生活支援事業、18節負担金、補助及び交付金の負担金です。上伊那福祉協会で運営する養護老人ホームの赤字補填のため、上伊那広域連合との覚書により案分した負担金です。

20ページをお願いします。

0331児童手当給付事務です。10月から制度改正により児童手当の対象が拡大され、それに伴う補正です。

1節報酬と3節職員手当等は、児童手当事務を担当する会計年度任用職員報酬を7か月分計上しています。保育園運営事業で予算計上していた職員のため、支出科目を組み替えました。

10節需用費、11節役務費は、制度改正により通知等に係る経費です。

19節扶助費は、10月からの拡大対象となる約920人分を計上しています。

0336出産・子育て応援交付金事業、13節使用料及び賃借料は、こども課がこども館に移ったことにより、複写機の使用料が増加したことに伴う増です。

0340保育園運営事業、1節報酬と3節職員手当は、先ほどの0331事業へ組み替えをしたものです。

12節委託料は今年度の当初予算で、たけのこ園を含む全園の警備委託料を計上していましたが、次の0341保育園施設整備事業の保育園防犯カメラ警備システム設置工事と併せて検討した結果、警備会社に防犯カメラ設置とカメラ警備を含めた委託とすることとし、12節委託料は保育園5園分のカメラ設置を含めた6か月分となり、不用額が出ました。

次の0341保育園施設整備事業は、全額委託料として今後支出をしていくため、不用額となりました。

おめくりいただき、21ページをお願いします。

0342児童発達支援事業、12節委託料は、たけのこ園のカメラ設置を含む6か月分の警備業務委託料です。

22ページをお願いします。

4款衛生費、0400保健衛生総務事務、18節負担金、補助及び交付金の補助金です。骨髄ドナー助成事業の対象がありますので、補正をお願いするものです。

0401予防事業、12節委託料です。新型コロナワクチン予防接種が10月から開始するに当たり、個人負担を除く額を2,200人分見込み、計上しています。

0406市町村母子保健事業は、6月から開始した産後ケア事業ゆったりタイムin大芝が当初一般財源でしたが、事業費2分の1が県の補助対象となり、財源組み替えをするものです。

0410清掃総務事務、18節負担金、補助及び交付金の負担金ですが、伊那中央行政組合のし尿処理運営費の分担金の増に伴うものです。

0411塵芥処理事業、10節需用費の消耗品費は、各ごみステーションで回収されずに残ったごみを一時的に役場で保管するためのごみ置き庫です。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

6款農林水産業費、0651林業振興事業、10節需用費の印刷製本費は、大芝高原森林づくり実施計画が本年度完成する予定です。つきましては、概要版の冊子を作成し、周知していくための作成経費です。

また、当初予算で計上しています大芝のアカマツを使った木育おもちゃが県の補助金対象となり、事業費2分の1が一般財源から財源組み替えをしております。

0652森林病虫害等防除対策事業、12節委託料は、当初予算で松枯れ伐採材積500立米を見込みましたが、伐採作業を進める中で当初予定していた被害木に加え、その周辺に広がった被害木を合わせて伐採しています。また、未処理の被害木も確認されているため、本年度最終的に679立米の処理を実施するため、要する費用を計上しています。

0654間伐対策事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金です。本年度の間伐事業等補助金は、補助率を引き上げたことにより多くの方に活用され、今後見込まれる分の増額補正をお願いするものです。

24ページをお願いします。

7款商工費、0702商工振興事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金です。本年度の企

業振興事業補助金の申請額が確定したことに伴い、予算を上回る額について増額補正をお願いするものです。

0720大芝高原観光事業、14節工事請負費は、大芝の湯駐車場工事が完成間近となりましたが、安全対策など、付帯工事を追加で実施する経費を計上しています。

21節補償、補填及び賠償金ですが、大芝の湯駐車場工事に伴い、水道管の切り直し工事が必要となり、その補償費を計上するものです。

おめくりいただき、25ページをお願いします。

8款土木費、0803道水路維持事業の道路舗装の工事の中で、通学路のグリーンベルト設置工事が国庫補助対象外となり、一般財源に振り替えるものです。

0806国庫補助道路改良事業、14節工事請負費は、ただいまの0803事業で補助対象外となった枠を活用し、村道1098号線の道路改良工事を当初の予定より延長を延ばして実施することとなり、増額をお願いするものです。

0850大芝公園管理総務事務、11節役務費の手数料、保険料及び26節の公課費は、モバイルトイレ導入に伴う必要経費を計上するものです。役務費の水質検査料は、大芝の湯の法定水質検査の検査費用です。

26ページに移り、0830住宅管理事業、12節委託料は、耐震診断が当初見込みの5件を上回り、今後見込まれます額を計上しています。

18節負担金、補助及び交付金の補助金は、耐震補強工事実施に伴う補助金で、これも当初見込みの4件を上回り、今後見込まれます額を計上しています。

おめくりいただき、27ページをお願いします。

10款教育費、1015南箕輪小学校改築事業、14節工事請負費は、本年度、体育館ガラス耐震化工事を予定していますが、発注段階で確認したところ、ガラス面の形状により工法の見直しが必要になり、増額補正をお願いするものです。

1040公民館総務事務、13節使用料及び賃借料は、村公民館の電話機の故障により、電話機9基分をリース契約により更新するためのリース料を計上しています。

18節負担金、補助及び交付金の補助金は、南原と北殿の分館改修工事費の物価上昇による増額分を計上するものです。

1055文化財保護事業、12節委託料は、合葬式墓地の建設を検討している土地が埋蔵文化財包蔵地であり、その試掘調査を実施するための委託料です。

28ページをお願いします。

11款災害復旧費、1116林道施設災害復旧事業の14節工事請負費です。7月の大雨で3号橋が土砂で埋まってしまい、その撤去と、昨年度から実施している林道施設の災害復旧工事の精算分です。

おめくりいただき、29ページをお願いします。

12款公債費、1201起債元金償還費と、次の1202起債利子償還費ですが、上伊那広域連合の消防救急無線デジタル化整備工事に係る償還費について、当初一般財源でしたが、談合に係る違約金をこの事業の償還に充てるため、財源組み替えをするものです。

30ページをお願いします。

14款予備費、1400予備費です。歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

8ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

1款村税、1項1目個人村民税ですが、定額減税の実施に当たり、補正第3号で一部減額しましたが、本年度の住民税の課税処理が終わりましたので、残りの定額減税影響分を減税しました。減額分については、特例交付金で全額補填されます。

また、住民税の本算定において、当初の見込みより500万円の増額となり、差引き計上しております。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

11款地方特例交付金、1項1目個人住民税減収補填特例交付金は、先ほどの住民税の定額減税による減収分と住宅借入金控除による減収分について、当初予算との差額分を計上しております。

10ページをお願いします。

12款地方交付税です。令和6年度交付税決定額が18億9,803万1,000円となりました。予算との差額分を増額補正するものであります。

おめくりいただき、11ページをお願いします。

16款国庫支出金、1項3目民生費国庫負担金です。

2節児童手当負担金は、0331事業で今回扶助費を増額した額の3分の2の額を計上しております。

2項2目総務費国庫補助金は2節企画振興費補助金で、地方創生臨時交付金の概算交付の追加分となります。令和6年度、新たに住民税非課税世帯、新たに均等割のみ課税世帯、子ども加算、定額減税の調整給付分であります。補正第1号で交付された分と合わせ、概算交付額となります。

3目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援交付金は0331事業の児童手当給付の制度改正に係る事務費で、会計年度任用職員の人件費と制度改正に伴うシステム改修費分全額です。

出産・子育て応援交付金は0336の経費の2分の1です。

8目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金は社会資本整備総合交付金で、0803事業の補助対象外工事の減額分と0806事業の増額分を計上しています。

5節住宅費補助金は、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金で、0830事業で増額した2分の1の額です。

12ページをお願いします。

17款県支出金、1項3目民生費県負担金、2節児童手当費負担金は、0331事業で増額した扶助費の6分の1の額です。

2項3目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金の出産・子育て応援交付金は、0336事業の4分の1の額です。

こども・子育て応援市町村交付金は、0651事業の木育おもちゃ分と0406事業のゆったりタイムin大芝の事業分の2分の1の額が補助対象となり、計上しています。

4目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金は骨髄バンクドナー助成事業補助金で、0400事業の経費の2分の1の額です。

8目土木費県補助金、5節住宅費補助金は住宅・建築物耐震改修促進事業補助金で、0830事業で増額した4分の1の額です。

おめくりいただき、13ページをお願いします。

19款寄附金、1項1目一般寄附金です。

まず、ふるさと納税寄附金ですが、当初予算より1億3,000万円の増を見込んでいます。企業版ふるさと納税寄附金は、新たにスタートするクラウドファンディング分100万円を見込み、合わせて計上しています。

14ページをお願いします。

21款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、令和5年度の実質繰越金が3億5,429万5,000円でした。当初予算と補正第1号、第3号で既に計上している分を差し引き、今回残りを計上しています。

おめくりいただき、15ページをお願いします。

22款諸収入、5項1目雑入、4節雑入の助成金は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金で、0401事業分です。

5節違約金及び延納利息は、上伊那広域連合の消防救急無線デジタル化整備工事の談合に係る違約金です。上伊那広域連合の負担割合で算出しております。

16ページをお願いします。

13款村債、1項15目臨時財政対策債です。

令和6年度発行可能額が1,838万4,000円と決定し、予算差額を減額するものです。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

19ページでありますけれども、障がい者グループ等施設整備事業補助金が上限引上げによって予算も500万円ということになったんですけれども、これは、計画に基づき、民間での建設を推進するということでもありますけれども、今求められている状況に対して、実際にこの建設をするための担当課としてはどんなふうな働きかけというか、民間事業者に対しての働きかけなどを含めて、建設できる可能性というか、見通しについてお聞きしたいと思えます。

それと、21の保育園の防犯カメラの設置と警備の問題ですけれども、どのように設置してどのように警備していくのかっていうところをちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 三澤議員のグループホーム施設整備に関する御質問にお答えします。

民間の事業者に対する制度ではありますけれども、今のところグループホーム建設のお話をいただいている事業所はない状況でございますので、こちらから働きかける必要はあると思っておりますが、グループホームは非常にマンパワーも必要であったりしますので、まずは大手の福祉事業所に直接打診をするなどして、グループホームの建設についての意向確認を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 源次） 武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 三澤議員の質問にお答えいたします。

保育園の防犯カメラですけれども、今回設置する物は、外部からの侵入に対しての防犯カメラになっております。各園ですけれども、まず玄関ですとか侵入者が来そうな場所というところで、園の大きさによるんですけれども、2台または3台を設置予定しております。

業者さんのほうにもそちらの管理のほうもお願いをしております、例えば、夜間に侵入者があった場合は対応していただく。そういった形を取りたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

山崎議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎です。

24ページの大芝高原の関係です。大芝の湯の駐車場ということで、お祭りに向けて、急遽駐車可能になったというそういう手配についてはよかったと思うんですけども、今後、まだ工事が引き続き続くことだと思います。この中にあるその付帯工事費っていうのの安全対策という説明がありましたけれども、この中身について教えていただきたいと思います。

それから、27ページの04文化財保護の埋蔵文化財包蔵地試掘調査委託料ということで、具体的にはどこになるのかなというのを教えていただければと思います。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 山崎議員の大芝の湯の駐車場の付帯工事、安全対策という形の中で御質問がありました。お答えします。

今、大芝の湯のほう、ほとんど完成していますけれども、この関係につきましては木を切ったところ、まだ一部出ているところがありますので、歩道内ですとかちょうどカーブのところ、そういうところの木を切り株を下げる関係、それと車止め工、センターのところの反対側に2区画ありますので、そこに車止め工。あとは、現場事務所があったところ、そこも木を切っておりますので、屋内運動場のところですが、そこから転落防止の関係で、今やるところになります。

以上です。

議長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 山崎議員の御質問にお答えします。

埋蔵文化財の包蔵地の試掘調査ですけれども、久保の上ノ平遺跡の部分になります。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

太田議員

8 番（太田 篤己） 8番、太田です。

歳出のほうで18ページです。0241企画調整管理事務の中の17節備品購入費について、備品購入費の不用ということで、事由は地域おこし協力隊で自己で購入するっていうことのようなんですが、ちょっとその辺の事情を教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） では、太田議員の質問にお答えいたします。

こちらの備品購入費につきましては、地域おこし協力隊、観光森林課でやっていただいている協力隊の部分なんですけれども、木工制作など、アカマツ材の利活用などを主なミッションとしておりまして、その中で、備品購入ということを当初活動費の中で考えておりましたが、先ほど財務課長から説明がありましたとおり、この大型の方については個人で購入し、卒業後は自分で使っていくということがありましたので、この部分について減額をお願いするということでございます。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに御質問。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

17ページのふるさと納税についてですが、ここで委託料が、また寄附金が増えることによって、委託料も増えております。これ、総務省の指導によると、50%以下にというようなことで指導されているんですが、以前聞いたときは、南箕輪村においては55%というようなことになっていますが、50%に向けて何かやっているかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

50%になるように、今金額の設定をして、現在は全てその中に収まるようにしていております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに御質問。

唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 17ページの一般管理事務の村バス代替車両使用料47万6,000円の、どのように代替車両を確保するのかをお聞きします。

それと、19ページの養護老人ホーム赤字補填負担金、これについてのもっと詳しい内容を教えてください。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） まず、1点目の代替バスの関係でございます。

現在、村バスのほうもギャランショップ伊北さんのほうに管理をお願いしているところでございます。代替バスにつきましても、現在はスクールバス、それから社会福祉協議会のバス等を使っておるところでございますが、その中で、使えない日とか重複する場合もございますので、その中で、ギャランショップ伊北さんの所有しているバスをお借りしていくということで考えております。よろしくお祈りいたします。

議長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 養護老人ホーム赤字補填に関する細部の説明をさせていただきます。

この赤字補填につきましては、令和3年度に広域連合と福祉協会で締結されている覚書に基づくものではあります。令和4年度末までは、南箕輪老人ホームと夢ゆりの里2つの施設がございましたが、令和5年度につきましては夢ゆりの里だけになっておりまして、その施

設の赤字額に対するものになります。

赤字額総額は742万5,282円でございます、村の負担分は広域連合の規定する案分率に基づきまして、72万1,708円となっております。

赤字の原因等ですけれども、最も大きいものは収入の減少でありまして、市町村が支払う入所費用、これは措置費といいますけれども、この措置者数が全市町村の傾向ではありますが、減ってきております。50床という定員に対しまして、令和5年度の平均が40.3床という状況でございます。

支出につきましては、LED化ですとか外壁の工事、備品の更新など、経年で生じる修繕や機器の更新等が大きなものでございました。これらについては、これまで積み立ててあった基金で対応したと聞いておりますが、覚書のほうで、一方で将来のために積立てをするということも規定されております。なので、一定額積み立てた分、支出が増えているということもございます。

以上、赤字についての説明とさせていただきます。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

ただいまから11時30分まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時19分

再開 午前 11時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第13号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,604万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,854万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

初めに予算書6ページを御覧いただき、歳入から説明をいたします。

14款繰越金でございますが、前年度決算による繰越金の確定見込みによりまして、増額するものであります。

歳入につきましては以上となります。

続いて、7ページからの歳出となります。

8款諸支出金、1項2目1382償還金利子等では国庫支出金等過年度分精算金ですが、これは、昨年度中の介護給付及び地域支援事業に対する国・県支払基金からの交付金について、精算に伴い、差額を返還するものであります。

8ページを御覧ください。

9款1項1目1399予備費であります。歳入歳出調整を行い、増額するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第14号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により、所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,049万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第14号について、細部説明を申し上げます。

初めに、歳入から説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

9款1項2目繰越金でございますが、令和5年度の決算確定によるものでございます。

おめくりいただき、7ページの歳出でございます。

1款総務費、1501一般管理事務でございますが、厚生労働省からの通知に基づき、今年度保険証更新の際、特定記録郵便で発送いたしました。このことにより、今後不足する郵送料を増額するものでございます。

続いて、8ページの10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、1,030万6,000円を増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第15号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ427万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,122万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第15号について、細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金でございますが、令和5年度決算確定によるものでございます。

おめくりをいただき、7ページの歳出でございます。

3款諸支出金、1805保険料還付金でございますが、今年度、過年度分の還付が例年より多く発生しており、不足分を増額するものでございます。

続いて、4款1808予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、408万7,000円を増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第16号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第16号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、提案理由を申し上げます。

本案は、本村が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が、国の制度改正に伴って地方自治法第291条の3第1項の規定により規約の一部を変更するために、同法第291条の11の規定により関係市町村の議決が必要になるため、本村においても議決を求めるものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第16号の細部説明を申し上げます。

長野県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更につきましては、マイナンバー関係法令の改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合及び関係市町村が行う事務を定めた規定を改めるものです。

なお、規約及び新旧対照表の書式につきましては、広域連合を構成する県内全市町村で統一した議案書になっているため、村の通常のものとは異なる部分がございますが、御了承ください。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

右側が旧改正前になりますが、第4条広域連合の処理する事務で、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村に行うとございまして、1号から5号まで事務を列挙してございます。

おめくりいただき、3ページの別表第1を御覧ください。

こちらが関係市町村が行う事務になります。

この広域連合と関係市町村との役割分担につきましては、規約に改めて記載しなくても高齢者の医療の確保に関する法律等に記載されているため、おのこの行う事務を掲げた部分について削除をし、お戻りいただきまして、2ページ左側新にありますとおり、第4条、高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務と改めるものでございます。

また、第17条第2項中、右側の旧に別表第2とございますが、第4条中の別表第1を削除いたしましたので、別表と改めるものです。

1ページにお戻りいただきまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上で細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案の上程を行います。

議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由を申し上げます。

新村典久委員、三澤聡委員、及び田中一裕委員が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、次期固定資産評価審査委員会委員について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。なお、委員の任期は3年です。

氏名、新村典久、生年月日、昭和36年1月26日、満63歳。住所、南箕輪村6276番地9。

氏名、三澤聡、生年月日、昭和48年4月10日、満51歳。住所、辰野町大字伊那富3830番地3。

氏名、田中一裕、生年月日、昭和32年8月12日、満67歳。住所、南箕輪村7282番地3。

各委員の経歴につきましては、添付しました参考資料を御覧ください。

よろしく御審議いただき、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（原 源次） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第17号「南箕輪村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第17号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時44分

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月18日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 会議録署名議員の追加指名

第2 一般質問(質問順位第1番から)

2番	都	志	今朝一
1番	西	森	一博
8番	太	田	篤己
7番	百	瀬	輝和
6番	山	崎	文直
3番	笹	沼	美保

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子											
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長	山	崎	一								
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課	長	武	井	香	織						
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩						
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志		
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長	武	井	厚
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤	勇						
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤					
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り											

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年9月18日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

9月に入ってもまだまだ暑い日が続いております。

会議に入る前に御報告いたします。3番、笹沼美保議員から、体調不良のため遅刻する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

2番、都志今朝一議員。

2番（都志 今朝一） 改めまして、おはようございます。議席番号2番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

今年に入り、1月1日の能登半島地震、8月8日には宮崎県南部での震度6弱の地震を観測し、気象庁初の南海トラフ地震臨時情報が発表された。また、8月15日には神奈川県西部で震度4の地震があった。震源の深さは約10キロメートル、地震の規模はマグニチュード4.4と推定。このほかにも、日本列島各地で地震が頻発しています。

また、今年の夏に入り、県内は8月19日高気圧に覆われ、気温が上昇し、最高気温は長野で今年最高の36度3分を記録したほか、30の観測地点のうち3地点で最高気温35度以上の猛暑日となり、県内では、少なくとも10人が熱中症の疑いで緊急搬送されました。

また、台風の影響などによるゲリラ豪雨も日本列島各地で発生しており、自然災害の多い年となっています。自然災害のないことを願いながら、それでは、質問に入ります。

なお、一部質問については、信濃毎日新聞より引用しております。

1項目め、村政運営の1件目、1期目公約の自己評価はどのようであるかをお伺いいたします。

1期目村長就任以来、間もなく1期目の任期もあと7か月を残すのみとなり、月日の過ぎる早さを改めて感じているところであります。

令和3年4月、村長選挙選挙時に村政運営に対して激動する社会の中で、誰もがいつまで

も幸せに暮らせる村づくりのために6項目の公約を掲げ、この公約実現のために日々努力をしてきたと思われます。

公約1項目め、福祉医療費自己負担金ゼロ。個性が尊重される教育の推進。2項目め、社会福祉士の配置強化。開業医への支援と訪問医療の強化。3項目め、新型コロナウイルス感染症対策、自主防災組織への支援。4項目め、情報発信ツールの充実。手続や施設予約のオンライン化。5項目め、大芝高原の将来ビジョンの策定。大型遊具や公園の環境整備。6項目めとして協働の村づくり、移住定住政策などがうたわれており、藤城栄文6つのフラッグの中には、26件の多項目にわたっての公約であったと思われます。

前村長にも同様の質問で、回答では、評価は住民の皆さんにさせていただくものとの答弁でしたが、4年間を自ら振り返ることも大切と思われます。

以上、1項目の公約自己評価についての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

村政運営についての中で、まずは、1期目の公約の自己評価はという御質問であります。

御指摘のとおり、早いもので残り任期が7か月となりました。

さて、1期目の出馬に当たり、いつまでも幸せに暮らせる村を掲げ、その実現に向けて、議員御指摘のとおり、大きな項目といたしまして6つの公約、フラッグを村民の皆様にお示しし、就任後は、その公約の実現に向けて汗をかいてまいりました。

4年の振り返りということで、少しお時間をいただければと思います。

1つ目の子育て支援と働きやすい環境づくりでは、子供の福祉医療費自己負担金ゼロの実現、新たな不妊治療への支援、保育園でのおむつの持ち帰り廃止、ファミリーサポートセンター利用補助、体育専科教員及びICT支援員の全校配置、中学校での理科備品の積極整備を進めてまいりました。

児童生徒数の増加に応じた新しい学校給食センターにつきましては、急激な物価高騰と向かい合いながらでありましたが、無事竣工となりました。12億円を超える多額の費用を要しましたが、貯めていた学校施設整備基金を使い切ることなく、また、財政悪化を招くことなく完了することができました。

これから、南箕輪小学校では北校舎、中校舎等改修が続きますが、次の改修のタイミングでは建て替えも視野に入ってくるため、毎年1億円ずつの基金の積立ても開始したところでございます。

農業政策と連携し、村の農業者の思いと努力で村の子供たちを育てるという理念の下、村の特別栽培米風の村米だよりを、学校給食だけでなく、保育園やお母さんのおなかの中にいる時期まで提供する体制を整えました。この風の村米だよりは、都市部の学校給食や村内飲食店への提供も進めておるところでございます。

また、前政権から引き継ぎましたネウボラ、これを実現するために設置をいたしましたこども課であるからこそ、新たに事業化が実現いたしましたゆったりタイムin大芝は、保護者の皆様に自分の時間がつくれ、また交流を図ることができ、現在、大変好評をいただいております。

2つ目の熟年者や多様化する支援を求める声に丁寧に対応とした項目では、福祉施策の充実や相談者の安心感向上を目的とした伴走型支援の実現のために、社会福祉士や保健師、相

談員を増員し、福祉課相談係を新たに設置し、窓口の一元化を行いました。

データに基づいた医療政策を進めるための健康医療課も設置し、結果説明会後の運動講座へのつなぎなど、熟年者や中年の方の健康維持のため、まだまだ努力が必要な段階ではありますが、健康づくり事業の充実を進めておるところでございます。

細かな点では、福祉入浴券の見直しも行いました。また、公共交通の見直しを昨年から取りかかっており、遅くとも令和7年度には形にできる見込みであります。村社会福祉協議会と協業し、身寄りのない方のガイドラインを県内で初めて制作をいたしまして、効果のあった事例も出始めております。大芝の湯の駐車場は、足の悪い熟年者の皆様のために、整備が完了しました。

3つ目の村民の安全・安心を守るとした項目では、個別避難計画の策定をはじめ、消防団の処遇改善も行いました。南部小学校開校から20年以上課題でありました村道10号線の危険な交差点改良を行い、また、こちらは県の事業であります。中部保育園西の県道、見通しの悪い交差点改良、塩ノ井交差点の歩道設置、こちらは既に実現をしました。北殿駅南の県道歩道設置、国道361号の歩道設置、そして、長年の課題でありました県道南箕輪沢渡線と大清水川の交差点、こちらについても事業化をされまして、工事が進んでおります。何よりと感じております。

災害対応といたしましては、集中降雨時のSNSの情報発信、また、南部小学校の雨水排水対策工事を行いました。根本的な対応といたしまして、自然災害が増加をしておりますので、危機管理課を新たに設置したところでございます。

この中、前半2年はコロナでありましたので、大芝荘を活用したワクチンの集団接種を実施、また国からの臨時交付金、こちらの活用については、経済対策と村民への再配分を第一優先として行ったところでございます。

4つ目のデジタル化の推進では、住民との広報手段としてLINEの導入、公共Wi-Fiの積極的整備、保育園や学校保護者との連絡ツールとしてすぐるを導入しました。近隣と比較し遅れていたバーコードによるキャッシュレス決済による公共料金の支払いも可能といたしました。本年10月からは、POSレジも導入となります。

公共施設のオンライン予約につきましては一旦導入しましたが、使い勝手に課題があったため、本年新たなシステムに置き換えを予定をしております、契約が済んだところでございます。

5つ目の大芝高原の魅力さをさらにアップという点では、将来ビジョンを策定し、ビジョンと計画を基に大芝高原のサービス向上、森林整備を目的とし、現地に設置した観光森林課が中心となり、新たなアスレチックを設置。また、大型遊具、RVパーク等も今年度中に設置が完了見込みとなっております。営業開始から20年以上経過いたしました大芝の湯につきましても、現在、改修設計に手をつけております。

第三セクターもコロナ禍での危機をきっかけといたしまして、経営体制を大きく変化させました。再建計画を策定し、大変苦勞いたしました。現在は計画以上の数値を残すことができしております。再建に当たり、主力事業に設定したアウトドア関連では、キャンプサイトの改修・新設につながり、デイキャンプフェスの実施など、大変好評をいただいております。

また、道の駅の新たな定番商品といたしまして、ステーキランチの開発が行われ、現在は月の売上げが優に100万円を超えてきており、大変好調であります。

森林につきましては、予想を超える松枯れ被害が進む中ではありますが、議会の皆様の様々

な御指摘を受け止めつつ、間もなく完成いたします大芝高原森林づくり計画に沿いまして、主伐・植樹を中長期的に実施していく準備が整います。道の駅や村の定番商品として、村のアカマツを再利用したブラメシシリーズも村内・郡内に広がっております。

最後の新しいコミュニティの在り方という項目であります。衛生部、また、すこやか系の負担軽減、転入者向けの資料整備など、早期に対応できるものは手をつけました。さらに、10年先を見据えた対応といたしまして、持続可能な自治会検討委員会を昨年から設置し、行政協力業務の見直しを進め、区長の負担を軽減し、来月からは、ごみの立会いや広報紙の配布を村が直営で行います。

コミュニティの醸成、また、社会的孤立への対応といたしまして、自宅以外の居場所づくりは大切な視点でありまして、地区公民館の活用、開放支援、大泉地区の地域公園の整備、こども館も居場所として利用できるよう、隣の公園整備も今年度完成見込みでございます。

その他、ゼロカーボン対策として公共施設のLED化、商工会と連携した企業補助制度の開始、内部に向けては、人事ヒアリングの実施を始めました。

長々申し上げましたが、前半2年間で基本的にはコロナや焼却灰の対応に集中する中で、不十分な面もあろうかと思いますが、私自身としては、公約はおおむね実施できているのではないかと考えております。

ただし、一つ、開業医の支援と訪問医療体制の強化、この公約につきましては、コロナ対応やワクチン接種で医療従事者の方に前例のない負担がかかる中であり、慎重に進めさせていただいていることから、こちらは実施が遅れているとされても仕方ないと自己評価をしております。

自己評価以上に、村民また議会の皆様の評価が大切であるという姿勢で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村長就任以来の従来村政運営のほかに、新型コロナウイルス感染症対策、各公民館に出向いてのおでかけ村長室での村民の皆さんからの意見・要望などへの対応にと、日々活躍のことと思われま。より一層の活躍をお願いし、2件目の、来春改選の村長選挙に出馬の意欲はどのようなかをお伺いいたします。

令和3年4月16日に南箕輪村村長に就任以来、来年の4月15日で任期の1期4年となります。就任当時は、協力隊からの首長であり40代と若く、全国的にも注目されました。南箕輪村では人口減少時代人口が増加し、県下一若い村として発展し続けております。全国の村の中でも注目されており、村への視察も全国より来庁しております。

前村長の同質問に対して、答弁では、本村の村長選の状況、過去を振り返ると、選挙日の2か月前から動きが始まるというような状況であり、12月の表明でよいと考えているとの答弁でありました。今後も学校の改修事業、タブレット入れ替えなどにと、財政的にも厳しさが一層増すことと思われま。健全財政維持にも、より一層の堅実さも必要と思われま。

あと残す任期が7か月となり、公約実現に向けて全力で村政運営に当たっていただきたいと思うところであります。

時期尚早の質問とは思いますが、次期改選の村長選挙に出馬の意欲はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 来年4月の村長選挙に出馬の意欲はという御質問をいただきました。

最近は国政のほうが大変にぎやかでありまして、地元の会合でもその流れで、例えば村長選挙の時期を確認されるなど、ちらほら選挙についての話題が上がるようになっております。

今年度は、村は150周年を迎えます。各種イベントや2月の記念式典、そして、3月の記念植樹など、多くの住民参加の下、やり遂げられるよう準備をしていかなければなりません。また、2年目となります持続可能な自治会検討委員会、こちらも一定の成果を出せるよう力を入れておるところでありますし、今年度は過去最大の予算となっておりますので、大芝高原、地域公園、学校改修等のハード整備等の推進に現在、全力で取り組んでおるところでございます。

そのため、次期のことにつきましては、これから後援会や関係者の皆さんと相談をして、12月議会に向けまして集中して考えてまいりたいと考えております。御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 1期目、畑を耕し種をまき、芽が出て茎が成長し、葉が茂りだしています。大木となるため、1期目の残り7か月を全力で村政運営のかじ取りをお願いし、2項目めの地域防災対策についての南海トラフ「巨大地震注意」気象庁初の臨時情報を受けて、村での対応はどのようなようであったかをお伺いいたします。

8月8日午後4時43分頃、宮崎県南部で震度6弱の地震があった。震源地は南海トラフ巨大地震の想定区域内で、気象庁は有識者で構成する評価検討委員会を臨時開催をした。発生の可能性が非常に平常時に比べ相対的に高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した。最大規模の地震が発生した場合、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が想定されるとして、一週間程度注意するように呼びかけた。

臨時情報は2017年より運用を開始、2019年に南海トラフ地震情報と名称が変更され、現在の基準に改定された。臨時情報の発表は今回が初めて。総務省消防庁は、南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域に指定されている29都道府県707市町村に対し、避難態勢の準備などを住民に呼びかけるよう求める通知を出した。

これを受けて村は、8月9日午前11時より、南海トラフ地震に関する災害警戒本部が開催された。村地域防災計画の震災対策編の第5章に、東海地震に関する事前対策活動としても挙げられております。南海トラフ地震の臨時情報は発表されてから8月15日で一週間となり、午後5時をもって終了しました。

気象庁初の南海トラフ地震臨時情報を受けての村での対応はどのようなようであったかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 南海トラフ「巨大地震注意」気象庁初の臨時情報を受けて、村の対応はという御質問をいただいております。

まず、前提といたしまして、南海トラフ地震が発生した場合の被害想定であります。最大で震度6弱、建物被害全壊40棟、半壊380棟、人的被害負傷者80人、重症者40人、避難者

が最大で1,620人、その他、上下水道・停電などのライフライン被害も甚大となることが想定をされております。

今回の村の対応であります、同日8日、ちょうど区長会が行われておりましたので少し遅くなりましたが、区長会終了後に夜20時50分に村災害警戒本部を設置いたしまして、取り急ぎ実施すべき村の防災対応を確認をいたしました。翌日の9日11時から第2回の会議では、休日、お盆を挟む一週間の災害対応体制や災害事前準備として、職員体制の確認や村民への周知などを行いました。

なお、この巨大地震注意という発表があった場合、事前の取決めでは、主査以上の職員全員を招集する規定でありましたが、私、本部長の権限で、今回は管理職のみとしたところでございます。

この一週間がお盆中という期間を考慮いたしますと、さらに被害想定より多くの方、また、ふだんこの地域に暮らしていない方もお盆で帰ってきていらっしゃいますので、そういった方が被災することも予想され、また、地元の民間事業者が休みになってしまうということもありまして、災害時に即応できるよう、緊急非常態勢として震度5以上が発生した場合に参集できるよう、職員に徹底をした次第でございます。

議員から御説明ありましたが、発災から一週間、幸いにも大きな災害は起きませんでした。8月15日17時をもちまして災害警戒本部を廃止し、通常災害体制に切り替えたところでございます。

その際、村民の皆様へは、村ウェブサイトやメール等を通じて、臨時情報終了のお知らせをいたしました。その後、9月の広報紙では別の特集内容を予定しておりましたが、急遽南海トラフの特集を組み、村民の皆様に関回の件につきまして必要な情報を発信したところでございます。

村といたしましては、今後の対応といたしまして、地域防災計画の見直しや情報伝達の再確認などを進める予定でございます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 南海トラフ巨大地震は、おおむね100年から150年間隔で繰り返されており、発生した場合の南箕輪村への最大被害想定は死者10名、負傷者80名、建物半壊家屋380棟が想定されています。この想定数がより少なくなる対策をお願いし、3項目めの村境確認についての、村境に設置してある標柱の確認はどのような形で行われているかをお伺いいたします。

村の境は伊那市・箕輪町、飛び地については伊那市・箕輪町・辰野町・塩尻市に村境が接しています。村境には標柱が設置され、その数は約450くらい設置されております。伊那市・箕輪境には水田、畑などが耕作地の境に多くあり、耕作されております。耕作の折、トラクターなどの耕機作業を行う場合に、表示板がプラスチック製品のため、作業機械などが当たり破損している場所、また、圃場に入出入りする際に邪魔になる場所に設置してあるために、引き抜かれている場所も見受けられます。

また、設置してから年数が経過しており、経年劣化の場所も見受けられます。2年に1回の巡視なども行われていると思いますが、固定資産評価にも大切な境界柱です。また、飛び地についても財務課の担当であり、境界巡視なども広範囲に及んでおり、現地確認には多く

の日数も必要と思われますが、GPSなどの活用により、効率のよい境界確認をお願いするところであります。

また、境界の台帳の整備も必要な状態にあるようであります。少ない職員での境界巡視、書類整備など、広範囲にわたり大変重要な部署であり、村の大切な財産管理です。

できるだけ現場主義での確認をお願いし、今後、境界に設置してある標柱の維持管理をどのような形で行っていくかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村境に設置してある標柱の確認についての御質問でございます。

村境に設置してある標柱につきましては、おおむね地表に埋められているコンクリートの標柱とその標柱が設置されている場所の目印として、地上に建てられたプラスチック板と金属支柱による看板に分けられます。地表に埋められている標柱につきましては、基本的には境界全てに設置をされていますが、飛び地については一部のみとなっております。

対して、議員から御質問いただいております地上に建てられている看板、こちらについては、公有地や民地で公道からアクセス可能な場所など、埋められている標柱の目印として部分的に設置されておまして、例えば、天竜川沿いやゴルフ場の内部など、設置していない箇所も多々ございます。

この目印としての地上に建てられた看板は、これまで延べ540本設置した記録が残っております。ただし、現存する看板を現在、正確に把握はできておりません。令和4年度の記録をたどりますと、おおむね3分の2から2分の1程度は現存していると推測ができます。

さて、この地表に埋められているほうの標柱につきましては、草や土などで一時的に埋められている箇所もありますが、基本的には、当時設置された場所にそのまま現存しております。こちらについては、現在、紙ベースで管理をしておりますが、今後適切な管理を継続するためには、台帳のデジタル化が必要と考えております。

また、この埋められている標柱が仮に欠損してしまっている場合には、復元が必要となってまいります。復元に当たっては、1本ごとに測量を行い、改めて場所を特定することが必要になりますので、相当程度費用がかかります。

一方、地上に建てられている看板、こちらにつきましては、2年に1回エリアを指定して現地調査を行い、劣化・欠損・破損しているようなものは新しいものに置き換えております。また、引き抜かれてしまった看板は、公有地であれば打ち直しをしております。

民地にあるものにつきましては、現在は民地の所有者の土地に打たせていただいている状況でありますので、所有者に設置の義務はありません。例えば、所有者が農作業の邪魔になるようであれば、無理な設置をお願いするのは困難というところであります。そういった背景がありますので、村として打ち直しなどは行っておりません。民地につきましては、

今後の地上に建てられた看板の管理につきましては、目印の役割でありますので、現存しているものを維持管理してまいりたいというのが村の意向でございます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 農作業を行う機械も大型化され、圃場への出入りも広さを必要とする場所もあります。今後の管理も場所によっては大変と思われますが、村にとって大切な境界です。今後も適切な財産管理をお願いして、4項目めの施設整備についてのごみステ

ーション整備事業補助金交付金増額については、どのような考えであるかをお伺いいたします。

村内には、ごみステーションが全村に78か所設置してあります。設置については、南箕輪村共同住宅等のごみステーションの設置に関する指導要綱、平成21年3月26日告示第11号で、第1条目的から第10条補則まで定められております。また、この要綱とは別に、南箕輪村ごみステーション整備事業補助金交付要綱、平成21年9月1日告示第70号に定められております。

南箕輪村ごみステーションの整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成21年の補助金から適用するとうたわれております。第1条の趣旨から第6条添付書類までが定められており、第5条では、補助金の額がうたわれております。補助金は事業に要する経費の2分の1以内とする。ただし、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額を限度とする。

- 1、ごみ全種別を集積する面積50平方メートル以上のごみステーション60万円。
- 2、前号以外のごみステーション10万円と定められております。

この要綱ができてから15年ほど経過しており、要綱公布以来人口も増加しており、ごみ排出量も増量しております。改修が必要なステーションも出てきております。

告示以来、年数も経過し、物価も人件費も高騰しています。補助金交付の増額についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ごみステーション整備事業補助金交付金の増額に関する御提案をいただきました。

ごみステーション整備事業補助金につきましては、平成21年度に交付要綱を整備いたしまして、各地区のごみステーションにおいて、ごみを集積するための構造物の設置・修繕・改良に対して補助金を交付してまいりました。

これまでの平成21年から令和5年までの件数であります。36件の補助金交付を行っております。平均いたしますと、年2件から3件の申請がありまして、こちらは過去を振り返りますと、既に全地区それぞれ使っていたという状況でございます。

内訳であります。ごみの全種別を集積する面積が50平方メートル以上のごみステーションが1件で60万円、それ以外の上限10万円以内の件数が35件となっております。合計で36件となっております。

議員より御提案いただきました物価高騰対応であります。令和3年度後半頃から令和5年度までは申請が6件ありまして、各ごみステーションの規模と状況が違うので一概には申すことはできませんが、6件のうち4件は区の負担が物価高騰によりまして増えているというところは確認ができております。

そのような中、補助金の増額の検討であります。まずは今後の整備予定、事業費等を各区と相談しながらあります。村といたしましても、議員御提案のとおり補助金を増額するか、こちらを検討しなくてはならないと捉えております。

同時に、今回の議員から御提案いただいた背景には、物価高騰に対して、この補助金に限らず、様々な補助金の見直しを進めていくべきという意図も感じておりますので、今後、村として様々な補助金、全体の見直しを一度していく必要があるとも感じております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 設置してから、人口増加などにより、増築などの改修が必要なごみステーションもあると思われます。また、設置以来、年数のたっているステーションも見受けられます。補助金交付の増額についての施策をお願いし、5項目めの環境整備についての1件目、旧いずみ苑の植木などの管理についてをお伺いいたします。

旧いずみ苑は旧農集排施設の浄化槽の建物です。外部境にはフェンスが設置されており、内部にはイチイの樹木が植栽されています。周りに設置されているフェンスにはつる草のクズなどの植物が繁茂しており、フェンスの確認も難しい場所も見受けられます。つる草がフェンスなどに繁茂している場所のそうやくには多くの労力も必要になり、予算も必要になります。また、フェンス内部に植樹されているイチイの樹木にも、つる草のクズなどが繁茂しています。

樹木については本数もあり、管理も大変と思いますが、整備が必要です。また、イチイなどの樹木については剪定などがされていないため、見た目にもよくない。現在はフェンスなどのつるなどはそうやくされていますが、つる草の管理は年間2回から3回のそうやくが必要です。村文化財収納施設です。

今後、施設の外部などの環境整備についてどのような形で行っていくかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閑成） 議席番号2番、都志今朝一議員。環境整備の中で、旧いずみ苑の樹木等の整備についてお答えいたします。

現在、旧いずみ苑外部周辺の環境整備につきましては、毎年6月上旬にシルバー人材センターの草刈り作業班が、草刈りの研修という形で草刈りを無償で行っていただいているところでございます。年によって違いはありますが、議員御指摘のとおり、フェンスにはつる草のクズ等が繁茂しており、年数回は草刈りを行い、施設周辺の環境を整えていく必要があります。

今年についてでございますが、6月と今月上旬に草刈りを実施しております。しかしながら、状況を見ながら継続して草刈り、あるいは樹木の剪定等を実施してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 旧いずみ苑のある場所は、幹線道路に面している場所でもあります。村管理の大切な施設です。見た目も大事だと思います。毎年の管理で大変と思われますが、適切な環境整備をお願いし、2件目の旧いずみ苑への村文化財収蔵施設展示場としての案内看板などの設置についてをお伺いいたします。

旧いずみ苑は、旧農集排施設の後を村文化財収納施設並びに展示場として利用している施設です。施設自体は耐震性を備えた施設であります。以前は下水道の浄化槽として使用していたため、悪臭がひどく、中に留まることも困難な状態でしたが、関係者の努力のおかげで、展示品を拝観できるようになっています。展示品には、村の歴史を知る大切な古文書、写真などが展示品として閲覧できます。多くの書物、土器、石器なども収蔵されています。建物の外観は和風の建物であり、文化財の展示収蔵の施設とは分かりません。幹線道路にも接しています。案内看板などの設置も必要と思われます。

設置についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

旧いずみ苑でございますが、文化財収蔵施設としての案内看板という御質問でございます。

現在は文化財資料保管倉庫でございますが、この倉庫では、文化財専門委員の御尽力により、今議員お話のように中が非常に整ってきている、そんな状況がございます。収蔵している文化財の一部を見学できるように、整理を行ってきているところでもあります。通常は門扉を閉じていますので、見学を希望される方は事前に連絡をいただきながら、文化財専門委員あるいは係がそちらに行つてということで、見学が可能という状況でございます。

多くの方に収蔵する文化財を御覧いただけるようにするため、また、地域の方がここで大事な文化財資料を保管しているというそういうことを知っていただくために、看板の設置というのを今後検討してまいりたいなと思っています。

名称をどうするかとか、あるいは見学の方への案内等々、そういうことを含めての検討でございます。よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村にとっては必要な施設です。多くの方が拝観できる施設にしてもらえることをお願いします。

藤城村政にとって、任期もあと7か月を残すのみとなりました。村民の安全・安心のための村政のかじ取りをお願いし、以上で、今定例会の私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから、9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。通告書のとおり、3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、学校給食センターの将来について質問をさせていただきます。

全国的に子供の数が減少し、給食センターの稼働率で考えますと、稼働率が下がっている自治体が増えていく中で、南箕輪村は子供が増えていることもあり、給食の供給能力が不足気味であったということで、今年、新しい給食センターが稼働したわけであります。児童や生徒に安定的に給食が提供できるような体制になったことは、喜ばしいことでもあります。

そのときに、給食を試食させていただきました。とてもおいしかったなということが印象に残っております。こうしたおいしい給食を提供できるのも、栄養教諭や調理員の皆様のおかげだと思っております。

人口問題研究所が公表しております地域別将来推計人口を見てまいりますと、当村においては、2035年までは人口が増えると予測されておるわけであります。細かいところを見ますと、ゼロ歳から14歳までの人口に関していえば、今後、減少してしまうことが示されておりました。

第9期の南箕輪村高齢者福祉計画では、南箕輪村の高齢化率は2020年の時点で23.6%であ

りました。今後、2040年にかけては、29.1%まで上昇すると推計が示されております。高齢化率が上がるとともに、お一人暮らしの高齢者、または高齢者だけの世帯も増加する傾向にあるということになります。

今年給食センターが新しくなりまして、今後何十年とかけて稼働していくわけでありまして。しかしながら、児童生徒数は減少すると予想されている中で、その一方で、高齢者の世帯は増加していくということになっております。

国では、住み慣れた地域で暮らす在宅介護を推進しているわけでありまして、近年、介護ヘルパーの不足や買物に行けないなど、特にお一人暮らしの高齢者の食事情ってというのは、偏りがちになる傾向があります。現在でも、高齢者の配食サービスを民間事業者や社会福祉協議会等で行っておるわけでありまして。今後、高齢化率も上がり、需要が増えていくであろうと予測される中で、こうした事業が持続できるのかもちょっと不安定なところであるかなと思われまして。

南箕輪村の将来を考えますと、給食センターも学校給食の提供だけで利用するのではなく、今後、需要が増加するであろう高齢者世帯などに向けた配食サービスにも活用することを今からでも考えていく必要があるのではないかなと思われまして。

今すぐということではありませんが、高齢者等に向けた配食サービスの利用を考えているかということをお聞きさせていただきます。答弁をよろしく申し上げます。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、西森一博議員、給食センターの将来についての中で、給食センターで高齢者向けの配食サービスの利用を考えてはについてお答えいたします。

この4月から、本当おかげさまで稼働を始めた新しい学校給食センターであります。センターは議員の皆様方、それから村民の皆様方の御理解・御協力、栄養教諭を含めた調理員の力といたしまししょうか、それから、建設に携わった業者の皆さんの御尽力のおかげで、現在、安全で安心な給食の提供、また、先ほど議員お話しのおまっくんランチになりまじょうか等、食育の推進にも動き出しているところでございます。毎日およそ1,400食を提供しています。

一方、村の社会福祉協議会が行っています配食・給食サービスの状況についてですが、社会福祉協議会から現状を伝えていただきました。

配食サービスであります。おおよそ65歳以上で、心身の障がいや傷病などにより調理が困難な方へ、1日400円の自己負担により1年間365日、毎日およそ60人の方へ配食をしています。民間の業者に調理・配達を委託しての実施でございます。

また、給食サービスであります。70歳以上の一人暮らしの方などへ無償で弁当を提供しています。月2回、1回平均55人の方への実施であります。こちらは民間の業者にお弁当を作っていただいて、民生児童委員の皆さんのお力をいただきながら配達をしているところであります。

学校給食センターでの高齢者向けの配食サービスについてであります。現状としては、議員お話しのように、児童生徒への給食の提供といういわゆる初期の目標を達成、それを大事にしていくということをお考えのところではあります。ですので、配食というのは、当面難しいという状況にあるかなと思っております。

配食サービスは、現在、民間の業者あるいは民生児童委員の方の皆さんのお力によって実

施できている状況でありますので、現状維持ということでいきたいなと思っておりますが、今後子供たちの減少、あるいは配食サービス業者の事業へのもしかしたら撤退とかも困っちゃうんですけれども、あるいは配食サービスのニーズの増加などなど、状況の変化があった場合は検討が必要になるかなっていう、先を見ながらの検討になりますが、必要かなというふうに思っているところであります。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

今、現時点では、給食を提供するだけにとどまっているということでありまして、現状維持ということでありましたが、やはり社会情勢も変わっていく中で、こういったところも出てくるのではないかなというところもありますので、そのときにはもう臨機応変に対応していただければと思っております。

次に、同じく給食センターについてなんですけど、この日々給食を提供できるのは、やはり調理員あってのことです。教育委員会のヒアリング資料を見させていただきました。そのときに、給食センターの調理員の方が14名いらっしゃるということが掲載されておりまして、そのうち10年以上働いてる方が6名と、半数近くの方がベテランの方になるのかなというところなんです。

以前、給食センターのほうにお邪魔させていただいたときに、教育次長と栄養教諭の方にお話をお聞かせしていただいたことがあったんですが、そのときには、現時点では調理員の方は一応足りているということをお聞きしております。また、新しくなった設備で、調理員の方の負担が一部減ったかなということをお話をさせていただきました。

負担が軽減されるということは非常に良いことではありますけど、一つ問題として、調理員の募集をしてもなかなか集まらない現状がありますということもお聞きさせていただきました。今、人材不足もありまして、給食センターの調理員の確保にも苦労されているということですが、施設や設備がよくなったわけではありますけど、そこで働く人たちが集まらなければ給食が提供できなくなってしまう、そんな状況もあるのかなとちょっと危惧するところもあります。

現在は、今いる調理員の方々が非常に頑張っていていただいているところではあります。しかしながら、今後、離職などにより欠員が増えていく可能性も考えられると思っております。そうした調理員の方を募集しても集まらない原因等、それについて、今後対策を考えているのかということをお聞きさせていただきます。答弁よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校給食センターのセンター長がここにいますので、藤澤教育次長から答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 4月から給食センターの所長ということで兼ねておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

調理員が募集しても集まらない原因と対策は考えているかについて、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校給食センターの給食調理員ですけれども、およそ半数が経験年数5年以上、10年以上の方が6人、5年の方が1人というベテランの皆さんです。5年未満の調理員の方も、保育園などほかの施設で経験がある方がほとんどとなっております、こ

の皆さんたちがいたからこそ、この新しい給食センター、スムーズに稼働できたかなというふうに言っても過言ではないと思っております。

現時点では、今のベテランの調理員の人員体制によりまして、ギリギリで給食提供時間に何とか間に合っておりますけれども、それも、今の人員体制のおかげというところもあります。

新しい設備になったことで、衛生管理の面や体への負担は軽減されましたけれども、広い施設の清掃、それから機器も新しくなりまして、数も多くなりました。その機器の洗浄、それから学校へ配送する回数、こちらのほうも今まで中学校に運んでいただけだったんですが、小学校にも運ばなきゃいけなくなったということで、それも回数も増えております。そういった新しい施設になった故の業務もあります。

学校給食調理員の確保につきましては、今年に入ってから新聞で「県内足りぬ学校給食調理員、県内給食の現場ギリギリの声」などと報道されております。ここからは、ちょっとその内容を話させていただきますので、ちょっとお聞き取りいただければと思います。

県内の学校給食施設で、調理員の不足に直面している事例が増えているというものであります。南信地方の公立学校の事例といたしまして、学校給食は安全を徹底しつつ、数百人分を定時まで作り上げることが求められる。調理機器は家庭とは異なり、衛生管理も厳しいため、作業に慣れるのには時間がかかる。費用も予算内に抑えなければならず、職場のチームワークや調理員一人一人の専門性が欠かせないとし、栄養教諭の言葉として、それなのに、多くは非正規で賃金も安い。こうした状況では、安全な給食を維持するのも難しい。と危機感を強め、さらに、安心・安全な給食は当たり前だが、作る現場はギリギリだ。と訴えたというものでした。

本村の学校給食センターの調理員は、今年度全員が会計年度任用職員であります。調理師資格の有無や経験年数に応じて、時給978円から1,098円、主任調理員につきましては、1,218円としております。

募集しても集まらないという状況であります。報道にもありますように、労働内容の割に満足な待遇面でない、賃金の関係ですけれどもという面は否めないと思います。

5月から7月にかけて、小中学校を対象にしたまっくんキッチンでの食育教室、先ほど教育長も触れましたが、まっくんランチということを開催しております。そこに参加した児童生徒の言葉を、ここでちょっとまた述べさせていただきたいと思っております。

いつもおいしい給食を作ってくれてありがとう。これ、調理員向けにということになりますけれども、機械がいっぱいあってすごかった、こんなふうに給食が作られているんだと思ったなどという言葉の中に、調理員さんがかっこよかったとか、将来ここで働きたいという言葉に触れることができました。大事な食育と感じているところです。

議員御指摘のように、今後、離職される方も考えられます。他市町村の待遇面の状況や職員配置を考える等、やりがいを支えるよりよい職場環境・労働環境の改善につなげ、先ほどの児童の言葉ではありませんが、ここで働きたいと思ってもらえるような職場にしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはり、各地で調理員不足っていうのが顕著に上がっているのかなというところでもあります。

先ほどの答弁にありましたように、待遇の改善等進めていただいて、やはり、人あつての物種であるというところで、よりよい環境を整えていただければなと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

学校周辺の樹木について御質問をさせていただきます。

南部小学校の西側から南側にかけて、広い森林が広がっております。西側から図書館のほうを見ますと、大きな桜の木があつて森の中に学校があるというような雰囲気、とても豊かな自然の中で学べて遊べる学校環境は、非常に魅力であるなと思われれます。移住してくる方も、南部小学校を見て移住を決めたなんていう方も少なくはないと思われれます。

ただ、その豊かな森林を維持管理していかなければなりません。こういった維持管理、主に用務員の方が学校の周辺の環境を整備しているようであります。ちょっと用務員の方にお話を聞きますと、児童の安全に配慮して整備を心がけているということをお聞きしました。しかしながら、広大な森林です。管理するのは大変だといっております。特に樹木に関してはどんどん伸びていきますので、そのまま放置するというわけにはいきません。

しかしながら、十数メートル以上の高さに育ってしまった特に桜の木なんですが、そこから枝が落下してくると。最近では落下する回数も増えているようで、今までは落ちてきた枝を都度回収して処分していたそうではありますが、しかしながら、最近では枝も太い枝が落ちてきますし、非常に回数も多いなと感じたため、どれだけの枝葉が落ちてくるかというのをちょっと調べてみようということで、集めていたそうです。それを見て、相当数の枝が集まったということで、今ちょっとお聞きしました。私も見させていただいたんですが、結構山積みになっておりまして、いや、これほど枝が落ちてくるもんだなということで、ちょっと驚きました。

また、南側の森林に関しては学校の土地ではないんですが、倒木のおそれのある樹木が何本か見受けられまして、この枝や倒木の可能性のある樹木が児童に当たってけがをしないようにと、用務員の方がロープを張って、立入禁止にしているという状況にあります。この樹木に関しては、これ、南部小に限った話ではないんですが、村内の学校周辺には樹木というものがございます。

こういった樹木に対して、木の枝が落下してくること、倒木の可能性が高い樹木がある現状というのは教育委員会のほうで把握しているのかということで、質問させていただきます。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

学校周辺、木が当然あるわけですが、その樹木についての現状把握という御質問でございます。

3校それぞれっていう中でございますが、例えば南箕輪小学校ですが、一昨年ぐらいに大分高いのは切らせていただいて、それから今、南部小学校のお話がありましたけど、南部小学校は昨年非常に危ないことがあつてという状況がございます。南側の林でございますが、議員お話のように、教育委員会あるいは村の土地ではないんですが、お借りしたりっていうそういう状況があつて、一区画でございますが、その協定ということが結ばなかった地主さんがいます。こちらに住んでいなくて、東京のほうに住まわれている方なんですが、その木が倒れてということがありました。

強風が吹いたりということ昨今の状況の中でございますが、幸い車に当たつてということ

で、車は大破しましたという状況があったわけですがけれども、人的な被害、もちろん子供には被害がなくてという。その地主さんには連絡を取らせていただいて、協定を結ぶと。そして、伐採等々はこちらでという、そういうことで今動いているところであります。南部小学校は駐車場としてもそこを活用しているところがございますので、うんと大事にいきいたいなと。

それから、中学校の関係でございますが、パソコン教室といいますか、生涯学習施設でございます。公民館の關係の建物前の桜の枝が落ちて車に当たってという、そういうことも数年前にあってという状況がございますが、いずれにしましても、それぞれの木の状況等々、先ほど用務員さんのお話がありましたが、用務員さんが見たりというようなこと。

それから、学校の中では月に1回安全点検をしております。それは校内に限らず、学校の敷地の中で危ない、例えば遊具も含めてでございますが、等々がないか。その中で樹木の点検もしているところがございますので、現状の把握は、我々も係が学校にお邪魔したときに状況を把握しますが、学校からこういう状況だよっていう、そこを伝えていただきながら動いている、そんな現状でございます。

木は育つので、そこをどうしていくかっていうのは大きな課題かなというふうに思っておりますが、ありがとうございます。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やっぱり自然のものなので、なかなか管理が大変ではあると思います。でも、現状把握をちゃんとしていただいて、適切に処置をしていただければなと思っております。

その処置なんです、年配の用務員の方が高い木に登って枝葉を落としていくってことは非常に危険であります。特に桜の木に関していえば、専門知識がないと枯らす原因にもなってしまいますので、こういったところは専門の業者に依頼して切るべき枝を調べて、適切に処置するっていうのが必要ではあるかなと思ったりもします。

ちょっと答弁の一部ありましたけれども、この枝の落下とか倒木の防止策としては、何か考えがあるのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 防止策というのは、現状を見ながら判断していくしかないかなっていうふうに、特に枯れかかっているとか、あるいは中がうろになっている木があったりっていうところがございます、特に高い木とか年数がたっている木は留意して見ていく、そういうことで学校とも連絡を取って、今までもそうですけれども、これからもとっていきいたいなというふうに思っております。

それから、議員のお話の専門の方へということでございますが、状況に応じながら予算、100万円余を計上しながら、必要によってはよりさらについていうことも出てくるわけですが、子供たちの安全・安心の学校生活のために、そこはしっかりやっていきいたいなというふうに思っています。

落下防止は、何かいいお知恵があったら教えていただきたいなという、特に思うところがあります。よろしく願います。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やはり、これ樹木に関しては、全国的にやっぱりけがをされる方、最近でも、東京でも亡くなっている方もいらっしゃいます。その東京の事例をちょっとニュースで見たんですけれども、職員の方が目視で確認していたと。ただ、目視だけではやっぱり分かりにくいところもやはりあるわけですね。ここは専門家をちょっと入れて、しっかり見ていただいたほうがよろしいのかなという気はいたしております。

引き続き現状把握していただいて、安全を確保していただくことを願います。

次の質問に入らせていただきます。

産後ケア、産後育児ヘルパーについて質問をさせていただきます。

出産後のお母さんですが、育児や家事にと大変な時期になります。これ、たまひよクラブという雑誌のウェブ版に掲載された記事にはなるんですが、生後11か月前後の赤ちゃんのいるママとパパを対象にした産後の生活で、今まで一番つらかったのは何か月頃というアンケートにおいて、新生児期と回答された方が44.2%と一番多くて、次いで、生後2か月から3か月と答えられた方が20.1%、生後1か月と答えられた方が15.3%という回答でした。

ここで、生後1か月より生後2か月から3か月と答えられた方が多かった理由としましては、里帰りを終えている、終えた時期であったりとか、ワンオペで疲れが蓄積してくる時期であると。そういったところが2～3か月後になるのかなという回答でした。

こちらの記事ですが、赤ちゃんを自宅に迎えた直後というのは、お母さんとして頑張らなきゃという緊張感からテキパキと動いてしまうと。いわゆる何か産後ハイというものになるそうです。しかしながら、数日から3週間ほどで緊張感がとけてまいりまして、その後、どっと疲労感が出てくるそうです。だからこそ、育児で人の手を借りることに罪悪感を持つものではなく、もっと甘えるべきであるということが書かれていました。夫や親、行政の行う子育ての支援サービスの利用が勧められていたわけでありませう。

当村にも、産後ケアや産後育児ヘルパーといったサービスがあるわけでありませう。こうしたサービスは、産後で大変だと感じているお母様たちに利用してほしいものであると思ひませう。

こちらの産後ケアや産後育児ヘルパーの利用状況をお聞きしたところ、産後母子ケア事業の利用者が今年度から急激に多くなつたとお聞きしました。急増した理由としまして、国の産後ケアの利用条件が変更したことにより、サービスを利用しやすくなつたことと急増したということでありませう。

また、産後育児ヘルパーの派遣事業を利用した方もお聞きさせていただいたところ、令和4年、令和5年ともに5人の方の利用数があつたと。こちらはまだまだ少ないのかなというところでありませう。こちらのヘルパーなんですけう、現在は社会福祉協議会のほうでヘルパーを派遣してありませう。

ただ、介護ヘルパーと産後ヘルパーを兼務しているという状態であつて、昨今はヘルパーの人材不足もありまして、急な産後ヘルパーの依頼に対応できる人材がちょっと余裕がないということをお聞きしてありませう。当然、この産後ヘルパーサービスを受けていただくためには、サービスを提供できる体制を整えていくことが当然必要でありませう。

ここで質問でありませうが、この産後育児ヘルパーの委託業者が社会福祉協議会のみとなつてあるわけなんですけう、こちらの委託事業者を今後増やしていく必要があるのではないかなというところで、質問とさせていただきます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

産後ケア、産後育児ヘルパーについての大項目の中で、まずは、産後育児ヘルパーの委託事業者を増やす必要があるのではという御質問でございます。

産後育児ヘルパー派遣事業は、家事や育児の支援を必要としております産褥期のお母さんのいる世帯にヘルパーを派遣することにより、精神的そして肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援する制度となっています。

内容といたしましては、出産の翌日から4か月を経過するまでの期間に、延べ20回までヘルパーによる家事援助、育児援助を1時間500円で受けることができます。議員御指摘のとおり、現在、村はこの事業を村社会福祉協議会へ委託をして、社会福祉協議会からヘルパーを派遣しているという状況でございます。

実際にヘルパーが不足していることは確かでありまして、私も直接社会福祉協議会のヘルパーの方と情報交換を行った際には、現在を超える数の対応は難しいというところを、正直な意見をいただいたところでございます。そのため、議員から御指摘をいただいておりますこの委託業者を増やす必要があるというところは、確かであると私も感じております。

しかしながら、実情といたしましては、ほかの業者も同様にヘルパーは不足している状況であります。また、村内で手広くこの産後育児ヘルパーの派遣を行っている事業者は見当たらないというところでもあります。

そういった中、今後のヘルパー不足への対応につきましては、まずは、現在、社会福祉協議会で派遣しているヘルパーは、議員からもありましたが、ホームヘルパーの資格を持つヘルパーが兼務をしておりますが、この産後育児ヘルパーの業務につきましては家事援助や育児援助が主目的でありますので、介護という部分が含まれておりません。ですので、こういった介護という部分の知識・資格を持たない方でも行える業務ではないかという切り口があるかなと感じております。子育てを終えた方や子育てを応援したい方の力を借りて、家事や子育てのお手伝いに加え、育児の不安や悩みも話せるような方を派遣できるような体制づくりの必要があると担当課では考えております。

現状、この上伊那地域、なかなかこの昔でいうメイド的なサービス、家政婦といわないと思いますが、家政士っていうんですかね、そういったサービスの事業者が非常に少ないというのは私も感じておりまして、ある程度公でこの辺をブルドーザーのようにちょっとできるように個別に働きかけを行ったり、制度としてこれだけ事業として成り立つというところで、村が支援をしますとか、そういったところをやっていく必要も同時にあると感じています。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

ほかの事業者もかなり少ないというか、ほとんどない状況ではあるので、いわゆる住民の方の協力を得ながらということになりますと、その学習の機会とかも必要なかなと思います。そういったようなところで人材を育てるっていう意味でも、行政の力が必要になってくるかもしれません。今後やりたいという方を見つけて、ぜひ登録していただきたいなと思っております。

引き続き、ちょっとまた別の質問をさせていただきますが、産後ケア、産後ヘルパーに関

していても、まだまだ利用者数としては少ないのかなという率直な感じを持ちました。

妊娠したお母さんには、産後ケアと産後ヘルパーを村のほうでも案内をしているとお聞きしております。このサービスを利用するかしないかは利用者の判断になるわけでありまして。しかしながら、一番大変な新生児の時期を越えて、この生後2か月から3か月の多忙な時期に入りますと、当然目の前の子育て、家事に追われてしまって、このサービス、産後ケアとか産後ヘルパーのサービスを忘れてしまっている可能性もあるのではないかなと思っております。この一番大変な時期に、サービスの案内をするという必要性も高いのではないかなと感じております。

こちらで質問なんですけど、産後ケア、あと産後ヘルパーサービスを忘れてしまっているであろう方々に向けて、再度案内というものをしてみてもどうかという質問になります。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 産後ケア、産後ヘルパー制度を忘れている方に向けて、再度案内をしてみてもという御提案をいただいております。

まずは、現在の案内の状況でありますけど、産後ケア、また産後ヘルパーサービスを含めた産後の支援制度につきましては、まずは、生まれる前の妊娠8か月の妊婦さんとその御家族を対象にいたしましたウェルカムベビークラスで御案内をしております。

また、生まれた後、出産後でありますけど、地区担当保健師による赤ちゃん訪問、また、今年から始まりました生後2か月を対象にしたゆったりタイムin大芝、こちらでも御案内をするようにしております。また、併せて村ではなく、各助産施設等からも案内していただくようお願いをしております。

今年3月の予算特別委員会の中で、産後母子ケアの予算額を大きく増やしたと御説明をさせていただきましたけど、議員からも御説明のとおり、本年度は、特に産後母子ケア事業の利用者が昨年度3名だったのに対しまして、現在既に19名と大きく増えております。この分野は、さらに増やしていく必要があると思います。国からの補助も手厚くなっていますので、村としてもさらに増やしていく必要があると感じております。

今後も丁寧な御案内を心がけるとともに、多くの方にサービスを利用していただけるよう、ゆったりタイムin大芝や、実は村内で新しく産後ケア事業を始めた、拡大した事業者さんもいらっしゃるんですけど、これは昨年、おでかけ村長室に事業者の代表の方がいらっしゃる時に相談を受けて、村での需要等を聞く中で、私からぜひお願いしますといった経緯もありますが、そういった拡大している事業者さんもおられます。

加えまして、先ほどの内容、こういった事業者さん、やっていただける事業者さんを村では募集していますみたいなのも併せて、今後、まずは広報紙等でもそういったところを産後ケア事業として特集を組むことは必要であると思っておりますので、その部分で忘れの方への周知ということも補完できればいいのかなと思っております。

また、同時にこの分野、助産師さんの動き方も非常に重要となっておりますので、助産師会との連携ということも、今後考えていかななくてはいけないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。もう既にやっているところもあり、非常にきめ細かくやっていただけているのかなという印象がありました。今後もさらに広げてい

ただければなど思っております。

やはりこの南箕輪村、子育ての村といわれておりますので、ぜひともこういったところにはますます力を入れていただきたいなというところではあります。

以上で、私の質問を終了とさせていただきます。

議長（原 源次） これで、1番、西森一博議員の質問を終わります。

ただいまから、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時36分

再開 午前 10時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、太田篤己議員。

8番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。通告に基づきまして、3つの項目について質問をいたします。

まず初めに、飲用水のPFAS問題について、2点お伺いをいたします。

昨年に続きまして、今年の6月、水道水のPFASの汚染問題について、NHKのクローズアップ現代という番組でこの問題が取り上げられました。そして、その中で、このPFASの存在が注目されつつあるということになります。

PFASは有機フッ素化合物の総称で、その種類は4,700種類以上あるといわれています。分解されにくく、体内に蓄積されやすい性質があります。このPFASは自然界には存在しない物質で、人間が作り出した物質です。多種のPFASのうちPFOSとPFOA、この2種類についてWHO世界保健機構は健康への影響が懸念されるとしており、発がん性がある、またはそのおそれがあるということで、WHOのほうではそういうことを公表しております。

また、国内では内閣府の食品安全委員会で、発がん性については関連性を示す証拠が不十分ではあるが、健康への影響については種々のいろいろな数値について異常が出るという可能性があるということで、その影響については、関連が否定できないというふうに公表しております。

しかし、いまだその確定的知見がありません。国際的にも国内においても、もろもろのほう調査が進められている、そういう状況のようでございます。

この番組、NHKのクローズアップ現代の番組の中では、岡山県の吉備中央町というところの浄水場において、国の水質管理目標項目値、これの暫定目標値ですけれども、これを上回る高濃度のPFASが検出されていたということです。それで、住民に健康被害が生じている可能性が報道されておりました。

住民のほうでもろもろの健康診断といえますか検査をしたところ、住民にもいろいろ流産ですとか、いろんな異常がどうも多発しているということで検査を受けたところ、かなりの住民にそういった異常が見られるということが報道されておりました。

また、水道水の汚染原因についてですけれども、この町の水源であるダム、ここへ流入する川の上流に野積みをされていた大量の使用済み活性炭があったということで、これを調べたところ高濃度のPFASが検出されて、その活性炭に付着していたPFASが流出して、ダムの水を汚染したということのようでございます。

このような事例を踏まえまして、国はPFOSとPFOA、この2つの種類についての取

扱いについて見直しを進めているということのようです。

そこで、第1点として、現時点で村内にあります複数の水源や村管理外であっても、水源、水道で調査をした結果をお伺いをしたいと思います。よろしく御回答をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

飲用水のPFAS問題について、村管理外を含めた全ての水道水におけるPFASの調査結果はという御質問でございます。

議員から御説明ありましたが、PFASは有機フッ素化合物の一つで、4,700から1万種類以上の物質があるとされております。PFASの中でもPFOSやPFOAは、国内で幅広い用途でこれまで使用されてきました。PFOS・PFOAは、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系統との関連が報告はされてはおりますが、どの程度の量が入ると影響が出るのかについて等、いまだ確定的な知見はないというところが現状でございます。

また、国内において、PFOSまたPFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は、現時点では確認されておられません。そのため、現在、環境省と厚生労働省が連携をし、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討を進めておるところでございます。

水道の水質検査については、現在、PFOS・PFOAは水道法第4条に定める水質基準の検査項目には該当しないため、その検査は必須ではありませんが、水質管理目標設定項目に位置づけられておまして、PFOSとPFOAの合算値で50ナノグラム毎リットル以下とする暫定目標値を定めております。国及び県は、少なくとも1回は水質検査を行うよう、村を含む各水道事業者等に依頼をしております。

そのような中、村で自己水源としていて常時活用している3つの水源について、令和5年8月と令和6年2月に水質検査を行っております。結果であります、いずれも検出限界以下という検査結果となっております。

また、村の全配水量のうち、約90%の供給を受けております上伊那広域水道用水企業団では、令和3年9月に浄水場出口にて検査を実施し、こちらも検出限界以下という結果でございました。

次に、村内で村水道事業以外の状況、こちらについても御報告をいたします。

沢尻及び神子柴地区の一部につきましては伊那市営上水道の給水区域となっておりますが、伊那市に確認をいたしましたところ、そのほとんどが上伊那広域水道用水企業団から受水をしておりまして、伊那市の結果におきましても、検出限界以下であったとお聞きをしております。

最後に、神子柴簡易水道組合の給水区域であります、神子柴簡易水道組合で検査機関に現在検査を出しているところで、今月、9月中旬に検査結果が判明する予定とお聞きをしております。こちらについては、議員も御承知おきのことかと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。今の答弁をお聞きしまして、一安心というところでございます。

私も今、その神子柴の簡易水道組合のほうの役をやっておりまして、どういうふうな結果

が出るのか、ちょっと注目をしているところではございます。ただ、湧水でございますので、上流で何かがあった場合というのは出てしまう可能性があるということで、吉備中央町のこともありますので、予断は許さないといえますか、将来のちょっと不安もあるということでございます。

それに関連しまして、その次に第2点でございますが、PFASのこの検出量が、今お話がありましたとおり限界値以下、または検出量が暫定基準値以下であって僅少であるという状況であっても、水源となるその伏流水や湧水などの上部に工業団地や不法投棄廃棄物等があれば、将来汚染される可能性はゼロとはいえません。

こうした懸念を払拭するための村の対策として、どのような今後取組ができるのかをお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 様々な懸念に対する村の取組はという御質問でございます。

まず、現在行っている取組であります。村では土日も含めまして、毎日午前中に自己水源を巡視しております。その際、不法投棄がないか、汚染のおそれがないか等、毎日巡視をすることで異常箇所についてすぐ気づけるよう、そういった点検体制をとっておるところでございます。

今後のこのPFASに対する取組についてであります。国及び県から、最新の情報をまずは早期に収集していくということが重要であります。そういった中、必要に応じて水質検査の回数というところも一つ重要になってくると思いますが、この部分は上伊那広域水道用水企業団や近隣市町村との連携を取りながら、国等の方針に基づいて各種対策を講じていく必要があると考えております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） まずは、これが検出されるのかされないのか、これが今後、国のほうのいろいろが進めば、基準値を設けた定期的な検査というものが法制化されるのではないかとと思いますが、そういったところで、出ないことを祈るところでございます。

ただ、万一これが発生するというようなこともございますので、そうすると、いろいろまた浄水場で活性炭による除去等が必要になってくると思いますし、事前の予防策というんじゃないでしょうか、飛び地の上流部に、ここら辺のいわゆる湧水や何かの上流に当たる飛び地のほう、ああいったところの不法投棄物が廃棄されやすいようなところについては定期的な巡回調査を行うだとか、伊那市の伊那インター工業団地が西箕輪にありますけれども、あの辺でそういった薬品関係を扱う会社、そういったところもあるかと思ひます。そういったものにこういったものが含まれているのかいないのかとか、そういった企業のちょっと内容についても把握しておく必要があるのではないかと思いますので、今後、この問題についてはまたいろいろはっきり知見が出てくると思ひますので、対応していただければと思ひます。

続きまして、米の地産地消の在り方についてということで質問をさせていただきます。

このところ、米の品薄が大変多くのメディアで取り上げられておるところでございます。既に6月から予想されていたということのようですけれども、話題になり始めてから私もスーパーに行ってみると、売場に全く米が見当たらなかったということがありました。この

ところ大分新米が出てきているので、多少よくはなっていると思いますけれども、この光景はいささかちょっと衝撃的ということですよ。

米作が中心の上伊那地域で、米がどのお店へ行っても見当たらない。農協へ行ってもなかったというような状況もお聞きしましたので、こういった場所でこれがないということはちょっとなかなか考えられないということで、衝撃を受けたということですよ。

こうした中で、国は備蓄米の市場の放出っていうことを大阪の吉村知事が要請したりしましたがけれども、最終的にはこれも放出はされませんでしたけれども、一部、そのこども食堂などへの無償交付申請窓口の拡充を行うといったような対応は国もしましたけれども、その程度にとどまったということですよ。

民間では、ボランティア団体による生活困窮者支援のための米の寄附の呼びかけに、多くの米が届けられたとの報道もございました。現在は、新米が出始めたことで、やや落ち着きも取り戻してきたのかなというところがございますが、相変わらず、店頭にはそれほど多くの米はないというふうに見受けられます。また、値段も非常に高くなった感がありますし、品薄感というのは相変わらずであります。

この米不足の背景については、端境期で在庫量が少ない時期に南海トラフ地震の臨時情報等が発出されたこと、あるいは台風が11号が来るということで、買いだめというようなものも発生したのではないかと。また、インバウンドが増えて外食などで米の消費量が増えたなど、いろいろな複数の要因がいわれておりますけれども、私が思うには、米の生産量自体が需要も減っている中で、生産量もずっと減り続けているということ。これでバランスを取るために、ギリギリでずっときているというふう過去の資料なんかを見ると思われます。

これほど少なくなって、過去に比べるともう大分生産量は減っていますし、需要も減っているという中でギリギリの均衡を保っている現在の状態というこういう状態であれば、ちょっとした要因が重なることで、需給バランスが崩れるんじゃないかというふうに考えます。

平成5年の米騒動の原因が、冷害による生育不良でありました。これは、2年前のピナツボ火山の噴火がその煙が空を覆って、それで日照不足が発生して、結果、平成5年の米騒動に至ったということでもあります。このときは政府の備蓄米も23万トン程度しかなかったということで、それを全部放出しても米が200万トン足りなかったっていう、そういうふう平成5年のときはなっていたようです。

私も家で米を作っていたもんですから、あんまりそういうことが実感として湧いてなかったんですけども、ただ、米を買う方たちにとっては当然米がありませんので、それもこれだけ足りないという相当の衝撃が当時は今、今回の米騒動どころの比ではなかったのではないかなというふうに思います。

こういった温暖化やなんかでこのところの極端な気象が発生、頻発するような現代では、いつ米不足が起こるかは分かりません。中長期的な生産体制の構築、農業の成り手不足ということですが、そういった現実性のある今現在、策定に向けて頑張っていっているところですが、地域計画の策定に委ねるとして、主食であって唯一日本の国で自給自足できるという米が、たとえ短期間であっても食べられなくなるような事態はあってはならないことと考えます。

食糧法第2条においては、政府は米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的運営を行うこととしていますが、放出にはもろもろの高いハードルがあることや、国民に行き渡る

には相応の時間がかかるということがネックになっているように思われます。

今現在の備蓄は約100万トンほどあるようではありますが、先ほどの話ではないですが、備蓄米を放出しても全く足りなかったなんていうことがあることを思うと、この100万トンが本当にそれで足りるのかっていうこともちょっと疑問には思いますけれども、それはそれとしまして、そこで、自治体が国の備蓄米放出を補って機動的に供給することが必要ではないでしょうか。

具体的には、自家消費米として粳米や玄米を保管している村内の生産農家は一定数あると思われる。そのような農家さんに、1俵分60キロ程度の米を自家消費米にプラスして多く保管・保有してもらって、緊急時には、これを必要とする村内の困窮者や福祉施設等へ社会福祉協議会等を通して供給するといったようなことが一つできるのではないかと、また、村はあらかじめこの取組に参加できる農家には助成金を支給するといった、こういった取組ができるのではないかと、ちょっと私がこんなことができないかという、これは提案でございます。

流通面でも10年前の大雪による交通途絶があって、食品や燃料などの物資が不足しました。自然災害ってというのはいつ起こるか分かりませんので、日本の食料自給率が38%しかないという中で、唯一米は自給率ほぼ100%です。万一のときでも、地元産の米が地元にあることが住民の安心につながると思います。

米の地産地消というものを進める上でも、これは地産地消の一つの有効な取組の一つであるというふうに考えますが、私の提案につきまして、村としての所見をお伺いいたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 米の地産地消の在り方についてというところで、お米に関する御質問、御提案をいただいております。

令和5年産米は全国の作況指数が101でありまして、国の備蓄米も十分あり、また、民間在庫の米も一定量存在しております。そのため、今回の原因は生産面ではなく、消費面での変化の影響が大きいともいわれております。

そもそも、米の消費量が物価高騰でパン等の様々なものの値上げによりまして、1割程度増えているというデータもあります。そこに、8月の南海トラフ地震及び台風10号による買入れ、影響は限定的と私は思っておりますが、インバウンドでの消費も増えておるところでございます。

民間の在庫が過去最低レベルに落ち込んでいることは事実であります。恐らく米については、今までその流通の部分が固定的に行われている中で、今回、急に米が足りなくなるというメディアの報道を受けて、皆さんがたくさんのお米をお買いになった結果、流通面の面で対応ができていないのかなというところは私の考えではありますが、正直、確かなことは分からないというところでございます。

このような状況で国が備蓄米を放出しないのは、米の価格の値崩れを防ぎ、米の価格を高値で維持したいためだとも報道をされております。先日の9月の信濃毎日新聞の一面には、令和6年産米の概算金が、コシヒカリ1俵当たり1万6,000円を超える見込みとの記事がありました。これは昨年、令和5年産米と比較いたしますと約4,000円程度の上昇でありまして、かなりの上昇、26年ぶりの高水準となっております。

したがいまして、基本的な考え方といたしましては、農業振興する立場では、需要と供給のバランスを大切にして、米がよほどの不作でない限りは買いだめが起きないように、広報していくことが大切であると考えております。

議員御指摘の自治体として機敏に供給できる体制をというところで、各農家で1俵ずつ余分なものを持っていく具体的なところをいただきましたが、それを生活困窮者や困っている方に配布する分には何とかかなると思いますが、それを一般家庭までとなると、なかなかどうやって販売していくかということも難しいですし、現状、国が行っている備蓄米保管に係る費用だけでも年間110億円の経費をかけておりますので、できれば備蓄米で対応するところが一番望ましいのかなと思います。

仮に太田議員の提案を受けた場合、先ほど1俵1万6,000円で村の農家さんで用意できる方を500世帯と想定しますと、大体村としては、お願いするだけで800万円ほどの助成金が必要になってくるのではないかとこのところでございます。

次に、地元産米を機敏に供給できる体制の構築であります。私は農林水産大臣ではなく村長ですので、地元のスーパーの様子を申し上げても問題ないと思いますが、私、結構地元のスーパーに毎回帰宅時に通っておりまして、3日に1回程度は次の日の朝食の食材を買うんですけど、確かにお米コーナーにはお米がないんですね。ただ、地元の野菜が並ぶところには必ずその5キロのお米が積まれているような状況でして、実際誰が作ったのかなって見ると、私も知っているような村の生産者の方が出していただいているという状況がありました。

ですので、まずは、地元の方のこういった迅速な対応というのは大変ありがたいと思っておりますし、先ほどの太田議員の御指摘の部分の持っておいいただくということも、売る際にスーパー等を活用するのも、一つどうかと思っております。

なぜこのスーパーが、お米のところは何もなくて野菜のところはそんなにあるのに、それを持っていかないのかなって、ちょっと多分スーパーの方針だと思うんですけど、お米についてはなかったことはないということでございます。

以上のような観点からも、まずは、村としては今やっております風の村米だよりの作付面積をさらに増やしまして、金芽米による給食への提供の継続、マタニティプロジェクトの推進、村内飲食での金芽米利用の充実などに力を入れることで、米農家さんの所得向上、これは第一でありますので、それを目指しながら地元の人に食べてもらうこと、これが村の地産地消の基本的な形として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今の御回答、確かにお店にそういった生産者のものが直接並ぶというのが、やっぱり地産地消の一つのよさだと思います。そういう形もあると思います。

ただ、先ほども申しましたとおり、本当に異常気象で不作が続いた場合は大変なことになるというのは、本当にこれは平成5年のときのをいろいろ調べてみるとよく分かりますけれども、これは、私は農業自体はやはり今の状況で村長もおっしゃいましたけれども、農業者の所得がなかなか上がってきていない結果、成り手も少ないというのが一番問題で、今、それについては、国も腰を上げて法律改正して地域計画をやっているところでございますけれども、食べるということというのは国の食料安全保障にもつながる部分で、特に米については、最

後の日本のとりでというふうに考えています。

これは、国が考えるところが一番多いのかとは思いますが、国ではなかなか機動的な対応ができないというふうに考えますので、ぜひ自治体でも、これを補完する形で困窮者が出ないようなことを、やはりお金はある程度かけてもやる必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひそういう地産地消ということ、ぜひより重要に捉えていただいていると思っておりますけれども、進めていただければというふうに思います。

それでは、続きまして3つ目でございますが、大芝高原の無電柱化についてということで質問をさせていただきます。

私たちの暮らす南箕輪村、ここは上伊那全体もそうですけれども、その雄大な山々や河川、森林、田園などによって、古くから大切に守られてきた自然景観を有しています。しかし、私が気になる場所なんですけれども、この構築物である電柱は、その自然景観になじまないというふうに感じます。

この村を一つの地域として考えたときに、このランドスケープの価値を減じるものだというふうに思います。ランドスケープっていうのは、ちょっと日本語にこれに該当するものがあまりないみたいなので、要は景観だけではなくて、文化や歴史など諸要素から形成されるその地域環境全体を合わせたものというふうなことでございますが、こういったものがやっぱり非常に損なわれてしまう部分、景観の面で特に損なわれているんじゃないかなということで、来年、村は150周年を迎えますけれども、電柱がなかった村の設立する今でいえば、149年前の村ができたばかりのその美しい景観、電柱がなかった時代ですので、この当時の美しい景観を見てみたいという、そういうこれはかないませんけれども、そういう憧れがあります。

しかし、今、村の電柱を全てなくすということは、もう膨大な時間とコストを費やすことになりますので、事実上これは不可能であります。ただ、伊那市高遠町を見ますように、特定の場所を選択してそういった価値ある景観を無電柱化によって復元すること、そういったことはできるんじゃないかなと思います。

そこで、美しく希少な平地林で、村の宝ともいえるべき大芝高原だけでも無電柱化ができないかというふうに考えまして、私もちょっと現在の村の方針や計画を調べたところでございますけれども、南箕輪村の景観計画の中に、行為制限事項として商工業地域を除く地域では、電柱・鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置することとありました。

この景観計画は、当時アンケートを取ったり、ワークショップ形式でいろいろ住民参加が図られて出来上がったものというふうに思っておりますが、こういう中で、やっぱり電柱・鉄塔が目立たない位置へ設置することっていうふうなこういうものが出ているということは、やはり皆さんも同じようなことを思っているんじゃないかと思えます。

でしたら、無電柱化なら全く申し分ないということになりますので、この大芝高原の無電柱化は、景観の向上以外にも災害時の電柱転倒、電線の垂れ下がりによる感電事故の防止あるいは通信線の信頼性強化など、防災拠点としての大きなメリットも生みます。一方で、多大なコストを要する事業ということになりますので、直ちにできるというわけではございません。

そこで、これも提案ですけれども、例えば歩道、大芝の一番真ん中を貫く3017号だったかな、ちょっと番号を忘れましたけど、あの道路の脇に立っている電柱がみんな立っています

ので、あそこの歩道を例えば拡幅するというような時期が来ましたら、そこを拡幅するのと合わせてそれにセットして、地中への電線埋設を実施したりして、徐々に段階的にこの電柱化を進めてもらうということをしてできないかと、それを提案させていただきます。

このことについて、どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原の無電柱化について御提案をいただきました。

議員御指摘のとおり、無電柱化は景観の向上や防災の観点からも重要視されており、大変素晴らしい御提案であると思います。この南箕輪村で無電柱化をするなら、まずは大芝高原であるということは私も同様の考えでございます。

令和5年3月に長野県は長野県無電柱化推進計画を策定し、積極的に無電柱化を推進しているところでありますが、議員おっしゃるとおりコストがかなり高く、また、電力会社や通信会社等の調整が必要、困難というところ、また、トランスの置き場所がない、道路が狭くて事業ができないなど、様々な課題も同時にあるということが現状でございます。

村においても、過去、この無電柱化について議論になったことが数回あったとお聞きをしております。仮に、一般的な考え方として大芝高原の村道が無電柱化した場合、電線共同溝方式で地中化する方法が望ましい手法であると担当課では考えていますが、国土交通省の試算では、1キロ当たり大体5.3億円必要という金額が出ておまして、例えば、農道の入り口から大芝公園の管理事務所までが約500メートルありますので、ここを無電柱化したとすると、単純計算であります、2.6億円超となるお金がかかってくるというところがございます。

加えて、景観や防災面を考えると、その村道から各施設への引込み線などもどうするかということも考える必要が出てくると思います。

また、どのぐらいかかるかというところではありますが、これも一般的な話ではありますが、手続には、設計から工事が完了して電柱が抜かれるまで、約7年程度要するともいわれているところがございます。コストが一番の課題ではありますが、今後情勢が変化をして、必要に応じて低コスト方式の検討や電線等管理者等の協議を行うことがあれば、ぜひ検討していきたいというところがございます。

今、回答したのが一般的な話になりますが、もう一つ私が可能性があるなと思っておりますのは、今、大芝の湯の改修設計の中で、バイオマスのボイラー、発電の導入を検討しているところがございます。それほど発電量等はないんですが、例えば、大芝高原で使う電気をもう既に全部自家発電にしてしまうという考え方もあるのかなと思います。蓄電池を設置して太陽光でためてトイレの電池にしたりとか、そういった考え方で無電柱化をしていくというところもあると思いますので、両面でこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

今の村長の、大芝の湯のバイオマスの自家発電というのは、確かにこれはさっきの米の地産地消じゃないですけど、電気の地産地消みたいなもので、やっぱりこういう考え方は非常に重要だと思います。

電線の無電柱化については、本当は都市というか、住んでいる町の中をやるのが本当は私はできればやりたいというか、希望するところなんですけれども、これはもうなかなかこういう状況の中では難しいとは思いますが、やっぱりできることが将来出てくれば、特に国あるいは県がそういう形で進めるということであれば、財源的にはそういったところからの交付金や補助金といったようなものをぜひ何とかつくってもらって、そういったもので取り上げ、使えるような形になってくればまた状況も変わってくるかと思っておりますので、ぜひこれからの無電柱化、いつになるか分かりませんが、希望を持って見ていきたいと思っております。

大変、答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前 11時29分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和。

昨夜は中秋の名月、旧暦8月の十五夜のことです。この頃の月は、1年を通して最も美しいとされております。「名月や池をめぐりて夜もすがら」とは、松尾芭蕉の句です。月は今、人類が再び降り立つ目標となり、開発競争が進んでおります。日本の民間企業も月面着陸船を完成させ、着陸を目指していると聞いております。十五夜の月のごとく、円満に自らの成長を通して、地域を照らしゆく一人一人でありたいと願います。

最初の質問に入ります。

防災減災対策、地区防災計画について伺います。

この件は、令和1年9月に質問しております。

答弁は、村と地区で一緒にできればいいとの答えでした。地区防災計画は、災害が起きたときにいつどう動くのか、事前に何を準備するのかなどを地域住民が自発的に立てるプランのことです。2014年に運用が始まり、10年になります。備蓄の準備、安否確認、避難誘導、避難所運営の体制などを明記し、村のつくる地域防災計画に盛り込むよう提案する仕組みになっております。計画を立てる単位は制限がなく、自治会をはじめ、企業、学校、医療・福祉施設など、多様な主体が関わる点も最大の特徴になっております。

内閣府の調査によると、地区防災計画のうち地域防災計画に反映されたのは、2023年4月の時点で47都道府県216市区町村、計2,428地区だそうです。前年度からは367地区増えておりますが、この367地区を分析すると、計画の制作主体は40%が自治会・町内会、54.8%が自主防災会だったそうです。地域内の人口が500人以下が59.4%、1,000人以下が71.2%とのことです。

注目するのは、計画策定のきっかけです。居住者が自発的に作成を始めたケースが25.8%、それに対し、行政側の働きかけが契機になったのが67.3%です。内閣府は、計画策定のさらなる増加には、行政による後押しが重要であると指摘しております。

従来、防災計画は国が立案する防災基本計画と、それを基に都道府県と市町村がそれぞれ立てる地域防災計画があります。しかし、2011年の東日本大震災では地震と津波が自治体の行政機能を麻痺し、住民による自助や地域コミュニティでの共助が避難所運営に重要な役割を果たしました。

また、地域防災を担う消防団や自主防災会のメンバーの減少や高齢化などに直面しております。地区防災計画には、そうした地域の防災力を高める狙いもあります。しかし、めったに起こるわけのない災害にしか役立たない計画を準備しましょうといっても、関心を持ってもらえないのが現実でしょう。

ある地域では、防災と健康づくりを合体させ、防災リハビリ教室を開催。キャッチフレーズは「動ける体が一番の防災グッズ」。自力で避難所まで歩けるように体力を維持することが大切であると位置づけ、健康福祉課と防災に関わる部局が共同で支援をし、自分で買物に行けるようになった人や、避難訓練に参加するようになった人も出てきたということです。

この実効性のある地区防災計画を南箕輪村でも進めていきませんか。村長、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

防災減災対策という大項目の中で、まずは、地区防災計画を進めないかという御提案をいただいております。

市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度の内容については、議員御説明のとおりであります。地区の過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、活動主体の目的やレベルに合わせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要といわれております。

さて、村における地区防災計画の状況であります。村地域防災計画に盛り込んでいる地区防災計画は現在ございません。ただし、沢尻区におきましては、沢尻地区防災計画を令和元年4月に策定をし、令和4年4月には計画の一部改正、そして、新たに地震発生時のアクションカードの策定を進められており、地区内で運用が始まっております。

議員から提案のありました防災と健康づくりという分野や、様々なセクションを超えた横断的な取組や活動は、大切な視点と私も感じます。実効性の高い地区防災計画を策定することができれば、地域防災力を高め、さらには地域コミュニティを維持、活性化することにもつながると考えます。

今後の対応であります。行政側の働きかけが重要と議員からアドバイスをいただいたところであります。

まずは、この地区防災計画については、自主防災会・防災士会と意見交換を進めていきたいというのが担当課の意向でございます。意見交換・計画策定に当たっては、女性の視点を取り入れた計画、要配慮者への支援、子供や親子の参画を積極的に取り入れた取組が重要とされておりますので、あわせて提案してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 今年、各地で様々な災害が発生しております。地域コミュニティの取組が一番重要であるということは、その中でも分かったことだと思います。

先ほど、今答弁にあったように、女性の視点だとか要援護者をどうするかだとか、非常にこの地域の隣三軒というのが私、うんと大事になってくると思いますんで、そこの取組をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、指定避難所の運営マニュアルについて伺います。

この質問も、令和1年の9月にしております。答弁は、自主防災会の連絡会議や防災士会の中で、計画的に計画を策定に向けて取組をお願いしているところであるとの答弁でした。現時点で策定ができていればいいですが、必ずしも現場はそうでないようです。

村の計画では、地域計画の中では、長野県避難所運営マニュアル策定指針を参考に整備に努める。また、住民が主体的に運営できるように努めるとしてしております。学校施設については、教育委員会、関係部局や地域住民等の調整を図って策定を進めていくとなっております。

この件について、村長と教育長に伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 指定避難所等の運営マニュアルの整備状況はという御質問をいただいております。

村における指定避難所ではありますが、全部で27か所、うち、保育園・学校体育館・村民体育館・屋内運動場などの13か所の施設を広域指定避難所としております。指定避難所の運営マニュアルは、国や県より指針が示されておるというところであり、村では自主防災会連絡会・防災士会が中心となり、地区の公民館、コミュニティセンターについて地区ごとの避難所運営について考えていただいております、一部テキスト化されているものもございしますが、1から10までマニュアル化が進んでいるわけではございません。

また、村全体の統一された避難所運営マニュアルについても策定はしておらず、広域指定避難所、これは村がつくるべきところではありますが、これについても、現在未整備の状況でございします。

避難所を開設・運営できる避難所運営マニュアルの策定につきましては、村もそうですが、地区についても地域の皆さんと一緒に取り組んでいかねばならないと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬議員の御質問に関して、学校に関することでございます。私のほうから答弁させていただきます。

大規模災害に際し、学校施設、学校が果たすべき役割ですが、もう第一に子供たちの安全、教職員はもちろんでございますが、の安全確保でございます。災害が起きたとき、まず子供の安全確保、そして、状況に応じて保護者に引き渡す。子供たちが登校している場合でございますけれども、ここまでのマニュアルは学校の中で整えております。

しかし、同時に、学校施設は地域住民の避難所としての役割を担っていることから、避難生活や災害対応に必要な機能を備えること、また、備えていくことが肝要というふうに考えております。過去の大規模災害、全国の中でも、その災害において学校施設も多大な被害を受けたんだけど避難所として被災者を受け入れ、食糧・生活用品等の必要物資を共有する拠点となるなど、様々な役割を果たしてきている歴史がございます。村でも、広域避難所として学校がその中に入っているわけでございますが。

また、避難所の避難生活の長期によって、学校施設の避難所としての利用が長くなった故

に、教育活動とそれから避難生活が併存することが想定されます。安心して復旧活動が営まれ、避難所としての適切な役割を果たせる学校施設は、災害の多い我が国においてもなくてはならないものであり、その防災機能の強化は、より一層の推進が必要というふうに思います。

先ほどの村長答弁にもありましたが、避難所運営マニュアル、このマニュアルに基づきながらということに実際のところはなると思います。基づきながら、災害時における避難所としての適切な対応等、考えてまいりたいというふうに思っております。

また、避難所運営により学校の教育活動が止まった、もう授業ができない、そういうような状況も過去にあるわけでございますので、そのような場合に、早期に学校教育活動を再開するため、そのためには、村防災担当の危機管理課、学校施設の設置者であります教育委員会、それから学校、校長・教頭以下職員、それから、地域が連携した取組の在り方もこれからしっかり考えていく必要があるかなど、そんなことを思っております。

ないほうがもちろんよいわけですが、学校施設が避難所として活用され、地域の安心・安全を支える大事な存在となることに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 村の防災計画の中でも、風水害だとか震災だとかいうふうに分かれておりますけど、内容的にはほぼ同じだと思います。読んでみると。

避難所、やはり27か所、先ほど村長言われました防災マップにも書かれております。その中もやはりその地域地域でありますので、先ほどの地区計画の打合せの中でもその地域に任せなきゃいけない部分もありますし、広域でやらなければいけない部分、村体育館だとか学校だとかいうところも出てきます。そういう中をしっかりと精査しながら、実効性のあるマニュアルづくりをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

南海トラフ地震臨時情報、午前中にも同僚議員からありましたけれども、発表への対応、9月の村報でも特集を組んで周知をしていただきました。避難所が開設されたときのその運営は、避難者が自ら行うことが基本となっているというふうに書いてありました。また、被災後の避難でない場合は、必要最低限のものは各自で準備することとも書かれております。

地域にお願ひしていかなければいけない部分っていうのが当然出てきますし、個人にお願ひしなきゃいけない部分も出てきております。この平時からの備えが非常に大切だと私は思いますので、この地区計画にしても避難所運営マニュアルにしても、早めの取組をお願ひしたいと思います。

次に環境保全、特定外来植物アレチウリ駆除について伺います。

アレチウリはウリ科の大型のつる植物で、とげのあるキュウリとの意味だそうです。アメリカやカナダから輸入大豆の種子に混入し、拡大したと見られる外来の植物です。外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、栽培、保管、運搬、屋外に放つこと、譲渡することなどが禁止されております。

村では毎年、私も参加していますが、天竜川の堤防を関係者が早朝に集まって、1時間ほど駆除活動を行っております。

第5次総合計画に目指すべき環境像というところに、人と自然がともに生き、みんなが自然と笑顔になる村。施策の景観保全には、河川・段丘・沿道といった軸の景観形成に努めま

すとあります。村の環境保全に関する条例では、村の責務ってというのが4条・5条・6条に書かれており、事業者の責務というのは11条に書かれています。村民の責務が13条と14条・15条にあります。また、村の環境基本条例、1条に目的があつて村の責務は4条に書かれていて、村民の責務が6条にあります。

長野県でも、環境の日及び環境月間の中で、6月をアレチウリ駆除月間にして取り組んでおります。河川・段丘・沿道、場所によってはかなり繁茂しているのが見受けられますが、この駆除に取り組んでいく必要が私はあると思いますが、村長、この件いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2項目め、村の環境保全の中で、特定外来植物アレチウリの駆除について、村で取り組んでいくべきという御提案をいただいております。

アレチウリは、1952年日本で初めて確認されて以来、全国至るところで繁殖をしております。本村においても例外ではなく、河川や沿道をはじめ、様々な場所に繁茂しております。アレチウリは一年生の植物でありますので、冬には枯れますが、1株当たり400個以上の種をつけ、発芽率は約7割、また、アレチウリの種は全て翌年に芽を出すわけではなく、2～3年後に発芽する事例も確認されており、継続的な駆除が必要でございます。

議員からも御紹介ありました南箕輪村環境の保全に関する条例等を基に、村では、毎年行っております天竜川河川清掃に合わせアレチウリの駆除を行うことで、アレチウリの知識や駆除方法を知っていただいております。衛生部長会では、各地区のアレチウリの情報提供をお願いしているところでございます。

すぐにできる対策といたしましては、まずは、住民の皆様にご報告等を通じて、アレチウリがこのまま繁茂すると、既存の生態系の破壊や農作物への被害につながることを知っていただきたいところでございます。そして、住民の皆様が生活する中で、生活道路や畑の道端に生え始めている小さなアレチウリの駆除、いわゆる抜くことから始めていただければというお願いをまいりたいと思います。また、地区ごとの清掃等の環境整備時にも実施していただければ、併せてお願いを進めていきたいと思っております。

繁茂が激しい場所は、村、所有者、地区の衛生部等、関係機関等より一斉を取って対応するよう取り組んでいきたいと思っております。ここの部分は、もう本当にアレチウリの繁殖力っていうのはすさまじいものがありますので、どれだけ村、皆さんでやれば繁茂を防げるかっていうのはかなりの仕事量になっていくと思っておりますので、ここの部分は、どうやって進めていくかというところは、引き続き関心を高めてやっていかねばならないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 私も家の周りを結構気にして、アレチウリが出てくると、すぐ抜くようには努めております。そういう方たちが一人でも増えていただくとありがたいなと思っておりますし、5月の末にはごみゼロって言って、各区で取り組む活動があります。ごみ拾いや草刈りや。そういう活動をもう2回ほど増やせば、僕は半分減るんじゃないかなっていう思いがあるんですね。そんな取組ができればいいし、やはり環境条例を見ても、村がそういう啓発をして、住民の責務としては、住民はその活動に参加していきましょつていうふうに書いてあるのが、この環境基本条例だと思います。村がやはり音頭を取ってくれないとな

かなか動かないってということもありますんで、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次には、アメリカシロヒトリの駆除について伺ひます。

アメリカシロヒトリはチョウ目ヒトリガ科、あるいはトモエガ科の蛾の一種で、幼虫は黒く長い白毛で覆われております。成虫は白色の褐色斑がある体長3センチほどの蛾です。北アメリカ原産で、第二次世界大戦米軍物資について日本に侵入したと言われております。

アメリカシロヒトリは毒毛ばりがないため、人への直接被害はありませんが、大量発生すると街路樹や庭木・草花を食い荒らすので、害虫として扱われております。餌を食べ尽くした幼虫は、移動する際、家屋の壁面をはったり屋内に侵入することもあるので、不快害虫とも呼ばれております。発生は6月上旬から7月中旬、8月上旬から9月中旬の年2回発生します。南のほうでは、3回発生するとも言われております。

今年は、村内各地でかなりくるみの木だとか桜の木だとか、200種類ぐらいこのアメリカシロヒトリつくそうなんで、すごい何か被害が拡大しているなっていうふうに思うのは僕だけでしょうかね。皆さんそう思っていると思いますが、この今までの流れでは組長さんが対応するようになっていて、また、区長さんから村のほうに連絡して、薬品だとか噴霧器という貸出しはされているっていうふうには伺っております。

しかし、この河川、段丘、道路沿い、所有者の分からない空き地など広範囲に広がっておりますし、また、若い組長さんだとか移住者の方は、このアメリカシロヒトリを見たことがないとか、何だか知らないっていう人が結構いるみたいです。

先ほどの村の条例でも、この指導と対応をしていく必要性を私は思ひますけれども、村のこのアメリカシロヒトリの駆除の指導、対応について伺ひたいと思ひます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アメリカシロヒトリ駆除に対して、村の対応というところの御質問でございます。

現在、村の対応であります。近隣等の方から通報がありましたら村職員が現地を確認し、アメリカシロヒトリを確認した場合は、土地の所有者または管理者の方に連絡をして、対応をお願いしているというところでございます。今年度は、例年より議員御指摘のとおり、アメリカシロヒトリが多いことは確かであると思ひます。

役場への相談件数であります。昨日までに2件ありまして、こちらは、例年とあまり変わらない状況ではございます。また、産業課が所有しております畜舎消毒用の動力付き噴霧器、これをアメリカシロヒトリの消毒のために貸出しをしておりますが、今年度は3件貸出しを行ったという実績がでございます。

また、議員から若い方、また都会から移住してきた方は、このアメリカシロヒトリを知らない方もいるという御指摘は御もつともでありまして、私も知らなくはないですが、あまりなじみのない、こちらに来てから初めて知ったということが正直なところであります。

こちらについては、まずは各地区の衛生部や広報紙を通じて、アメリカシロヒトリの情報を伝えていくよう努めていきたいと思ひますし、そんなに難しい内容でもないので、15秒とか30秒のショート動画を制作して、知っていただくのもいいのかなと考えています。

村の駆除への指導・対応はというところでございますが、現在は、基本的には土地所有者や管理者の方がそれぞれの責任において対応をしていただきたい、それをお願いするということでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） やはり早めの駆除が大事で、今のアメリカシロヒトリ、消毒していただいて死んでしまえばいいんですが、蛾になってまたこの冬を越して、また来年出てくるという現象だそうです。ですから、来年またちょっとひどいのかなっていう思いもありますけれども、しっかりとそこら辺は地域の方たちの協力をいただきながら、早めな駆除ができていくような体制をとっていただければと思います。

やはり、村のよりよい環境づくりっていうのは、やはり地域の協力をいただかなければ、行政だけではできないと思いますんで、そこら辺も行政がしっかりと先導して、条例があるように、協力をいただきながら必要に応じて取り組んでいただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

次に、子どもの貧困対策、改正子ども貧困対策推進法を踏まえて、村の対応を伺います。

この質問も、令和1年の9月に行い、村は計画をつくっていきますと答弁をいただき、令和2年9月にもこの質問をさせていただき、答弁は、このときにもう計画をつくっていただいております。計画に基づいて支援を進めていくというふうに。特に村はひとり親世帯の比率が高く、就業支援・学習支援などに取り組む必要がある。各関係機関と横断的に連携を図っていると答えていただき、非常に評価できる計画づくりだというふうに私は思っております。

そこで、今回は、今年6月の26日超党派の議員立法で、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、公布されました。名称も、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改められるとともに、目的や基本理念がより明確になり、基本理念に貧困の予防など大切な視点が加わり、関係者の意見反映、民間団体への活動支援などが盛り込まれました。

先ほど述べたように、村も南箕輪村子ども・子育て支援事業計画、令和2年3月に策定されております。その第8章に子どもの貧困対策計画が策定されております。これらの村の取組を伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3の子どもの貧困対策という大項目の中で、改正子ども貧困対策推進法を踏まえて、村の取組はという御質問でございます。

議員からも御説明いただいたとおり、子どもの貧困対策につきましては、現在、既に発効しております第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画の中に織り込んでおりまして、こども相談室、また福祉係等関係機関と連携しながら、早期把握・支援に取り組んでいるというところでございます。

今回の改正子ども貧困対策推進法であります、法律名や条文に貧困の解消が新たに明記されまして、目的及び基本理念には、解消すべき子どもの貧困というところが具体化されております。

貧困により子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利を害され、社会から孤立することのないこと、これらが明確化されておりますし、基本理念といたしましては、子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの現在の貧困を解消するとともに、子どもの将来の貧困を防ぐこと、さらに貧困の状況にあるもの

の、妊娠から出産まで、さらにその子どもが大人になるまでの過程、各段階における支援が切れ目なく行われるよう推進されなければならないと明記されております。

こういった改正が行われておりますので、村の対応であります。ちょうど第2期の南箕輪村子ども・子育て支援事業計画が本年度までとなっており、現在、見直しを進めておるところでございます。

こども大綱がありますので、時期は恐らくこども計画として策定する予定となっておりますが、この中にこの改正子ども貧困対策推進法の趣旨を踏まえ、策定をしまいたいと思っております。

具体的な取組というところ、御質問いただいておりますが、こども課長、その辺りフォローでいけますか。お願いします。

議長（原 源次） 武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 今の答弁に関連いたしまして、具体的な取組ということで少しお話をさせていただきますけれども、実際いろんな場面で子どもの貧困というのは見つかるものでございます。

福祉係のところ、御相談が来た場合に見つかる場合、学校のほうへの御相談で分かる場合、こどもの相談室のほうで見つかる場合、いろんなケースがございます。それぞれに応じて多くの関係機関連携を取りまして、少しでも早くその貧困が解消して、子供が安全に生活できるようにという取組を今、進めております。

これは、今後も同じような対応をしていくものだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 先ほど言った南箕輪村子ども・子育て支援事業計画、令和2年から令和6年までの計画で、令和7年以降は、これから先ほど答弁にもあったように計画していきますということで、その8章で、子どもの貧困対策計画の実施方針として（1）から（3）まであって、（4）まであったのかな。（4）まであります。地域による支援というのは（4）なんですけど、非常に細かくつくっていただいている、先ほど言ったように、私は評価できる指針だな、方針だということに思います。

この内容の評価ができるんですけども、この支援、先ほど村長も課長も話をされたように、今後、令和2年から令和6年までこの取り組んできた内容をしっかりとまた精査していただき、この新しい改正法の趣旨もしっかりと盛り込んでいただく計画をしっかりとつくっていただきたい。

この中で、子どもの貧困対策センターっていうところの小河光治さんっていう代表理事の方がおります。その方がこの改正法をかなり評価していただいている、あすのぼというところなんですけど、住民非課税世帯と生活保護世帯の保護者と子供を対象に実施した調査が、2023年秋にされたそうです。

その中で、朝食を毎日食べるっていう質問に、小学生は6割、中学生は5割、夏休みなどの長期の休みに昼食を毎日食べる小学生が7割、中学生は5割となっていたそうです。現状は、非常に厳しい状況なんだということに感じます。

新しく盛り込まれた中では、民間への支援っていうのがあります。これ、以前から私言っ

ていますが、こども食堂の関係なんですけど、ぜひとも、この多くの地域にこども食堂を開設できるように取り組んでいただきたいと思います。特に学校の長期休業のときに、やはり食事が取れないっていう子供がこんなに多くいるんだなっていうふうに思います。南箕輪村も恐らく調査すれば、そういう子供が結構いるんじゃないかなっていうふうに思います。

それと、このあすのばの小河光治さん代表理事の方は、この改正法の中で一番大事な、南箕輪も先ほどの令和1年、2年と答弁いただいているように、ひとり親世帯が非常に多い村だと思います。この解消っていうのが非常に大事になってくるんじゃないかなっていう。あとは、二人親でも非課税世帯の世帯も非常に苦勞をして子育てをしたり、生活をしているっていうふうに言われております。

3つ目にこの方が言われているのは、子供たちの命と生活を守るデイケアセンターっていうのができたらいいねっていうふうに言っているんですよね。これ、沖縄県の南風原町はもう始めているそうです。だから、こども食堂ができる前に、子供の居場所やら食事ができる、安心してそこで暮らせるっていうか時間を過ごせるっていうような、介護支援のデイケアセンターと同様に、子供版のデイケアセンターの検討もお願いしたいっていうような、この小河先生は言われているところです。

南箕輪とすれば、行政が後押しして地域の力を使っていくっていう取組も大事だと思うんですが、こういう取組もすごく大事だと思うんですよね。そこら辺について、村長、教育長の見解があれば伺いたいと思いますが。

議 長（原 源次） 今、（2）の質問ですか。

7 番（百瀬 輝和） こども食堂の関係です。村の計画、検証見直しの中で、こども食堂っていうのを今言わせていただいたんですが、その中でこういう取組もありますよっていう提案をさせていただいたんですが、その件についてどうですかという。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

百瀬議員、子どもの貧困対策に関わってということで、まず、こども食堂についてお答えをしたいと思います。

支援の実施に当たり、議員お話しの関係する課、社会福祉協議会さん、それから、地域の方等による連携というふうに言われました。これ、うんと大事なことというふうに思っております。

その中で、こども食堂についてですが、3月議会でもお伝えしましたが、現在、まほうのおなべと、昨年度から南原コミュニティセンターで、ここからが動いております。まほうのおなべは毎月1回から2回、今週末にまた予定されていますが、村公民館、北殿公民館等で75食から約100食ぐらい。ここからは年10回、1回約80食程度の計画であります。村で、まほうのおなべは令和5年度12万円、令和6年度18万円、ここからへは今年度新規ということで、1年目として30万円を補助金として交付しております。

このような活動は、やはり活動する方のやりたいという自主的な気持ちがないとなかなか継続できないというふうに受け止めております。以前相談を受けたことがありますけど、やりたいと。でも、どうやっていこうかねって、やっぱり地域の力の結集といいましようか、集まりがないとなかなか。例えば、俺がやろうとしても、俺なんかろくに料理できないのでって、じゃあどうするかとか、いろんなつながりが必要かなというふうに思っているところで

あります。

村では、活動を見守りながら会場の提供、あるいは補助金の交付、あるいは広報という形で後押しをしていきたいというふうに考えております。

こども食堂の在り方として、先ほどお話の長期休業中ですよ。実は給食が、言葉がいいか、命の綱という子供がいけないわけではない。私も承知している家庭、ずっとではないですが、時にはっていうそういう家庭があるのを承知していますけど、長期休業中において、地域の子供が歩いて通える、歩いていくことができる場所でこども食堂ができるといいなというふうに思っております。

思うのは、こども食堂へ来たAさんが、Aさんちは貧困家庭ってそういうふうには絶対思っただけではない。そういうこども食堂でぜひありたいなっていうことを願っているところがあります。いずれにしろ、各地区での動きがあることに期待するところが大きいというふうに思っているところであります。

それから、先ほどのデイケアセンター、これは村長のほうがと思いますが、デイケアセンター等のお話もいただきながら、ひとり親世帯の家庭が村の中に多いとそういう状況を承知はしていますけれども、子供たちが先ほどの安心・安全に暮らしていける、夏休み等々も含めながら、そういった意味合いではこども課長がいますけれども、こども家庭センターがその大きな機能を果たしていくというふうに思っております。

現に4月から私も関わらせたケースもありますけど、本当に苦しい状況、困り感を持った状況の子供さん、じゃあどうやっていこうかって、そういうところでも動いているところでございます。

それから、関連しながら、居場所についても今こども課さんと教育委員会と一緒に相談しながら、居場所って大きいものをつくれればとか、ここにあればっていうことっていうふうには思わないんですけど、取りあえずどこか、子供たちのよりどころとしてそこで食事提供等々も含めながらとか、そんな居場所ができないかなっていうところを今探っているといいましようか、検討しているところでございます。よろしくお祈いします。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） すみません。ちょっと通告にない部分発言してしまっ、申し訳ありません。ただ、提案として受け止めていただければと思います。

そんな取組をしている自治体もあるということで、子どもの貧困、本当に今、深刻な状況になっているっていう世の中だっていうことは、私も行政側もちゃんと把握しながら取り組んでいると思いますので、よろしくお祈いしたいと思います。

次に、安心・安全の利便性向上のためにということで、村道1098号線、いわゆる中込線の北への延伸計画について伺います。

この件は箕輪町の関係もあり、以前聞いた内容では、南箕輪村がどうだとか、箕輪町がどうだとかいうような説明をされた記憶がありますが、明快なはっきりした答えはいただけなかったと思います。

現在、この道路がどういう計画になっているか、村長に伺いたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 安心・安全と利便性向上の項目の中で、村道1098号、中込線の北への延伸の計画はというところの御質問でございます。

中込線は、久保区から南殿区まで村内を横断する準幹線道路として利用されております。この路線の構想については、箕輪町から伊那市まで延伸をして、伊那中央病院までの経路として上伊那地域幹線道路網構想に計画をされております。また、消防の広域化に伴いまして、救急車等の出動区域が見直され、久保区・中込区・塩ノ井区は、箕輪消防署の出動区域となりました。

この路線が箕輪町へ延伸すれば、国道153号及び県道伊那箕輪線、春日街道の交通車両の分散化や渋滞緩和により、箕輪消防署から緊急車両の移動経路が増えることにより、移動時間を短縮する、そういった期待が持てる路線とされております。

中込線を箕輪町へ延伸する計画につきましては、以前、箕輪町と村が共同で事業を実施する中で、平成27年度、調査及び測量を実施し、平成28年度、用地取得・工事着手という計画が行われたことがありました。しかしながら、当時、国の補助金が思うように受けられないことや、村も人口増加対策の大型事業を優先しなければならなくなったこと、沿線の地権者から中込線の交通量増大に対して懸念が寄せられ、事業化に対して反対の御意見もいただいていることから、現在は計画が止まっています。

また、私が村長になってから、箕輪町議会議員から当件について推進するよう働きかけを受けた経緯がありますが、現状、反対される地元の地権者の方が一定数いらっしゃいます。また、事業も高額でありますことから、私は、延伸を現在としては積極的に行う考えは持っておりませんと回答したところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 次に質問する答えも、今、言われちゃったのかなってという思いがありますけれども、これは箕輪町側は北沢川の手前まで道路は来ているんですよね。南箕輪村は1236号線まで久保の公民館に下りていくあの線まで広い道がいて、あとは細い道になっています。

先ほど言ったように、箕輪町も南箕輪村もかなり利便性が上がると思いますし、これから将来を見据えた上では、緊急車両の行き来の時間短縮にもなるという。将来に向けて協議を進めていく必要があると思いますが、村長、もう一度お願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議員おっしゃるとおり、確かに救急車等が来る時間が早くはなるんですが、1分程度、1分で救える命があると言ってしまえばあれなんです、そういったところを考慮しますと、あの沿線の方々や地権者の方々が皆さん一緒に反対の意思を示されているという現状もありますし、事業費もかかります。その投資するコストとその地権者の皆さんを説得して延伸する効果と比較した場合、現状なかなか財源確保もありますし、難しいのではないかとこの私の判断で、今、延伸することを積極的に進める状況ではないということで、御理解いただければと思います。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 一部の方が反対しているのは、私も知っております。ただ、地元の多くの方は、あそこなんで進めないんだっていうお話も聞いております。私、久保に住んでいますんで、地元久保の住民の方たちは、そんなに反対してはいないと思いますね。あそこら辺に田んぼ・畑を持っている方たちも、もし計画が進んでいけば、それは協力するぜ

ってというようなお話も伺っていますので、これ、箕輪町さんのほうへ伺いに行ったら、今止まった状態ですってというようなお話は伺っております。

ただこれ、将来に向けては、やはり実現するような協議を進めていくべきだなんていうふうに私自身は考えますので、また、村長も反対派もいるっていうことは、当然事業をしていく上では当然あることですから、将来に向けての大きな利点を追求していけば、私は進めていくべきだなんていうふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、非暴力・不服従を貫いた偉大な魂の人、ガンジーの「七つの罪」と題した戒めです。理念なき政治、労働なき富、良心なき娯楽、人格なき知識、道徳なき商業、人間性なき科学、献身なき祈り。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから、2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。

昨夜の名月、夜8時頃になって、短い時間でしたけれども、満月を拝むことができました。天気が良いことはいいことだなというのを改めて思ったと同時に、天気がいいということは、災害が少ないことだなというふうに思ったものであります。ぜひ、これからの災害が少ないことを祈るところでございます。

私は、今回、2点について質問と提案みたいなところもありますけれども、したいと思えます。

1番目については、三がくの郷、仮称としてありますけれども、中信の松本市も三ガク都といううたい文句で、北アルプスそれから大学、それからサイトウ・キネン・フェスティバルに代表されるような芸術の分野に力を入れています。南信のこの南箕輪村でもそういったところに力を入れると、今後がとても明るい村になるのではないかなという思いを込めて質問をするところでございます。

三がくのがくの1番目の岳、山の岳は、いわゆる経ヶ岳です。それから、学ぶの学は、従来から南箕輪がうたい文句にしています、保育園から大学までといったその分野であります。それで、最後に音楽の楽ということで、取り上げてみたいなというふうに思います。

7月の27日、28日と村内で開催されました村の150年記念事業の一つ、みなみみのわ森の音楽祭を聴くことができました。昨年に続いて聴くことができまして、非常に感動をしたところでもあります。私は何が不得意と、音楽に対しては非常に不得意というのが持論でもあります。そういう音楽に不得意な私でも、この地方の村の中で一流の音楽家の皆さんの音楽を身近に聴くことができまして、とてもすばらしかった感動を覚えております。

従来、芸術の分野というのは、いわゆるこの田舎のほうにつきましては、ホールの問題とか美術館など、また、施設面や芸術家の層の薄さっていうのも、都会に比べるとどうにもならない遅れている分野というふうに私は思っておりました。しかし、近年、伊那市の県立伊那文化会館が誕生してからはいろんなコンサート等が開催されるようになり、非常にこの

芸術活動が身近なものになってきた感があります。

それに加えて、各市町村でもそれぞれ大小の文化施設、コンサートホール等が誕生しまして、この地方でもいろんな芸術活動が盛んになってきた。とてもすばらしいことだなということだと思います。そういう芸術活動がさらにさらに発展することによって、この住む人たちの文化的な感覚だとか、そういう部分もさらに盛り上がるのではないかなというふうに思います。そういう意味で取り上げてみたわけであります。

これからの村の発展の可能性をこの音楽活動をはじめとした文化活動につなげていくことで、村の発展がさらに進むのではないかなということだと思ったわけであります。

そういう意味で、幾つかの質問をしたいと思います。

1番目ですけれども、まずは、先ほども申しました三がく、三がくの岳の郷、これは経ヶ岳の関連事業で既にトレイルランだとか競歩大会、こういうのも盛んになっていますので、これは引き続き進めていく。学びの郷の保育園から大学も、今までどおりのキャッチフレーズの中で進めていくっていう。

残るは、この音楽活動に対するふるさとの名勝をうたい、これを目標に掲げて、村中の中に音楽活動が盛んになっていく。こういうふうな思いをしてみました。そういう意味での三がくの郷を目指すというそういう思いについて、村長、いかがでしょうか。気持ちをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

三がくの郷を目指し、特に音楽に力を入れる施策をという中で、まずは、岳の郷、学の郷、楽の郷の名称をうたい、目標を掲げてはという御質問でございます。

感度の高い、また感性豊かな御提案をいただき、ありがとうございます。

村の目標であります、基本的には総合計画の中で定めておきまして、現在、村づくり委員会の皆様を中心となりまして、第6次総合計画の策定を始めていただいております。

第5次総合計画において、経ヶ岳に関する内容といたしましては、経ヶ岳等の飛び地は、信州大学との共同研究を進めながら森林整備の促進と資源の活用を図りますといった内容や、経ヶ岳バーティカルリミット等、南箕輪村らしい地域資源の活用に取り組み、経ヶ岳及び権兵衛峠への誘客を促進しますといったことがうたわれております。

御存じのとおり、経ヶ岳につきましては、近年、経ヶ岳友の会の皆様が日本一のササユリ里を目標に100メートル四方の防鹿柵を設置されるなど、大変熱心に整備を進めていただいております。私も公民館登山に同行いたしまして、ササユリが咲き乱れる様子を拝見いたしました。優に1,000を超える数でありまして、美しい眺望とともに大変感動したところでございます。

そういったところもありますので、経ヶ岳については、次の計画目標では、さらに発展的な目標になるのではないかと予想をしております。

教育関連の学については、第5次総合計画の村長の冒頭挨拶において、保育園から大学院までの教育環境が全てそろっているという記述がございますが、それを除きますと、信州大学と上伊那農業高校との農の連携であったり、また、保育園から中学校までの生涯学習の連携についてであったり、年齢層を区切った連携というのは書かれておりますが、保育園から

大学まで全体というところは、なかなか具体的な目標記載はないというのが実情でございます。

そういった中、近年は上伊那農業高校の生徒の皆様が地域との連携を高めておられ、様々な成果を上げておられますが、生徒たちが中心となって、保育園から大学院までをつなげていきたいという話をお聞きしております。実際に私の小学生の娘も、頻りに交流を図っておるといところでございます。

最後に音楽の楽であります。総合計画には現在のところ特段記載がない状況でありまして、現状は文化・芸術の鑑賞機会や発表機会の充実等に努めといった内容にとどまっております。森の音楽祭のように大々的にプロの演奏家を招いたのは、最近では、令和元年11月に村のふるさと大使であります田島久美さんによるスペシャルライブがあったのみと把握をしておるところでございます。

南箕輪村は、音楽に関しては、どちらかというと後れをとっていると感じている方も多くとお聞きをしております。穏やかに豊かに、そして幸せに暮らしていくためには、音楽は欠かせない文化であると私は捉えておりますので、議員御提案の三がくの郷をいずれは掲げても恥ずかしくないよう、音楽文化の醸成を推進していければと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 前向きな答弁をいただいたというふうに思いまして、次の質問が非常に楽しくなってきたところでございます。

2番目ですね。最初の答弁にもありました三がくの学、学校勉学の学については、それぞれ既存の事業を引き続き推進する。さらに、新しい事業にも向かっていくということについて、残りの音楽について、村の特徴を生かして取組を進めてはということであります。

先月、7月27日、28日に行われました森の音楽祭、これも聞かせていただきました。1日はミニコンサート、これはこども館で、2日目は村民センターであります。これを見たときに、この一流な演奏家の皆さんがこの田舎の南箕輪村にも来てくれるんだなど、非常に感動をしたところであります。ぜひこういう方々が長く長く、これからも南箕輪村で演奏していただけるそういう機会をつくっていくことが大事じゃないかなというふうに思います。

この村で、伊那市に県の文化会館があります。あそこは1,000人規模ぐらいの大きなフルオーケストラの皆さんも来れるでしょうけれども、そのすぐ横にあるこの南箕輪村のこの村民センター、約300人ぐらいのホール、このホールに合ったような音楽家の皆さん、それから、大芝高原もいろいろ施設が充実してきましたので、そういったところを生かした、地域性も生かした取組を進めたらどうかという漠然とした内容でありますけど、（2）番についてありますので、それについて、村長の思いを聞かせていただきたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の特徴を生かし、音楽についての取組を進めてはという御提案でございます。

7月の27日、28日の2日間にわたり、今年で2回目となりますみなみみのわ森の音楽祭を開催いたしました。昨年に引き続き、国内外で活躍するトップクラスの演奏家の方々をお迎えしたコンサートは、多くの方々に魅了したと思っております。

村民センターホールで行ったメインコンサートでは、約200人の聴衆を迎え、開催いたしました。今年から音響反射板を購入しステージに設置したことで、より一層良い響きとなったと感じています。交流演奏会では、チャイコフスキーの弦楽セレナーデ全楽章という大曲にアマチュアの演奏家の方々が挑戦されており、非常に聴き応えのあるものとなりました。メインコンサートでは、昨年同様、トップクラスの演奏を十分堪能することができたと思います。

今年初めて聴いた方からは、すばらしかった。来年もぜひ。2回目の方からは、昨年のコンサートがよかったので、今年も楽しみにしていたと、そういったコメントをいただいております。

音楽祭につきましては、ただ聴くだけのコンサートではなく、ミニコンサートや交流演奏会で住民と触れ合うことができるというのが、やはりこの村の規模で行う特徴の一つかなと思います。

ミニコンサートは、去年は1日目は森の学び舎でのミニコンサートでしたが、今年は趣向を変えまして、こども館でのミニコンサートを実施し、ふだんなかなか生のクラシック音楽に触れ合う機会のない子供たちをメイン対象としたプログラムといたしました。去年は、大芝の豊かな自然の中で、そして、今年は子供たちを中心とするところで、まさにこの部分も村の今の特徴を生かし、森や子供に関わりを深く持たせたところであるかと思っております。

特に、今年は小学校から高校生まで55人の参加をいただきまして、手を伸ばせば届きそうな距離で実際の演奏を聴くというのは、貴重な体験だったと思います。子供たちからの意見といたしましては、いろんな曲があって楽しかった。演奏している姿がかっこよかった。初めてこんなにきれいな演奏を聞いた。といううれしい感想をいただいております。プロ・アマだけでなく、大学生から高齢者に至る様々な人たちが、それぞれの世界を超えた空間に浸ることができたことに時間がたつに従い、さらに感動が増していますといった御意見もいただいております。

引き続き、村の規模だからできるという特徴を生かしつつ、具体の細かな特徴も、今までは大芝高原、子供と来ておりますので、来年もしっかりと村の特徴を生かしたコンサートになるよう、夏の大きなイベントの一つと根づくよう、音楽祭については引き続き実施をしまいたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） いろんな施設を使って、身近なところで一流の皆さんの音楽を聴くことができるという、このすばらしいことです。ぜひこれを前に前に進めていきたいというふうに思います。

それで、（3）の質問になりますけれども、一つは大芝高原の施設です。いろんな施設がそろってまいりました。今、音楽活動も室内だけでなく、屋外でする活動も非常に盛んになってきています。私の知り合いの伊那市のピアニストも、かつてこの村民センターでピアノコンサートをされたことがあるんですけれども、屋外でピアノを置いてピアノの演奏をする、そういう方もいらっしゃいます。

例えば、森の学び舎のコンサートは去年も既にされていますし、あと、大芝の森の中にも

幾つかのあずまやだとか森の中とか、大芝湖の周りの芝生のところも工夫により次第コンサート、ミニコンサートみたいなことができるんじゃないかなとこう思うもありますので、ぜひ、これは大芝高原が冬はなかなかイベントがやりにくい部分もあります。ほかのスポーツだとか、そういう部分については大分充実してまいりました。

それに加えて、秋だとか春先のそういうコンサート、こういうのも視野に入れて取り組んでいけば、さらに広がりが見られるんじゃないかなというふうに思いますので、こんなような取組もどうかという提案であります。

これについて、思いを聞かせていただければというふうに思います。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号6番、山崎文直議員、楽、三つのがくの中の特に音楽に関してということでございますけれども、村にあるいろんな施設という言葉がいいか、環境があります。その中で音楽をっていうのは、非常に大事なことかなというふうに思っているところがあります。と申しますのは、大芝高原まつりで湖上ステージ、あるいは私、直接経験がないんですが、下のほうの芝生のほうでとか、いろんなところで音楽活動なりできるのかなって、そんなことを思っているところがございます。

またもっと言うと、村民センターはもちろんでございますが、各地区の公民館、南原区で音楽会、コンサートが行われたりとか、いろんな催し、もっと言うと子供たちの発表とかダンス等々、いろんなことが公民館でも行われています。ですので、村民センター云々っていうのもこの後の御質問にあると思うんですが、ぜひ各地区で本当に何ていいでしょう、日頃歌声が聞こえてくるとか、あるいは音楽が流れてくるとか、そういうような状況づくりをしながら、それがまたコンサートにつながっていくという、村の規模に応じたコンサートということになりましょうが、そんなことを描くことができればいいのかなというふうに思っております。

それから、せっかくここに立ったので、ちょっと思いを言わせていただいていいですか。

私、高校3年生のときです。バイトをしろって担任から言われて、バイトを伊那市民会館、当時伊那文化会館はなかったの、天竜川の脇で交通整理をしていました。そしたら、当時劇団四季のカラマーゾフの兄弟をやったんですけど、夕方もう暗くなって、ギリギリになって駆けつけた方がいたんです。酪農をやっておられる方で、もう酪農、本当牛の世話をして、もうすぐ来たという感じが伝わってくる方なんです、その方が本当に精いっぱい時間を割いてカラマーゾフの兄弟を見に来たっていう。そういう文化・芸術に求める願っているのは、音楽に限らず、いろんな方がお持ちなのかなというふうにうんと思っています。

ぜひそのためにも、日頃のふだんの中でのその音楽的な文化、芸術文化の向上、それから村の規模に応じたコンサート等、それからもっと言うと、伊那文化会館は当然先ほどのようにありますので、これは伊那文化会館とか、そういうようなことも持ち分けではないんですが、必要などころがあるかなというふうに思っているところがございます。

大変失礼しました。以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 教育長の高校生の頃の思いも聞かせてもらって、ありがとうございました。

4番目の件であります。

というわけで、いろんなコンサート等、音楽活動の力を入れていくと。そういう意味で、村民センターの存在は非常に大きなものがあります。

しかしながら、この300人規模の村民センターも、音楽活動をするにはまだまだ施設が不十分かなというのを前々から思っております。建築当初については、これだけ音楽活動が盛んになるかどうかというのが分からなかった部分もあるかと思うんですけれども、今後こういう活動を積極的にやっていくについては、そろそろ村民センターの音楽にも向いた改修というのも、計画の中に入れていくこともいいんじゃないかなというふうに思います。

前々から思っていた部分につきましては、今度のコンサートでも臨時の反響板が置かれていましたけれども、通常ですと、あれは大体上から下りてくる、会館に普通に設置されている舞台の音響板、こういうものもぜひ欲しいなど。それから、演奏者の皆さんの控室や小さな練習室、そういうものもやっぱり欲しいよねというふうに思うわけでありまして。

そういう部分もありますし、もしかしたら、村民センターの改修ということになりますと、中には、村民センターの本玄関がどこにあるかって分からない村民の方がいるかと思うんですけれども、今の図書館側のほうが本玄関なんで、70～80%の方は東側のほうへ、通用門から出入りするのが駐車場からがありますから、ぜひそういう部分を少しまた基本に戻って、村民センター東側の通用門を正門への改修、それからその周辺の整備、こういうのもできればさらにいいなという思いを持っております。

上伊那の中心にある300人規模の小中規模のコンサートホール、ほかにもありますけれども、中小のコンサートホールは上伊那中どこにも負けないよというようなものになっていけばいいなというふうに思いますので、これ、お金のかかることでもありますので、ぜひそういうのを計画に盛り込んでいただきたいなというふうに思いますので、その私の思いに対する気持ちはいかがでしょうか。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議員御質問の村民センターの改修に関することについてお答えします。山崎議員の願いにハードルを置くような答弁になりますが、お許しください。

村民センターでございますが、建設から約32年が経過しています。令和3年3月に村が策定しました公共施設個別施設計画、計画期間が2021年から2030年度までになりますにおいて、やや劣化が進んでいる状況であるとされております。受変電設備等、耐用年数を経過した設備等もありますので、令和5年度から順次改修・修繕を進めているところであります。

建物ですが、平成27年度に屋根の防水塗装工事を実施してから、大規模な改修工事等は現時点では実施しておりませんが、今、心配なのは、東面の駐車場からの面で、東面を中心に外側のタイルの劣化が進んで、何枚かはげ落ちて応急的に対応していますが、ということから、その壁の調査、その結果を踏まえての改修、それから、ホールの舞台照明につきましては、現在使用している照明器具がもうじき製造中止になります。2030年でございますので、LED化をしなければということがもう迫った状況でございます。

それから、間もなく施工から10年経過する先ほど申し上げました屋根の防水塗装の再施工など、どう優先順位をつけていくか、改修工事を進めていくかということが、今、自分たちが課せられていることかなというふうに思っているところであります。

反響板でございますが、利便性を考えて移動式としてありますので、村民センターでも使えるし公民館でも使える、あるいは地区の公民館でも使えるという状況でございますので、

地域づくり推進課で7月に購入した7枚ものですが、ぜひ活用していただければと、そんな願いを持っております。

ホールの利用についてなんですが、年に数回ピアノの発表会での利用、地域の方でございます。使っている方から、音楽に特化した改修の要望そのものはいただいていないという状況があります。先ほど村長のお話、答弁にありましたけれども、伊那文化会館があるということ等を含めながらですが、ホール利用に占める音楽や舞台等の割合はそれほど高くないかなっていう、そんなふうな受け止めをしているところでございます。

演奏者の控室、それから練習する小さな部屋、小部屋の改修等につきましては、現在、村民センターの2階の部屋をうまく使い分けてやっていますので、現時点では、改修っていうことは描いてはいないところでございます。まずは舞台照明のLED化、それから屋根、外壁の改修が迫っているところでございます。

あと、地域でもっと音楽の力をみんなであってという、それは先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 改修、そのほかにもいろんな課題があるということ承知しました。ただ、希望を持って、改修のところの計画に少しずつ載せていただければというふうに思います。

2 項目めの質問に移ります。

若手職員や協力隊員に対して、村の歴史や地域の名称などを学ぶ機会を増やしてはという提案です。

近年、私も村の若手職員の皆さんの名前も覚えられないほど多くの若手の職員が増えてまいりましたし、協力隊の皆さんも非常に増えてきて、みんな一生懸命この活動をされているという部分については、非常に期待をするところでもあります。ただ、私も時々この地域の人たちと食事をしたり、話をする機会もあり、そんな中で幾つか聞かれました。

農業関係だとかそういう部分で、南箕輪村は今、村の後にも字が付きませんので、番地で言っていますから、地域の昔からある名称っていうのがよく分からない部分があります。私も、これは前にも1回質問したんですけども、地域の名前が分かるようなそういう取組というか、そういうことも必要かなというふうに思いますけれども、地域の名前というのは、昔からのこの地形の格好だとかそういう部分で、名前がついてきている経過があります。

それが今の現在につながって、大芝山というのは本当に大昔はそんなに木がなくて、芝で冬の焚きものをするという山だったというふうにあります。今こそ森林というふうにいわれるくらいありますけれども、その昔は、芝をとるところの山だったと。

そういう意味でも、昔からの名前っていうのは非常に大事かなという部分ではありますが、いろんな仕事を通じて、こういう名前が仕事の段階で出てきます。そういう意味で、若い皆さんがどうしてもその部分については分からない。そういうのも実情があると思います。ぜひそういう意味で、今、文化財だとかそういう部分でも取組が進んでいます。若い皆さんが南箕輪の歴史を知ったり、そういうことで地域の名前も覚えて、いろんな仕事をするときに、あそこのこの水路が傷んでいるんだよというようなことが通じるようなことになればいいのかなというふうに思いますので、そういう施設の皆さんが学べるような機会をぜひつくっていけば、さらに行政の事務にも役立つのかなというふうに思います。

先日の決算議会の資料の中でも、職員研修の中に、各課等の主催の職員研修、村の行政を知る講座だとか新規採用職員の事前研修だとかそういうのもありまして、多分、こういうところにも少しずつそういう話が出てくると思うんですけども、ぜひ若い皆さんがこれから希望を持ってこの村のところで働けるように、そういった昔の名前だとかそういう話を聞く機会をぜひ設けていったらいいのではないかなという思いで、質問をするところでもあります。

ですので、質問いたしますので、具体的にどうのこうのってありますけれども、それに対する答弁をよろしくをお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 私、また教育長から続けて答弁をさせていただきます。

若手職員や協力隊員に対して、村の歴史、地域の名称などを学ぶ機会を増やしてはという御質問でございます。

職員については、近年は村外出身者も採用しており、一方、村出身の職員であっても、必ずしも村の全域について承知しているわけではないというのが実情であります。施設の名称を知らない職員が増えたとの声が聞こえるということに対しましては、村役場の長として大変申し訳なく、反省すべき事項と捉えています。

現在、新規採用職員の入職前の事前研修会の中で、最初の講義として村の成り立ちや概要について話をしており、また、時間の都合もあり一部ですが、施設見学を行っています。また、本年においては、伊那地域定住自立圏の職員研修において、若手職員を対象に3市町村内の施設視察研修を5年ぶりに再開し、圏域内の施設等について学ぶ機会を設けたところでございます。

議員御提案いただきました村の歴史や地域の名称などを学ぶ機会については、以前、職員研修として実施したことがあります。担当の総務課では、村が実施しているイベントや行事、村の歴史に関わる講演や講話などの機会に職員が研修として参加することにより、村を知り学んでいくこと、機会を今後増やしていきたいというところでございます。

私がおすすめていきたいと考えているのは、これまで発行された村報を古い順に全部読んでいただくことです。じっくり読む必要はありません。興味がある内容だけでも読んでみると、先輩職員やまた地域の方の若い頃の御姿や御活躍、村の変化などを写真等を通じて楽しく学ぶことができます。気になった内容については、今後150周年の補遺編も発刊されますので、村誌を開いてみてもいいかと考えています。

また、厳しい言い方をすれば、現在、南箕輪村は主任・主査・係長昇格試験を行っておりません。村職員として基本的な内容を知っておくことは、基本中の基本であります。あまりにも職員の知識が足りないと感じるようになるのであれば、これら昇格試験を行う際に、その中にこういった設問を入れていく、そういったところも考えていく必要があると思っております。

続きは教育長から答弁いたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員御質問の若手職員あるいは協力隊の方が、村誌や地域の先輩の話の聞いたりしながら研修を積んではというそういうことについて、村長に続いてお答えいたします。

教育委員会事務局としてということでお答えしますが、3年前の令和3年度に、先ほど村

長答弁にありましたけど、総務課で企画している村行政を知る講座で、生涯学習のすすめとしてということで、今日ちょうどレジュメ、昨日次長からいただいたこういうものを資料としながら、社会教育係長、藤澤教育次長が当時の係長のときに講座をやっていますが、若手職員向けの話をしました。

その中で成人式、今は二十歳のつどいになっておりますが、成人式の映像、村のことがいろいろ出てくるものを見ていただきました。今年度、先ほどもありましたけど、村誌の補遺編を編集中、こうした映像とか村の書籍、今、御存じのように南箕輪の史跡の話、改訂版でございますが、こういうような資料等々、あるいは公民館講座のふるさと発見講座っていうのを公民館でやっていますので、そちらに参加していただくなど、職員のスキルアップの機会を教育委員会として、事務局として提供してまいりたい、そんなことを思っています。

以上でございます。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 既に幾つか取り組まれている部分については、承知をしています。職員研修のところにも、地域の名前を知る講座の機会とかを設けていただいたり、議員の中にもちょっと村のことを生きてきていろんなこと知ってる人もいますし、いろんな機会を通じて若い皆さんがこの南箕輪村に愛着を持って、さらに生きがいを持って仕事ができるようなそういう取組を目指して、これからも機会を増やしていただけたらなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

期待を込めて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

3時15分まで休憩といたします。

すみません、間違えました。3時25分でした。すみません。よろしくお願いします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時25分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問をさせていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、村独自の高等教育に対する給付型奨学金についてお尋ねします。

令和4年12月の一般質問で、大学などへの進学に対する給付型奨学金について質問をいたしました。村長からは、大学に関わる費用は入学金・授業料に加え、一人暮らしをする際の生活費等、大変な金額がかかる。私も4人の子供の親であり、子育ての一番の負担はここにあると日々感じている。高等教育の修学支援新制度に該当しない世帯であっても、大変負担が重いと言われ、子供たちの学びを支援し、親世代に対しても、将来への負担や不安を少しでも解消していくことを目的として、村総合教育会議の議題として、村独自の給付型奨学金の創設を教育委員に提案したとの答弁がありました。

この後、教育委員会で検討が行われましたが、今年6月の教育委員会定例会において、給付型奨学金については実施しない方向となり、8月の総合教育会議で村長にその旨が伝えられたと聞いています。

国の高等教育の修学支援新制度の支援対象が広がり、今年度からは、いわゆる中間所得層

世帯の区分が創設されたわけですが、多子世帯や私立の理工農系など限られた拡充にすぎず、やはり、ひとり親や保護者の病気などで所得が低い家庭の子供にとっては、希望する学校に進学できない状況は変わらないわけです。

高校を卒業すると、それまで受給できていた児童扶養手当が打ち切られる中、学費だけでなく、生活費も当然、一人暮らしならなおさら多くのお金が必要です。現実を見たときに進学を諦める子供がいるわけで、私もシングルマザーですので、実際、子供の大学にかかる費用に関しては、頭を悩ませるだけではどうにもならない状況です。

子どもの権利条約は、子供を権利の主体と位置づけ、教育を受ける権利を定めています。家庭の経済状況や兄弟の人数によって差別されることなく、希望する子供には高等教育を受ける機会が保障されるべきと考えます。

村独自の給付型奨学金制度、村長から総合教育会議において提案した経緯もある中で、村としてのお考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

大学などへの進学に対する給付型奨学金について、実施しない方向となったことについて、村としての考えはという御質問をいただいております。

結論から申し上げますと、国が大変手厚い制度としたため、村独自で実施する必要性が薄まったため、実施を見送る方向となりました。具体的には、2020年から始まった国の高等教育の修学支援新制度について、2024年度、2025年度と矢継ぎ早に手厚い改正が行われたところでもあります。

2020年当初は低所得世帯限定でありましたが、議員からも御説明ありましたとおり、2024年度からは世帯年収約600万円ほどの中間所得世帯の多子世帯、または私立理工農系へ対象が拡充され、2025年度からは所得制限なく、3人以上の多子世帯の学生等に対する大学等の授業料、入学金の無償化等が始まるところであります。

今回、国が決定した内容については、私が村教育委員会に検討していた内容と比較いたしますと、同等かそれ以上の手厚い内容となっています。そのため、教育委員会の実施しない方向については、現段階においては、村として理解ができるというところで判断をしております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） そもそも日本は、高等教育に対する公費支出の割合が先進国の中でも際立って低く、経済協力開発機構OECDが今月発表した報告書によれば、加盟国平均の68%を大きく下回る37%にとどまっています。国が責任を持って将来世代への投資をしていかなければならないのは当然ですが、そこからこぼれ落ちてしまうところを補い、支援することは、村としてやるべきことではないかと考えます。

教育を受ける権利が経済的理由で制限されることがないように、給付対象や給付金額の要件を見直して、再度検討していただくことを切に願います。

2 項目め、母子保健産後ケア事業についてお尋ねします。

本村では、今年6月から産後2か月前後の母親と赤ちゃんを対象としたママのためのゆったりタイムin大芝の湯を実施しています。この事業は、産後の不安や疲れがたまりやすい

時期に保健師が相談を受けたり、温泉で疲れを癒やす時間を提供し、孤立を防ぐことで、安心して子育てしてもらおうと始めたものです。現在は産後2か月前後が対象ということなのですが、とても良い取組なので、もう少し対象を広げてはどうかと思います。

このママのためのゆったりタイム in 大芝の湯の利用状況と、今後対象を広げる考えがあるかをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 母子保健産後ケア事業について、まずは、ママのためのゆったりタイム in 大芝の湯の利用状況は、また、今後対象を広げる考えはという御質問をいただいております。

南箕輪村の子育て世代は半数が村外からの転入者で、身近に子育ての協力者がいないママたちが少なくありません。このことから、子育ての孤立感や疲労感を減らし、安心と自信を持って子育てをしていただけるよう、ママ同士の交流や気楽に相談できるきっかけをつくる、それを目的に計画したのがママのためのゆったりタイム in 大芝の湯です。子育ての相談だけでなく、昼食や入浴も提供できるため、御自身をいたわってほしい、そういった思いも込められています。産後2か月の親子を対象とし、大芝の湯を利用して6月からスタートいたしました。

保健師・保育士・助産師による託児の間に、育児相談・母乳相談・母自身の健康相談や入浴、デザート付きの昼食を楽しんで1日ゆっくりと過ごしてもらい、帰際には、大明化学工業株式会社様の御協力により、化粧水のお土産もお渡しをしています。この事業は、長野県の子ども・子育て応援交付金を活用しておりまして、現在、優良事業として県のホームページでも紹介をいただいております。

利用状況でございますが、8月末までで対象者が35人、参加者が21人でありましたので、参加率はちょうど60%となっています。参加された方からのアンケートを見ますと、ほとんどの方から、非常によかったとの回答をいただいております。具体的な感想といたしましては、相談ができてよかった。母親同士の交流ができ、不安に思っていたことが解消できた。毎日忙しい中、こんなに自分の時間が使えて夢のようだったとあり、中には、人と話せたことがうれしかったという感想もあり、孤独になりがちな育児の現実を把握することができたところでございます。

対象の話ですが、現在は生後1か月健診から3か月健診までの期間を支えるために、生後2か月を対象としています。アンケートの中にも、回数を増やしてほしいといった要望が大変多くございました。対象者の拡大やニーズに合わせた内容を検討していくとともに、すすくすくハウスやこども相談室で行っているおいでよこども館、おでかけあかちゃんルーム等も御案内していきたいと考えています。

また、これから私の思いとしても、言い過ぎるともう毎日でもやってもいいんじゃないのかなと思っているぐらい規模を拡大したいんですが、そうなってきますと、やはり施設というところが課題になってまいります。

現在、別の観点であります。道の駅の補助については今後、今の国土交通省の示している内容では、当該市町村の特徴を反映する事業、これを総合的に支援する案というのが示されておりまして、ママのためのゆったりタイム in 大芝の湯はまさに村の特徴を示す事業に該当することから、これらを充実していくために、ハード面の補助等が利用できるものであれ

ば、その面も含めて検討していきたいと思っております。

どちらにしても、施設を含めなくてももう少し拡大をしていきたいという意向でございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） このママのためのゆったりタイム i n 大芝の湯は、入浴や食事など全て無料で受けられます。無料で受けられることはうれしいことなのですが、利用する人が増えたり対象を広げた場合に、継続が難しくなることも考えられます。利用した人の感想として、先ほども村長から幾つか紹介がありましたが、自己負担があっても、また利用したいとの声もあると聞きました。

令和4年12月の一般質問の中で、杉並区が実施している子育て応援券の取組を参考にしてみてはと提案をいたしたところです。これは、様々な有料子育て支援サービスに利用できる券で、子供の年齢によって無償の応援券が配布され、多く利用したい人は割安で追加購入できる仕組みになっています。

そのとき、村長は、民間の事業者が実施するサービスは公的な機関が実施するサービスと比べて利用に対しての柔軟性が高く、使いやすいサービスが多い。民間事業者が参入しやすくなる取組の一つとして、この応援券のような分かりやすい仕組みを導入することは、今後検討すべきことと捉えていると答弁されています。

ママのためのゆったりタイム i n 大芝の湯をきっかけに、子育て応援券、つまりはニーズに合った数種類の産後ケアサービスを受けられるクーポンを配付し、心身の不調や育児不安の解消につなげる取組としてはいかがですか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） クーポン配布に関しての御質問であります。

当初から、有償サービスも含めたクーポンの配布というのはなかなか現状難しいところでございますが、今、実施しているサービス、これを皆さんに周知していく意味でも、このクーポン事業というのは非常に効果がありますので、まずは担当課のほうでは、クーポン配布については非常に前向きに検討していきたいという思いを持っておりますので、そういったクーポンを配布するというまずはその実績をつくって、民間事業者にも使えるように、今後そのクーポンを拡大していくという方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） これをきっかけに、よりよい子育て支援につながっていけばいいと思いますので、よろしくをお願いします。

3 項目め、障がい者グループホーム等施設整備事業補助金について質問をします。

この補助金は、障がい者の共同生活援助に使用する住居、いわゆるグループホームと障がいのある子供や発達に特性のある子供をサポートする放課後等デイサービス、以下、放デイと略させていただきますけれども、放デイに対しての補助金で、村内に新たに設置する際に交付するものです。

この障がい者グループホーム等施設整備事業補助金は交付要綱によって定められているのですが、先月8月の全員協議会で、グループホームを対象とする補助金を充実させ、放デイ

を補助対象から除外すると報告を受けました。

理由を質問したところ、村に放デイは充足しているとの説明でしたが、実際には、希望していても入れない子供がいます。除外に至った理由をここで再度お尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 障がい者グループホーム等施設整備事業補助金について、まずは、除外に至った経過は、理由はという御質問でございます。

もともとグループホーム建設推進を目的として制定した補助要綱でありましたが、令和元年に放課後等デイサービスを対象に追加し、それを利用して、これまで2か所の放課後デイサービスの事業所が新設をされました。現在では、放課後デイサービスの事業所は村内に5か所、一方で、グループホームはまだ1棟も建設されておりません。

第7期障がい福祉計画を策定するに当たったアンケートでは、今後3年以内にグループホームへの入居を希望する声があり、不足している資源に優先的に予算を配分していくべきと判断いたしました。

もう一つ大きな理由といたしまして、現在、村内の放課後デイサービスの事業所における村の児童の占有率であります。現在、平均すると約45%となっております。半分以上が村外児童の利用となっております。空き状況については余裕があるというわけではありませんが、村の調べによりますと、施設や曜日によってはまだ空きがある状況であり、希望しても利用できない状況ではないと判断しています。

一方で、村の児童が村外の事業所を利用している状況もありますので、一概に充足率を示すことは難しいですが、村内に5か所という数は、上伊那のほか市町村の児童人口比率と比較した場合、本村は大変多い状況であることは事実であります。

一般論としては、不足をしているという考え方も私はあると思いますが、この補助金を出すという観点からは、村外児童の利用が半分を超える背景がある中、補助金を出してまでさらに放課後デイサービスの事業所を南箕輪村に集中させることには、疑問符がつくと考えます。

また、放課後デイサービスに関する村の給付費の推移を見ても、令和元年度に3,750万円だったものが令和5年度には8,700万円と大きく上昇しておりまして、ここ5年で倍以上の村内の需要に応えることもできていることを付け加えます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 全員協議会でも申し上げました放デイの補助金制度をグループホームと別に検討することは必要なんですけれども、その案すら提示されないまま要綱から削除することは、容認することはできません。放デイの補助金制度を、案の形でもいいので示す必要があったのではないのでしょうか。

本村の放デイの利用状況を聞き取りしたところ、村長答弁にもありましたけれども、施設によっては特色ある療育方針から空きがあったり、本村の子供よりも近隣自治体の子供の利用が多いところもあるようです。しかし、これは、補助金をなくす方向にすることとは別問題であると考えています。何度でも申し上げますが、放デイの数があればいいというものではなく、その子供に合った療育を受けられる環境が整っているかということが大切なのです。

現に、放デイに入れなかった子供がいる状況があるのですから、本村の子供が優先的に入れる

ことを補助要件にするとか、本村に不足している療育方針を補助要件にするとか、村のニーズに沿った放デイ新設に対しての補助金にすることを検討し、村の子供たちが希望する放デイを利用できないという状況を改善する糸口にはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村のニーズに合った放課後デイ新設に対しての補助金をつくることを検討し、村の子供たちが利用できない状況改善の糸口にしてはという御質問であります。

事業所の指定権限は県にありまして、施設や人員について、国が定める基準に合致していれば指定を受けることができます。現要綱では、新設であれば事業の内容にかかわらず補助対象となり得ましたが、補助をする以上、事業内容を精査し、村の課題解決につながる形の補助要綱が望ましいと考えています。

保護者のニーズとして、学校の宿題を見てほしいなど、学習への支援を希望する声が多いと感じています。中学生になり、高校受験を見据えるとニーズが顕著になってきますが、学習支援をうたう放課後デイサービスの事業所については、近年、塾との差別化が難しいという声が多く、この4月には報酬の見直しが行われました。

一方で、村として医療的ケアの必要な児童など、重度の身体の障がい児を受入れができる放課後デイサービスについては、村として不足している状況と考えております。しかしながら、開設となると看護師等の人員をそろえたり、特殊浴槽やストレッチャーごと乗車できる送迎車等の整備に相当の投資が必要と考えられるため、この部分は補助の意義は非常に高いと考えています。

村のニーズに合った補助の在り方については、対象児の保護者や事業所へのヒアリングを重ねまして検討を進めて、近い時期に放課後デイサービスの補助要綱というのを独立させて、進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 村のニーズに沿った補助要件にさせていただいて、今の要綱に関して、議会の議決がなくても変更可能であるので、グループホームに関しては入れていただいて構わないんですけども、知らないうちにそこから放デイが削除されることがないように願っています。

次の質問です。

保護者が放デイの利用を希望していても、療育の必要性に疑問があるケースもあると聞いています。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、子供の学習に遅れがあると不安に感じた保護者が学習支援に特化した放デイを見学し、そこに入ることを前提に放デイ利用の手続に訪れるなど、その子に本当に療育が必要なのかを見極めるプロセスが抜け落ちてしまっているケースが増えてきているそうです。

放デイを利用したいとなったときに、現在は福祉課が窓口になっているようですけれども、その職員が必ずしも療育や個々の困り感への支援に関して熟知しているわけではないので、まずはこども相談室で子供の状況や不安を聞き取るなどして、最適な支援につなげられるよう、プロセスを見直してはいかがでしょうか。

また、子育てに不安を感じ、放デイ利用を希望する保護者への支援として、療育の意義や

特性ある子供への接し方などの学習会を行う必要もあると思いますが、いかがでしょうか。
答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 放課後デイ利用に至るまでのプロセスの見直し、また、放課後デイ利用を希望する保護者への支援として、学習会を行ってほしいという御提案でございます。

議員御指摘のとおり、相談の段階を経ずに、始めから放課後デイサービスの利用ありきで事業所との話が進んでしまっている事例がありまして、福祉課職員がサービスの利用の支給決定をする上で、利用の必要性や放課後デイサービスで提供される支援がそのお子さんにとって適切かを見極めるのは、難しい状況になっております。

一方で、小さい頃からこども課の作業療法士や保健師が関わっていたり、お母さんとの関係性ができているケースも多くある中で、作業療法士に保護者からの相談を受けてもらったところ、お子さんの状況や保護者の困り感を適切に聞き取り、放課後デイサービスへつなぐことがスムーズに行えた事例ももちろんございます。

放課後デイサービス利用に至るまでのプロセスの見直しにつきましては、学校また事業所の現状もお聞きをし、課題を明確にした上で、こども課・福祉課・教育委員会事務局とで情報を共有しながら、必要な支援の見極めの方法、適切なサービスにつなげていけるよう、体制づくりを目指したいところでございます。

また、御提案いただいた学習会についてでございますが、子育て支援相談室では、これまでも幼児保護者を対象としたペアレントトレーニングの場を開催をしております。放課後デイサービスの利用時は支援の個別性が高いので、学習会という形式は無理があることもありますが、保護者の子供の特性への理解や関わり方の工夫について支援することは重要とありまして、保護者を対象としたこういった学習の機会は必要と考えています。

これにつきましても、やはり学校や事業所、村の専門職との連携が不可欠であるため、生活の中での育ちの支援の在り方を関係者間で検討する場をつくっていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） ペアトレの支援は必要かと思っておりますので、それは進めていただきたいと思っておりますし、保育所等訪問支援についても利用を促すなど、できる支援はしていただきたいなと思っております。

次の質問です。

本村の放課後児童クラブは年々受入れが増えて、場所の確保が難しくなっています。また、支援員も不足している状況もあります。そんな中、特性ある児童の受入れ体制が整っておらず、放課後児童クラブでは受入れが難しいから、じゃあ放デイにということもあるようです。

障がいの有無や個々の特性にかかわらず、全ての子供たちが同じ環境で学び合い、共生社会の実現を目指す教育、いわゆるインクルーシブ教育の観点からいけば、可能な限り放課後児童クラブで受け入れることが望ましいわけで、放課後児童クラブで受け入れてもらえない児童の居場所が放デイとならないようにしなければなりません。

特性のある児童でも小規模少数のクラスを新設するとか、支援員のスキルアップを図ることで受入れ可能な児童もいると思われまます。放課後児童クラブの充実も含めて、子供の放課

後の居場所を村全体で考えるべきではないですか。答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号3番、笹沼美保議員、放課後児童クラブでの受入れに関する御質問でございますので、よろしくをお願いします。

放課後児童クラブへの児童の受入れに関わる通常の手続につきまして、利用希望申請書がございます。今、手持ちしているんですけども、申請書には障がいの有無、集団生活を上での心配事、あるいは特記事項を記載する項目があります。その内容を確認させていただき、保護者及び児童、この後、保護者及び児童というくくりで私は使っていくんですが、保護者とさせていただきます。子供さんと本当は面談ができればいいと思うんですけど、状況によっては親御さんだけ、保護者の方だけっていう場合もということで、保護者という使い方をさせていただきます。

保護者との面談を行った上で、放課後児童クラブの受入れを行っています。障がいがある、または特記事項に記載がある場合、保護者との面談の中で、その児童の様子や困り感、私はあんまり特性という言葉は好きでない男なので、困り感という言葉を使わせていただきますが、困り感・発達・育ちや家庭の状況などを伺い、必要に応じてこども課、福祉課、学校ほか、必要な関係機関と情報の共有、連携、それから調整等を行いながら判断し、児童クラブでお預かりする場合は支援、そして配慮の在り方などを支援員と共有しているところでございます。

基本的には、放課後児童クラブへの利用申請がある場合、放課後児童クラブへの受入れをしておりますが、お預かりし、放課後児童クラブでの活動が本人にとって不利益な状況となる場合は、保護者・関係者で協議し、先ほど放デイといいました、放デイを検討する場合もあることを御理解いただきたいと思います。

支援員の研修について触れさせていただきます。

支援員の研修制度なんですけど、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に有資格者の配置基準があります。それにのっとりながら、村の放課後児童クラブも動いています。都道府県が主催する放課後児童支援員認定資格者研修は、毎年開催されております。子供の発達理解、障がいのある子供の理解、特に配慮を必要とする子供の理解、育成支援等の研修科目があります。その研修を修了した者が、有資格者である放課後児童支援員となります。

村の放課後児童クラブでは、基準である児童40人に有資格者、資格のある方がお一人、さらに資格あるなしに限らずお一人で計2名。80人になりますと、2人の有資格者と資格に限らずということで、お一人以上の方を配置しております。

さっきの村長の答弁と若干重なる面があるんですけども、放課後児童クラブは、適切な遊びや生活の場の提供、放課後児童健全育成事業ですのでの提供ということを大事にしていますので、学習支援という面では対応が難しいことを受け止めていただきたいと思います。

それから、先ほど小規模の、少人数のクラスの新設につきましてということで、お答えさせていただきます。

最初に人的な面で申しますと、例えば、状況によってマンツーマン、一対一で見守るという状況も出てくるかなというふうに思うわけですけども、支援員等を増やすことが必要になってきます。現状でも、勤務時間等の関係で支援員を募集してもなかなか応募がない、人

材の確保が難しいという状況があります。一対一対応等という場合になれば、確保が必要という状況になってきます。

また、こども館ですが、建設のときに子供たちが過ごしやすい場所となるように、いわゆる構造化について私も関わらせていただいた覚えがあるんですけども、子供たちがいかに構造化して見通しを持ってとか、生活しやすいそういう空間づくりということで、教育委員会のほうに御意見申し上げたんですけども、構造化について、特別支援学校の自立活動担当ということで、一緒に考えた経緯がございます。

施設的に、クラスの新設については、今これからじゃあスペースをどうしようかということで、非常に難しさがあるかなというふうに考えております。

放課後児童クラブと放課後等デイサービスですが、それぞれの立ち位置があるわけですけども、議員のお話の放課後児童クラブで受け入れてもらえないから放デイに行くっていう、私はそういう考えではないということで、子供一人一人にとって本当に適切な放課後の居場所、活動場所を保護者、関係者でどう描くかっていうことをうんと大事にしています。

今後それを大事にしていきたいと思っています。よろしくお祈りします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 教育長が、放課後児童クラブでは受入れが難しいから、じゃあ放デイについていう考えをお持ちでないことは重々承知しておりますが、そういう現状があるっていうことはお聞きしているので、そここのところは確認していただいて、そういうことがないようになっていってところでお願いしたいと思います。

こども館の施設、スペースっていう問題もあると思いますので、そこも検討していただきたいんですけども、その子一人一人に最適な環境を整えるということはとても大切なんですけども、難しさがある。今の現状、難しさがあるということは重々分かっておるんですけども、そこで諦めることなく、知恵を出し合ってよりよい方向に向かって、健やかな子供の成長につなげられることを願っています。

次の質問です。

今回、提案されたグループホーム新設を対象とする補助金ですが、障がい支援区分などによって上限額が設定されており、本定例会において、補正予算として500万円が計上されているところです。村長としては思い切った金額ということですが、グループホームの新設を推進するためには、施設整備に対する補助金だけでは難しいと思われま。

例えば、世田谷区では公用地を福祉事業者に貸したり、グループホームの家賃の一部を補助する制度などを設けたりしているほか、区民に空いた土地や建物の提供を呼びかけるチラシをつくるなどして、グループホームの設置を後押ししています。

実際には、そこで働く人員確保が大きな課題だと認識しているんですけども、たとえ新設できたとしても、運営を継続するための支援も欠かせないのではないのでしょうか。

愛知県では、グループホーム整備運営支援制度としてスタートアップ相談会を実施するなど、開設から運営までをトータルに支援しています。真に不足している資源を充足させるためにこのような取組も参考にし、実効性のある支援制度を検討してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 愛知県の取組を参考にしているという御提案であります。

グループホームの開設には、資金に加えて相当のノウハウも必要と考えます。まして、真に現在南箕輪村が望んでおります重度障がい者向けとなると、なおさらと考えています。

御紹介いただきました愛知県の制度、こちらは、多面的かつ長期的に支援する壮大な制度となっております。実現すれば、議員御指摘のとおり、実効性は高まるというところでございます。

本村で実施を想定した場合、まずは、このサポートと支援というところを外部の機関へ委託する必要があるまして、委託される指導する側にも、さらに高いノウハウが必要となってまいります。その事業者の選定も必要ですし、さらに、村側には、その事業者にお金を払う委託費用もプラスでかかってまいります。

正直申し上げますと、現在、村はグループホームの誘致、手探りの状態です。議員御提案いただいた世田谷区の例も参考にさせていただきたいと思いますが、まずは、役場職員の限られたリソースにつきましては、ノウハウがある候補となる事業所へ直接出向き、交渉することから始めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 村民の声を聴く会では、毎回グループホーム新設を望む声が上がります。今現在、グループホームの利用を希望しているまたは将来的に利用したいと考えている人の把握をして、現実的に不足している資源を充足させることに尽力してほしいと思います。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日19日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午後4時01分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

9 番 唐 澤 由 江

5 番 加 藤 泰 久

4 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子											
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長	山	崎	一								
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課	長	武	井	香	織						
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩						
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志		
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長	武	井	厚
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤	勇						
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤					
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り											

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年9月19日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） おはようございます。9番、唐澤由江です。

昨夜も中秋の名月が出ていました。そこで、俳句を一句。「名月や現場を探り我を知る」。通告どおり質問しますので、的確な答弁をお願いします。

1番、夜間まで利用できる勉強場所の確保を。

箕輪町に農協の隣に箕輪町防災交流施設として、みのわBASEができました。第2避難所で緊急防災減債事業債を活用、太陽光発電を設置し、交付金を活用しています。設置維持管理業務委託、カフェコーナーなどがあります。

ここは、令和6年4月27日開館し、一日平均200人来館しております。1階は中学生ほか住民、2階は700人が登録していて、平成30年箕輪町総合福祉センターの老朽化に合わせてアンケートを取り、方向性を検討してできたものだそうです。その施設の中に民間の貸室ができ、利用されています。できといいますか、貸しているという、委託しております。

子供であれば会議室無料、冷房1時間200円だそうです。学習室は無料で登録だけしてもらってればよいとのことで、収容数は100人だそうです。朝9時から9時半だそうです。駅から近いので、9時半ぐらいまで勉強するそうです。村でも、そんなところがあるとよいと考えます。妙案はありますか。

お母さんから、今年の夏は暑くて、夏休み中、家の中では勉強できない。みのわBASEへ連れて行って、二人の子供を勉強させた。ぜひ、みのわBASEのようなところが欲しいといわれました。

村では、勉強するのに図書館があり、利用されていると思いますが、手狭であり、また閉館時間があります。ほかに、村ではこども館があります。こども館も午後6時半には終了してしまいます。夜間利用できる施設がありません。子供の学習環境を確保するために、こども館を活用して例えば業者委託を行い、箕輪町では委託料に1,800万円かけて、カフェコーナーには委託費は500万円かけております。

夜間の午後9時から9時半頃まで開館し、利用できるよう、使用可能にしてみたいかがでしょうか。お伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、唐澤由江議員、こども館を利用して、業者委託等々も含めてでございますが、午後9時半まで使用することはできないかについてお答えい

たします。

お話のみのわBASEでございますが、開館から約4か月で2万人近くの方が利用しているというふうにお聞きしております。みのわBASE及び伊那市にあります創造館などもそうなんですけれども、こども館と大きく違う点、違う面でその立地条件があります。

公共交通機関、ここではJR飯田線を例に出させていただきますが、議員お話のように駅から近い、創造館、みのわBASEとも駅から数分、3～4分ぐらいかなというふうに思っていますが、の程度で、通学利用の高校生の最寄り駅、伊那松島あるいは伊那北、伊那市等々という状況ですが、最寄り駅となっているということ。それから、2つの施設の周辺には学習塾があつて、9時あるいは8時半とか、その時間まで子供たち、学生さんが利用している状況があります。また、みのわBASEにつきましては、保護者の迎えの待ち合わせ場所にも利用されているとも聞いております。

高校生で考えるならばですが、例えば、北殿駅及び田畑駅を利用した生徒が帰り道にこども館に立ち寄り、9時あるいは9時半まで学習するニーズがどの程度あるのかなという。小中学生で考えるならば、街灯が全くないわけではありませんけれども、夜まで利用した場合、帰宅の方法、保護者が迎えに来るとしたら引渡しの確認等々、子供たちの安全面に関わる配慮、それから、施設整備及び維持管理に費用がかかることは、そういうことを重ねて考えると、難しさがあるかなというふうに思っております。

御存じのように、こども館は、放課後児童クラブの活用場所を中心に建てられた施設でございます。現在、高校生を含む子供たちや地域の方に開かれたこども館を目指しているところでございますけれども、構想しながら、時間はちょっとかかるかなと思っているんですけれども、構想しているところであります。

小さい子供たちはもちろんですが、高校生・中学生にとっても、こども館の利用で土曜日を描けないかなというふうに思っているところであります。

こども館の夜の利用については先ほどお伝えしたとおりなんですけれども、地域の学生さんなどから学びの場所、夕方、夜遅くというか9時ぐらいまで学びの場所が必要かなという、欲しいというそういう願いをいただいておりますので、ほかの施設で検討を今後してまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） このみのわBASEですけれども、ワークショップやらアンケート調査をして、本当に福祉施設として利用がなかなかできなくなっている場所を、老朽化した建物、福祉センターの老朽化に合わせて方向性を検討した施設ということでしたので、社会教育の方、生涯学習関係のおばあさんたちかな、おばさんたちが利用したりもしております。

ただ、箕輪町の企画振興課の方の話によると、やはり、それを全て全面委託してやったということがまたすごいなと思いますし、ここに建設工事関係、太陽光等いろんな設計業務の関係、非常用発電施設等、もう本当に村があんまり負担かからないように民間委託をしてやったという、そういう方法がすごいなと思って、どのように活用するか分かりませんが、ちょっと提案してみた次第です。

こども館は2017年7月6日に竣工しておりまして、その頃は4億9,300万円もかかっております。大きな箱物ということで、近所の方たちが子供だけで過ごすのはもったいない。年

寄りも利用したいってというような話も聞いていますので、またここで、7年経過したここでまた考えていただきたいと思います。

次、2番に移ります。

大泉公園建設新設に向けての経過と防犯対策について。

大泉公園についての中間報告をお聞きします。

公園が設置される土地隣接者のお話をお聞きしました。話の内容では、公園の場所が決まるまでは何も知らなかった。夜間たまり場になるかもしれない。また、ごみが散らかりそうというようなことで、とても不安を感じているそうです。

公園の場所はどのように選定されたかお伺いします。その際、近隣の住民に説明がされたのかも伺いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

大泉公園新設に向けての経過と防犯対策についての中で、まずは、場所はどのように決まったか、近隣住民への説明はあったのかという御質問をいただいております。

新しく計画されております大泉地区の新公園は、地区要望に基づいた地区計画事業として現在進めております。地区計画事業は、地元区におきまして、候補地の選定と関係地権者等から同意が得られた上で村へ要望をいただくことになっております。

さて、場所がどのように決まったかという点であります。この新公園の新設事業は、大泉区において組織された検討委員会によりまして新公園の候補地の選定が進められ、今年の8月に大泉区から候補地が決定した旨の報告が村にありました。議員御質問の近隣住民へ説明されたかということにつきましては、候補地選定についての進め方は、現所在地元区が中心となって行っておりますので、現在において、どこまでどのように説明されているか、詳細について村では把握しておりません。

村としては、今後、候補地の周辺住民も含め、関係する皆さんの同意がなければこの公園建設事業を進めることはできませんので、今後も地元区と十分に協議や検討を重ねながら、地域住民の皆様にご喜ばれる新公園を設置できるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

公園の防犯上の対策は何かお伺いします。防犯カメラなどを設置するのでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 防犯カメラの設置についての御質問でございます。

公園は、子供たちをはじめ、多くの住民の皆様にご利用していただける憩いの場所です。景観を配慮しつつ、防犯など安全性も考慮しなければならないのは、防犯カメラ等の検討も御指摘のとおり、一つの考えかと思えます。

現在、防犯対策としては、公園の中が見えるように、周囲は見通しがよい構造のフェンスを設置しています。樹木を植樹する場合にも、見通しを保てるように検討するといった対策が考えられております。公園工事の際には地元区から具体的な要望が今後示されますので、防犯面・安全面についても地元区と十分に協議をして、公園建設工事を進めてまいりたいと思っております。

御質問いただきました新公園の防犯カメラの設置であります。現在、村内の公園を見ますと、大芝公園を除きまして、防犯カメラを設置している公園はありません。そのため、現時点でこの新しい大泉の新公園に防犯カメラを設置するという考えはないというのが現状でございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） あまり神経質になっているようですので、十分注意してやっていただきたいと思います。

3 番に移ります。

公園の管理について、大泉区で管理すると思われるが、村としてどのように助言や指導を行っていくのか。考えをお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 公園管理に対する助言や指導の御質問でございます。

村内にある18の公園のうち、村公園と大芝公園を除く都市公園は、平成18年度からの公共施設の指定管理制度の導入に伴いまして、各区と交わした公園管理運営に関する協定に基づき、指定管理者として各区が公園管理をしていただいております。その他、各地区にある地区公園、こちらについては、地元の区が公園管理者として管理運営を行っております。

そのような中、この大泉区へ設置予定の新公園であります。地区要望に基づく地区計画事業として整備することになりますので、完成後は、地区公園として地元区で管理運営をしていただくこととなります。

公園の維持管理についての助言や指導であります。毎年、年度初めに開催する区長会で説明をしております。具体的な内容といたしましては、遊具や施設の日常点検、維持管理、点検結果に基づく修繕のほか、村の定期点検において確認された遊具や施設の問題箇所の対応などを説明しているというところでございます。

公園利用者が例えば事故を起こしてしまった場合、賠償保険が適用されるためには、日々の公園の維持管理が適正に行われていることが要件となっております。日常点検の必要について、説明をしっかりとしていくというところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 大泉区の関係者の皆さんに期待して、2 番の質問は終わります。

3 番に移ります。

南海トラフ地震に備えての村の防災対策は。

宮崎県で震度6弱の地震があり、その影響で南海トラフ巨大地震が起きる可能性が高まったとして、気象庁が巨大地震注意の臨時情報を出しました。九州から中部の太平洋側中心に強い揺れが見込まれる巨大地震である。32万3,000人が死亡するとの想定。2017年に運用を始めた。長野県内も飯田下伊那・上伊那・諏訪地域の全域、南佐久郡と木曾郡の一部の計34市町村が、特別措置法に基づく防災対策推進地域に指定されています。不確実性もあるが、身近なところから対応を深めたい。

内閣府、厚生労働省は増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、6月28日、中央防災会議は防災基本計画の修正案を決定した。能登半島地震を踏まえ、物資移送手段とし

でのドローンの確保や海路・空路を想定した救助用装備資機材の整備、応援職員の活動拠点のリスト化、避難所における段ボールベッド等の早期設置やトイレカーの活用、福祉支援の充実・強化など、早期に取り組むことが盛り込まれています。

この修正案の決定を受け、指定避難所運営について村としてはどのように考えているかお伺いします。

村 長（藤城 栄文） 防災対策じゃなくて、指定避難所でよろしいですか。

議 長（原 源次） いいですか。今の御質問でよろしいです。

9 番（唐澤 由江） 1番について、村の防災対策について、トイレカーの活用とか段ボールベッド等の早期設置、福祉支援の充実強化などが早急に盛り込まれることが望まれているので、村としてはどのように考えているのかをお聞きします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 南海トラフ巨大地震に備えての村の防災対策はという中で、まずは、中央防災会議は6月に防災基本計画修正案を決定した。村の防災対策についてどのように考えているかという御質問であります。

6月の防災基本計画修正案を受けまして、まずは村の防災計画について、今後、修正・変更を行ってまいります。

少し専門的な内容になりますが、国が示した修正案の項目に沿って回答いたしますと、まず、最近の施策の進展等を踏まえた修正や関連する法令の改正を踏まえた修正、こちら2点につきましては、現在、国や県が対応を検討しておりますので、その動向を踏まえて本村でも対応してまいります。避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援については、次の項目で御質問いただいておりますので、そちらで回答させていただきます。

次に、被災地の情報収集及び進入方策、こちらにつきましては、車両や資機材の充実、小型化、軽量化、また、議員御提案のドローンの確保等がうたわれておりますが、この部分につきましても、現在、国や県が具体の対応を検討しておりますので、それに倣って進めてまいります。村の立地では、例えば孤立してしまう小集落というところは考えにくいので、優先度をつけて対応していきたいと思っております。

次に、自治体支援について、派遣職員が現地ですぐ活用できる資機材や装備品の充実、また、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化、これらにつきましては、村の防災計画の修正時に併せて対応を検討してまいりたいと考えています。

避難所運営について、パーティション・段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置、こちらであります。備品の数等の充実を図りながら進めてまいりたいと考えております。避難所における生活用水、こちらについては、非常用水源の確保・活用を、トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮、こちらにつきましては、今年度導入予定でありますモバイルトイレを中心に対応してまいりたいと考えております。

高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化、こちらについては、できること、検討すべきことは様々ございます。まずは、個別避難計画の策定完了と実効性を高めるための訓練の実施が第一優先として考えておりますが、こちらの部分はかなり広い対応が必要となってまいりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 先日、8月3日に内閣府の先生がみえて講演会を開いて、その中でも様々な内容が盛り込まれ、避難生活で命と健康が守れますか、被災地事情から学ぼうということで、高齢者・障がい者・子ども・女性の視点でいろんなことを考えて、災害の多様性と基本の備えについてお話をされました。

防災基本計画の改定では、能登半島地震をはじめ、過去の災害の課題を踏まえ、避難所以外の場所で生活を送る被災者の状況を自治体や保健師、福祉関係者などが連携して把握することや、自宅や車内で避難する被災者の支援拠点を設置することなども盛り込まれています。

市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとして被災者支援に関わる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとしています。

村では、避難所外避難者における拠点設置とスペース、食料等の必要な物資数の集約と支援をどのように考えているのかお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 避難所外避難者に関する御質問でございます。

近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、分散避難の取組も進んでおります。避難者は災害発生後、指定避難所、また未指定の避難所、自宅、車中泊、テント、親族・知人宅等で避難生活を過ごすなど、避難生活を取り巻く環境は大きく変化、多様化しているのは事実であります。

また、そのことにより、大規模災害の発生してしまった被災地では、これは仕方のない面もあると思いますが、食料や生活物資の支援・情報についても、その避難している場所等によって対応に差が出ているということも事実でございます。

さて、当村における避難所外避難所における支援拠点は現在、決まっておりません。考えられる拠点場所としては、災害発生後の時間経過にもよりますが、地区公民館、コミュニティセンター、もしくは村役場が該当すると考えております。要するに独自で設定するのではなく、通常の避難所の対応と同じというところでございます。

次に、食料等の必要な物資数の集約と支援についてですが、当村の規模、また立地条件を考慮いたしますと、この避難所外避難者を切り離して限定した対応とすることはかえって非効率になることも想定されるため、通常の避難所のほうを拡大して対応するというところであります。現状、独自にこの支援拠点を設定するということは予定してないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 急に中央防災会議でおびたしいものが出されていますので、確かに切り離して考えるわけにはいかないところがあるかと思えます。

3番の車中泊のスペース確保の予定はあるかということですが、計画の中で、市町村は、やむを得ず車中泊による避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとなっています。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとあります。これは、避難

所外避難者対応として新設されたものです。

村では、車中泊のスペースの場所をどこを考えているのか。避難所ごとか、それとも大芝高原か、考えをお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 車中泊のスペースの確保はという御質問であります。

村の指定避難所の一つに大芝公園屋内運動場があります。大芝公園内には多くの駐車場を有しておりまして、一時的な避難の場所としては適している場所ではありますが、反面、県の広域防災拠点としてもこの大芝高原は位置づけられておりますので、県の広域防災拠点としての機能を担保することがまずは優先されます。この辺りの施設の利用方法等は、現在、作成準備をしております道の駅大芝高原におけるBCPで明確化してまいりたいと考えております。

村全体の防災・減災と災害の規模によって様々なケースが起こり得ることが予想されますが、この車中泊のスペースの確保という点では、まずは、指定避難所となる村公共施設の駐車場、地区公民館の駐車場が考えられるかなと思います。ただ、都市部とは異なりまして、スペースの確保というのはどこでも可能というのが現状であります。

車中泊の方への支援を効率的に実施するためには、ある程度まとまったスペースを確保していく必要があります、ここは今後の検討事項であると捉えておりますし、一番懸念しておりますのは、この上伊那郡内の人口規模であれば全く問題ないんですが、南海トラフ等で、要するに人口規模の多い方々がこちらのほうに避難してきたとき、その対応というところが、もう一つ決めていかなければならないというところでございます。非常に多くの皆様が来たとき、どうするのかというところでございます。

そういった面も含めて、この車中泊のスペースの確保というところは、今後の検討事項として捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） はい。ありがとうございました。4番に移ります。

男女共同参画の視点からの防災・減災の取組は重要と考えます。村としてどのように取り組んでいくのか。危機管理課への女性職員の配置は。

村では、今年度より新たに危機管理課が設置されております。男女共同参画の視点からというふうに見ますと、やっぱり女性は防災・復興の主体的な担い手であるということ、それから、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮したり、男女の人権を尊重して必要な安全・安心を確保する。女性の視点を入れて、必要な民間との連携協働体制を構築するというように、やはり性別、立場別に異なる避難生活の困難や多様な主体の参画が大事。

子育て世代等、中高年生の参加も大事というようなことで、危機管理課、男女共同参画担当課、地域づくり推進課と協力して、平常時の備え、初動体制、避難生活、復興後の各段階において取り組むことがよいと思いますが、村の考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 危機管理課への女性職員の配置はというところで、女性の活躍の部分で御質問をいただいております。

女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点から災害対応

が行われることが非常に重要なことだということは、能登半島地震の被災者からもいただいております。多くの地方公共団体におきまして、防災・危機管理担当部局の女性職員比率は、組織全体の女性職員比率と比較して、極めて低くとどまっているというのが現状であります。

本村における状況であります。村災害対策本部員の各部長は半数以上が女性でありまして、全国的な状況とは大きく乖離している状況ではあります。現在、危機管理課に直接女性を配置はしておりません。今後、配置できるように検討を進めていきたいと思っています。

また、今年から県へ派遣している村の女性職員であります。現在、県の危機管理防災課に所属をしていただいて、奮闘していただいております。彼女から得た知見も、今後生かしてまいりたいと思っております。

また、加えまして、担当課としては、管理職や職員のほかに災害時に避難所対策等を行うことが想定される保育士の職員に対しまして、研修や訓練等を実施していきたいというところでございます。

また、今年であります。防災担当である危機管理課と男女共同参画担当である地域づくり推進課とが連携をいたしまして、8月3日に森の学び舎で防災関係に関する男女共同参画講演会を開催したところ、ふだん男女共同参画の講演会では男性の参加が非常に少なかったんですが、この講演会では多かったというところであります。

こういった工夫もしながら、引き続き女性の視点に立った防災・減災の取組を進めていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

4の質問と関連した部分がありますが、避難訓練の企画・運営の中に中枢に女性、各世代が入り、平日地域のいる人で訓練を実施してみてもというような、講演の中でもそのような話がありました。日赤奉仕団も加わり、自主防災会、区とできれば理想的だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 平日地域にいる方々で訓練を実施してみてもという御提案をいただいております。

平日に在宅者を対象とした訓練であります。先進的な取組といたしまして、中込区では、10月17日に在宅者による中込地区の独自の防災訓練を実施されとお聞きをしております。昼間、地区内には、若い世代や子供は勤めや学校などで地区外に出ていることが多く、高齢者が多いなど地域の実情を踏まえ、自主防災会・赤十字奉仕団・防災士など、連携協力によって開催する運びとなったとお聞きをしております。

この訓練・運営には、赤十字奉仕団や地域住民の女性なども参画しており、新たな地域での防災・減災の取組として、村としても大変期待しているところであります。当事例をしつかりと拝見をさせていただき、12地区で構成している村自主防災組織連絡会にも共有をして、問題提起として図ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） また、前向きな答弁ありがとうございます。

次に移ります。

単身高齢者への公的サービスについて。

単身高齢者の未婚率が急上昇しているという。高齢者孤独死1.7万人、2024年1月から3月に一人暮らしの自宅で亡くなった65歳以上の高齢者が約1万7,000人確認された。孤独死・孤立死の実態把握のために、警察庁が初めて集計した。数値を年間ベースに単純に置き換えると、約6万8,000人の高齢者が独居状態で死亡しているとの推計だそうです。警察庁によると、1月、3月に通報や医師からの届けで取り扱った一人暮らしの遺体のうち、自宅で亡くなった人は2万1,716人だった。78%に当たる1万7,034人を65歳以上の高齢者が占めた。

国立社会保障・人口問題研究所が4月に発表した世帯数の将来推計は、身寄りのない一人暮らし高齢者が急増することを示唆している。日本は家族依存型福祉国家と呼ばれるように、家族が福祉に関して大きな役割を果たしてきた。だが、身寄りのない高齢者は家族が提供してきた支援を受けられない。

この将来推計によれば、65歳以上の単身高齢者は2050年に1,084万人と、2020年時点の約1.5倍になる。65歳以上人口に占める単身者の比率も、2020年の20%から2050年には28%になる。注目すべきは、単身高齢者に占める未婚者比率の急上昇だ。

単身高齢者に占める未婚者の比率は、2020年の34%から2050年には60%になり、単身高齢女性の未婚率も、2020年の12%から2050年には30%になる。生涯で一度も結婚していない単身高齢者の増加は、配偶者のみならず、子供もいない人の増加を意味する。

1の村の単身高齢者の実態について、どこまで把握しているのかお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 単身高齢者への公的サービスについての中で、まずは、村は、単身高齢者の実態についてどこまで把握をしているのかという御質問であります。

まず、単身高齢者の数でございますが、令和2年の国勢調査によりますと、高齢者のみ世帯1,169世帯のうち、高齢者独居世帯は508世帯となっております。これは10年前、平成22年の国勢調査結果と比較して約1.86倍となっており、かなり増加しているというところは議員御指摘のとおりであります。

機構改革を行いまして、福祉に関する分野へ人員を増やしたところではございますが、この508世帯全ての独居世帯について、村が詳細まで全て把握することは現実的には困難であります。民生委員や医療機関、地域のサロン等の集まりとのネットワークを強化して、生活や健康に支障が出始めた早期に関わりが開始できるように努めておるところでございます。

高齢者御本人や親族、近隣住民の方からの相談、民生委員からの情報提供等に基づいて地域包括支援センター職員が対応していますが、年を追うごとに、独居者への対応というのは増加をしているのは事実であります。

やはり、今後は自宅以外の居場所というものを確保いたしまして、人と人とのつながりをより強固にできるよう、村としても努めていくことも一つの対策であると考えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 遺体の処理で警察が扱ったということで、本当に大変な問題だなという気がします。

人生の最終段階で高齢者に身寄りがいないと、どのような問題が生じるだろう。病院や介護施設に入る際には身元保証人が求められる。総務省によれば、これら代行する家族に代わる業者が全国で400ほどあるといます。

身寄りのない単身高齢者に対し、村の公的なサービス、老後ひとり難民への対策についてお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 老後ひとり難民への対策はという御質問でございます。

近年、頼れる親族が全くいない方や、いても遠方で疎遠になってしまっているなど、身寄りのない方が増えております。そのような方にとっては、入院や施設入所をはじめ、財産管理、医療同意、アパートの入居手続などの際に不利な扱いを受けたり、関係者が対応に苦慮することが実際に多くございます。

そのような中、村社会福祉協議会と村は、医療や介護、行政など、それぞれの機関の役割分担を明確にして、支援に迅速に取り組むための指針、身寄りのない方が地域で安心して暮らすためのガイドラインを県内で初めて作成をいたしました。最近では、入院や施設入所の手続の場面で緊急連絡先を市町村にしたり、金銭管理の覚書を社会福祉協議会も交えて取り交わすことで、身寄りのない方でも入院・入所ができるようになってきております。

また、村社会福祉協議会におきましても、成年後見制度の利用や死後事務委託契約などの法的な手続につながった事例も、このガイドラインがあったことによって生じておまして、成果が出始めていると捉えております。

加えまして、このガイドラインには、まっくんもしもシートを付録として添付をされております。これは、人生の最後の場面で受けたい医療や介護について、あらかじめ自分の思いを話し合ったりして書き留めておき、支援者らと共有しておくために使うシートであります。

今後は、この作成したガイドライン、また、このまっくんもしもシートがより実効性のあるものになるよう、関係機関との連絡会や各種協議会の場面において説明しながら配付して意見を求めたり、関係機関との事例検討を重ねることで、このガイドライン、シートをよりいいものにしていき、身寄りがない方でも安心して住める村づくりを進めていきたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 9月6日の日報にもそのようなことが載っておりました。村の対応が先進的であるなということが分かっただけでも、効果があったと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

まず、介護保険料について質問をいたします。

介護保険料が4月に見直され、2024年から2026年度の基準額の全国平均が月額6,225円となりました。介護保険制度が始まった2000年度の月額2,911円と、比べると2倍に膨らんでおります。

介護保険制度では、サービスにかかる費用のうち、利用者が支払う1割から3割を除いた分について、40歳以上の保険料と税金で半分ずつ賄っております。参考資料の円グラフを見ていただくと、割と分かりやすいかと思えます。国庫負担、都道府県負担金12.5%、市町村負担金等で50%、半分ですね。65歳以上が支払う保険料が23%で、現役世代が支払う保険料が27%、これで50%ということで、半々となっております。

介護保険制度では、サービスにかかる費用が、利用者が支払う1割から3割を除いた分について、ただいまの説明のようになっております。65歳以上の第1号被保険者の保険料は、各市町村などの国の方針に従って3年ごとに保険料を決めております。2025年には人口が団塊の世代が75歳以上となり、高齢者数は2040年頃ほぼピークを迎え、介護が必要な要介護・要支援に認定される高齢者は多くなるものと思えます。

今後、高齢者数の伸びに応じて介護サービスの利用料が増えることによって、さらなる保険料の上昇が見込まれております。介護保険の今後の見通しはどうかということで質問をいたします。

介護を必要とする高齢者が増加すると予想されますが、今後の見通しについて質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険料について、今後の見通しはという御質問であります。

65歳以上の被保険者である第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法でおおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされ、介護保険事業計画の期間である3年間の支出及び収入状況等を勘案して保険料を設定することとなっております。

村では、令和5年度末に令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画を定め、保険料基準額については、第8期計画期間と同額のひと月当たり5,230円としたところでございます。

また、被保険者おのこの保険料はもともと所得に応じた段階制となっておりますが、国の制度改正に合わせまして、令和5年度までの10段階から15段階へと見直しを行うとともに、第1段階から第3段階までの所得が少ない方の保険料を減額し、10段階以上の所得が多い方の保険料については、増額の見直しを行ったところであります。

今後の見通しはという御質問であります。

当村の高齢者の人口構成は、他市町村に比較いたしますと後期高齢者の割合が少ないため、介護認定率が低く、保険料自体も、全国的に比較いたしますと安いというところであります。今後もこの傾向は継続される見通しであります。

村といたしましても、げんきあっぷクラブをはじめ、各種運動教室の開催方法を工夫するなどして参加者を増やしたり、地域で行われるサロン等の活動も含め介護予防を推進したりすることで、次の介護保険料も増額せず、現状維持できるよう様々努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 介護保険等については国の政策に基づく制度でありますので、村としても対応は大変難しいかと思われま。

次に、高齢者への説明や対応はということについて質問をいたします。

国民年金の制度開始は昭和34年4月、国民年金法が成立したときから始まっております。農業者や自営業者、小規模事業者等が加入し、老後に備えてきたものであります。私も加入した時点では、月額300円程度かと記憶しております。

私も高齢者の仲間入りをしましたが、国民年金より天引きされております。退職し、収入がなくなった高齢者でも、また、老後を年金生活している方には大変大打撃であります。高齢者への説明や対応はどのようになされているか、質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 高齢者への説明、対応についてであります。基本的な一般的な対応というところで御理解ください。

令和6年度からの新しい介護保険料につきましては、5月の村広報紙、村報でお知らせをしたところでございます。

また、新しい保険料につきましては、おのおの6月に発送いたしました保険料決定通知をもってお知らせをして、説明に代えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次へ移りまして、市町村の負担金の増額をということで質問をいたします。

子育て支援法が成立して児童手当が拡充し、子供たちも優遇されております。高齢者が支払う保険料を市町村負担金の増額で高齢者の負担を軽減し、バランスのよい政策をお願いしたいと思いますが、先ほどの円グラフで見ますと、市町村の負担金が12.5%でありますけれども、これはもう決められたものであるか。

できれば負担を多くして、高齢者の負担を少なくするようなことはどうでしょうか。質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 市町村の負担金の増額を行い、高齢者の負担を軽減してはという御提案をいただいております。

介護保険料を安くすることを目的に、市町村からの一般会計からの介護保険事業特別会計の繰入れについて、議員お示しの法定負担割合12.5%を超えて法定外にこれを行うことは、費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられます。

そのため、厚生労働省は、介護保険制度創設時から一貫して、法定負担割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは適当でないとしており、行った場合は、国からの指導の対象となっているというのが現状でございます。そのため、当村では、この法定外繰入れを行うことに対しましては、現状、考えてはおりません。

一方で、令和5年度末には支払準備基金として4,000万円を積み立てております。現在、基金の総額が、利子を含めまして9,200万3,000円ほどとなっております。将来において、こ

の介護保険料が急激に上昇しないよう基金の計画的な活用も視野に入れ、介護保険事業会計を運営してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 介護保険利用者の増加により、保険料もなかなか大変なことになると考えられておりますが、国政になかなか逆らうこともできず大変であります。このときの新聞によりますと、引上げ幅が最も大きかったのは長野県の天龍村で、2,500円の増額の月7,500円というふうにもう出ております。なるべく介護の人口が少なく、経費がかからないような方策で行くしかない、こんなふうにと考えるとあります。

続きまして、2項目めのふるさと納税について質問をいたします。

一般ふるさと納税は当初、村では20万円ぐらいでスタートしております。ふるさと納税の推進は、私も積極的に進めるようにというように前村長にも言いましたが、村長は、この制度は私はあんまり好きではないというような答弁でございましたが、私は、また後援会の皆さんとふるさと納税の各地のチラシやらパンフレットを集めて見たところ、写真もすばらしく、見た目にも、それを見れば魚でも何でも肉でもこれはぜひ買いたいというようなすばらしいチラシであり、それを提示して改革してきたところあります。

当時の南箕輪のチラシにおいては非常に字が細かく、ふるさと納税の対応者である老人にとっては非常に難しいような状況であって、村長、これはどなたがつくったかと言ったら、村の職員の有志でつくりましたって言うんで、そこらのところも改革し、村もパンフレット等もすばらしく見えるように改革してきております。それによってふるさと納税も増額してまいりまして、地域産業の活性化にも大変貢献してきたところがあります。

令和5年度の予算では、総額4億1,400万円ほどの寄附金が集まり、順調に拡大しているように思っております。

それで、1番目の企業版ふるさと納税の継続と今後の予定について質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ふるさと納税の中で、まずは企業版ふるさと納税の継続と今後の予定はという御質問であります。

企業版ふるさと納税は、平成28年度から地方創生応援税制の一環で実施をされております。内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人税・法人事業税・法人住民税に係る税額控除を行う制度であります。

特に、令和2年度からは税の軽減効果が最大9割となったため、全国的な寄附総額は増加してまいりまして、2023年度、昨年度であります。寄附の総額は全国で過去最高の約470億円、活用したことのある地方公共団体の数も累計で1,536団体になり、多くの団体において活用が始まっております。

村に視点を移しますと、村の地域再生計画は、南箕輪村まち・ひと・しごと創生推進計画として将来の南箕輪村の人口維持を目指した取組、また、南箕輪村におけるまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立、この2つの目標を掲げ、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。

その中で、村へは令和2年度からこれまでであります。6件、980万円の企業版ふるさと納税をいただいております。この税制上の措置は平成6年度までのものとなっております。

が、全国の地方公共団体や企業からは、令和7年度以降も継続する声が上げられております。

現在、内閣府は2025年度の税制改革におきまして、企業版ふるさと納税の現行の仕組みを継続し、5年間延長を要望していく、そういった動きがありますが、現段階ではどうなるかというところは不透明でございます。

企業版ふるさと納税は、VC長野トライデンツの支援や村の公園整備の費用などに現在活用しております。国の動向を注視しながら、延長となった場合は、引き続き活用してまいりたいと村では思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 企業版ふるさと納税の話がありました当初、村長は、10億円を集めて村の体育館を建てると、こういう目的の下でやるようなことを言っておりまして、これも企業の寄附金の9割は税額控除されるようなというようなことがありましたんで、大分期待をしていたところではありますが、そのただいまの目的とはちょっと違う辺りがありますので、最初の目的に関しては、目的転換をしたというふうに考えてよろしいですか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まず、10億円集めて新しい体育館を建てたいと言ったのはメディアの報道でありまして、私としては、最大10億円ほど集まれば理想的な体育館ができますと言ったところでございます。その辺は御理解いただければと思います。

また、その目標については変更しておらず、先ほど申し上げました将来の南箕輪村の人口を目指した取組、また、南箕輪村におけるまち・ひと・しごと創生と好循環の確立、この中にこの体育館の建設も位置づけておりましたので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に移りまして、2番目、ふるさと納税クラウドファンディングの目的はということで、さきの臨時議会で私も質問いたしました、その内容について理解ができず、再度質問をいたしました、3回で、よほど答弁漏れで継続していこうかなと思いましたが、一般質問の今日があるということで、それである種終わりましたが、再度お聞きしますが、クラウドファンディングの目的、これは何であるかっていうことを再度お答え願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ふるさと納税クラウドファンディングの目的はという御質問であります。

まず、クラウドファンディングの説明であります、群衆、これをクラウド、そして資金調達、ファンディング、これを組み合わせた造語でありまして、インターネットを介して、不特定多数の人々から少額ずつの資金を調達することをクラウドファンディングといいます。

中でも、こんな物やサービスをつくりたい、世の中の問題をこう解決したいといったアイデアや思いに共感をし、応援したい、物やサービスを試してみたいと思った人は誰でも支援者として支援ができますので、双方にとってこの手軽さがクラウドファンディング最大の特徴であり、利点であるとも思います。

ここに、今回ふるさと納税というのが加わっております。ふるさと納税クラウドファンデ

イングであります。このお金を普通の通常のクラウドファンディングであれば、自分のクレジットカードや現金でやるんですけど、ふるさと納税クラウドファンディングは、ふるさと納税という制度を用いて支援を行う仕組みと御理解いただければと思います。

現在、南箕輪村とVC長野トライデンツの取組として実施しておりますふるさと納税クラウドファンディングの目的であります、VC長野トライデンツ側の目的としては、これは私の捉え方ではありますが、チーム力の強化とリーグでの活躍であると私は捉えています。

一方、村の目的といたしましては、VC長野トライデンツの活躍を通じた村の知名度PRアップ、そして、げんきあっぷクラブや健康づくり事業など、村が行うVC長野トライデンツとの連携事業のさらなる充実が挙げられると思います。

手続といたしまして、現在も募集をしておりますが、今月末には、改めてこのふるさと納税クラウドファンディング型の特設サイト南箕輪村版がオープンをいたします。このサイトの説明であります、個人版のふるさと納税と企業版のふるさと納税の二本立てで構成されておまして、VC長野トライデンツサポートプロジェクトとして、返礼品のない寄附を広く募ります。似たようなものに、長野県のガチながというふるさと納税受付サイトがあります。返礼品を設けずに、こども食堂への支援やライチョウの保護活動など、使い道で選ばれる寄附の拡大を図っているところです。

今回の取組につきましても、南箕輪村の地元のスポーツチームを応援したいという使い道で寄附を募る形でありまして、返礼品は、繰り返しになりますがありません。

今後のVC長野トライデンツに限らず、こういった寄附を募って実施することが望ましい事業があれば、このサイトの充実も図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 返礼品のないふるさと納税クラウドファンディングであります、このときの支出を見たところ、その使用目的は、VC長野トライデンツスポンサー料として広告料の使用というようになっております。

このふるさと納税クラウドファンディングについては全国の町村でも行ったりして、町村内の建物または郷土館というようなものに募集をかけているということがありますが、この南箕輪の自治体においては、VC長野トライデンツに一般会計から220万円の広告をしております。応援しております。

これで、新たにVC長野トライデンツのふるさと納税クラウドファンディングをする必要があるのかということをお聞きしたいです。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現状、220万円のスポンサー料を出資している村として、さらにこのふるさと納税クラウドファンディングを行う必要があるのかという御質問であります。ちょっと通告と異なる部分もありますので、通告いただいた部分も併せて回答させていただければと思います。

現在、VC長野トライデンツのスポンサー料としては、当初予算で、議員御指摘のとおり220万円を認めていただいております、今年もユニフォームの前面に南箕輪村が掲げられ、村のPRに資する事業と認識をしております。この金額については、私が増額したということではなく、前の村長の時代から引き継いだ金額でございます。

また、この契約がVC長野トライデンツとの連携協定における南箕輪村を挙げてVC長野トライデンツを応援する機運の醸成や、地域再生計画に基づく若者定住と郷土愛の醸成による帰ってきたい村づくり事業に当たり、村の全国的なPRになるという考えから、もともとスポンサー契約をしております。

この220万円以上やる必要があるのかというところでございますが、仕組みといたしましては、今後、個人版のふるさと納税でいただいたものはスポンサー料の増額としてお支払いいたしますが、企業版のふるさと納税いただいた部分は、業務委託や補助金の形で支出を予定しております。それは、実際には、げんきあっぷクラブや健康づくり事業のますますの協業、事業の増加というところで使っていきたいと思っております。

昨年もげんきあっぷクラブに参加された熟年者の方、何人ぐらいですかね。30～40人試合、応援に駆けつけて、すごい楽しかった、行ってよかったというお話もいただいております。ですので、このVC長野トライデンツとの協業という面では、かなり価値のあるものと私は捉えておまして、それをさらに大きくしていくことは必要であると考え、今回、ふるさと納税クラウドファンディングというところを実施しておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明をお聞きしまして、今後ともふるさと納税クラウドファンディングについて注視して見守っていききたいと、このように考えております。

続きまして、大芝高原森林について質問をいたします。

令和5年10月25日に郡市植樹祭が行われ、植樹されました。現場の手入れは先日現場を見る機会がありまして、現場には雑草が生い茂り、大変荒れております。それを見たときに、皆伐した場所への植林は今後の植林事業や管理にも大変さを見、また感じております。

1 番目の植樹祭後の現場の手入れについて質問をいたします。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 大芝高原みんなの森の現状となりますので、私のほうから、加藤議員の植樹後の現場手入れ・管理についてお答えします。

議員御指摘のとおり、昨年度の10月25日に長野県上伊那地域振興局、南箕輪村山林協会、上伊那森林組合の主催で、大芝高原みんなの森皆伐地のところで植樹祭を行いました。約200の方が植樹祭に参加されて、現場ですけれども、加藤議員おっしゃるとおり、当然、下草刈り等を保育作業として実施しなきゃいけません。ただ、植樹後の関係につきましては、気候の関係また状況の関係を見る中で、今までちょっと実生木の関係の状況も踏まえて、ちょっと見ておりました。というのは、この後に質問のほうで出るんですけれども、定着の関係もありましたので、その関係も含めて、今、現場を見ていた状況です。

ただし、現場の関係が大体見えてきましたので、実生木の関係ですとかそういうのも見えてきましたので、この秋には確認をしながら下草刈り、また実生木の関係の管理、植樹した苗の管理のほうをしていって、来年度は、年に2回ほど手入れのほうの保育作業をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの答弁にありましたように、見た現場では、当日植樹し

た木が根付きが悪くて枯れている部分もかなりあつたりしますので、その辺のことはやっぱり周りの下草刈り等がなされていない結果じゃないかなとこんなふうに思っておりますので、今後の植樹事業や管理には役立っていただきたいと思います。根付きの状況の様子については見ているか見てないか、お願いします。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） それでは、引き続き私のほうから、その後の植樹、定着の関係ですけれども、状況のほう、質問にお答えしたいと思います。

植樹祭ですけれども、10月の25日におかれまして、その後、かなり好天候等が続きました。残念ながら、そこの状況で枯渇してしまったものもありますけれども、中には、下部より新芽のほうが出ているものがあります。先般、会場3か所のプロット調査を行いまして、約60%の定着が確認されております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今回の植樹について、今後、植樹事業を行う一つの参考として、植樹時期とかその辺を勘案していただきたいと思います、このように思うところであります。

次に移りまして、令和5年度の決算報告の中で、令和5年度立木売払い収入が326万……。

議長（原 源次） すみません、加藤議員。3番目の大芝高原森林づくり協議会の。

5 番（加藤 泰久） すみません、飛ばしました。大丈夫ですね。はい。すみません。

3番目の大芝高原森林づくり協議会の会合が4回かな、1回は傍聴に行きましたが、その会議の進捗状況はどうであるか質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原森林づくり協議会の進捗状況はという御質問でございます。

昨年10月19日に第1回協議会を開催し、令和6年7月11日までの間に4回会議を開催し、協議を重ねております。また、その間に村民アンケートを実施したり、秋と春にはそれぞれ現地検討会も行っております。大芝高原の森林の状況を確認しながら、新たな森林づくりについて検討を重ねていただいております。

現在は、アンケートや委員の意見を取りまとめ素案作成を行っております。段階では、最終段階でございます。今後、10月上旬、来月上旬に第5回の協議会を開催し、計画の素案を決定後、パブリックコメントまた説明会を実施し、計画を策定していく予定となっております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 大芝の森林づくり計画の中には、この森林づくり協議会の意見も参考に取り入れていくというようなことでありますので、しっかり協議して、よい計画ができるように希望するところであります。

次に移りまして、さきの令和5年度の決算報告によります、令和5年度立木売払い収入326万3,437円と記載されておりますが、その中にはどういうものがあるのか。建設用材・パルプ・ペレット用材等も含まれるかと思いますが、その内訳についてお聞かせください。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 令和5年度の売払い収入の内訳でございます。

まず、令和5年度の売払い収入の合計は326万3,437円であります。これらは、大芝村有林整備事業におけるアカマツの丸太材、そして、チップ材等の売払い収入の合計額でございます。

まず、丸太材につきましては伊那木材センターへ出しておりますが、その金額が約160万円ほどとなっております。材積でいきますと、146立米ほどでございます。次に、チップにつきましては310立米ほどでありまして、こちらの金額が約140万円ほどとなっております。その他、市場に出せないC・D材、A B C DのC・D材ですが、それが30立米ほどありまして、それが20万円余となっております、それらの合計が326万3,437円というところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） はい、分かりました。

次に移りまして、学校林の手入れ、整備について協力をお願いしますということで、これ質問ではありませんが、そのような要望でいきたいと思っております。

学校林については以前より、私たち昔、植林したり下草を刈ったいろいろな思い出のあるところではありますが、今まで私も学校林の手入れのときには補助でお手伝いに行ったりしておりますが、今行われているような半日もかからなかったと思うけども、生徒たちが来て間伐した枝を運び出したりとかいうような形だけでは、学校林が維持管理できていかないと。

そうした中で、これは教育長に聞くべきか村長に聞くべきかと思ったんですが、今までの過去のあれでは、産業課の方が来てみんな説明をしたりいろいろしてましたんで、教育委員会とちょっとあれかなと思って、村長に質問をするところでもあります。

学校林の手入れに、財政的な支援やらそういうものをぜひお願いしたいという要望であります。いかがでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 学校林の手入れ、整備に協力をという御提案であります。

大芝高原みんなの森には、アカマツ小屋の北西に約4.8キロ平方メートルの範囲で、南箕輪中学校林に指定された学校林の区域がございます。この学校林の整備につきましては、以前は環境教育の一環として、中学生が年に一度、植林や育林の作業を行ってききましたが、コロナ禍以降は、森林の体験学習を中心に実生苗の山引きやレクリエーションを行っているというのが現状でございます。

そのため、現状の学校林の状況ですが、区域内の主な樹木はアカマツのみでありまして、アカマツ伐採後の下層の植生を育てる必要があるため、セラピーロード沿いの草刈り以外は意図的に手を入れない状況となっております。この整備に協力をという面ではありますが、過去におきまして、実は裏方の方が学校には分からないようにサポートしていたというところもお聞きはしております。

今後の学校林整備につきましては、今年度策定する大芝高原森林づくり実施計画に基づく森林づくりと整合を取ることも必要ですので、学校、教育委員会と協議を行いながら進めていきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げました学校林作業体験学習につきましては、村の地域おこし協力隊

の支援もいただきながら、学校に出向き、学習作業において学校と協力関係を築き、やっておるといところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 学校の授業数等、大変な状況があるかと思いますが、ぜひとも学校林という名前の中で、生徒の皆さん、作業に携わって将来大きくなったときは、大芝高原を愛するような生徒に成長していただきたいと、このような希望を持ちまして、ただいまの質問といたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（原 源次） これで、5 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまより、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時29分

再開 午前 10時45分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子。最後の質問になりますので、もうちょっとの辛抱でございますので、よろしく願いいたします。

あらかじめ通告した3項目について質問いたします。

1として、マイナ保険証と健康保険証の発行中止についてであります。

この中の通告書の中で、（4）の資格確認書というところはちょっと消していただきたいと思います。次のページの会計年度任用職員の1の地方自治法のところは地方公務員法でありましたので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。すみません。

1として、健康保険証の新規発行が12月2日に終了になるとテレビや広報でも宣伝され、健康保険証が使えなくなるのではといった不安の声が広がっています。一方で、マイナ保険証への移行が推進されています。テレビなどでよく報道をされているところであります。9月2日付の信濃毎日新聞でも、保険証を残してが8割の声があると。マイナー本化根強い異論ということで、全国18地方紙の合同アンケートの結果が出ております。多くの国民は、マイナ保険証を廃止することに疑問の声を持っているというのが現状だと思います。

そういう中で、できるだけ村民の皆さんにこのことについてどのように考えたらいいかというのか、正確な情報をお伝えしたいということで、今回、質問に取り上げました。

決算添付書によれば、村のマイナンバーカードの登録数は令和6年3月31日現在、1万1,863ということですが、このマイナ保険証の取得率はどれくらいになっているのか。また、現行の保険証でありますけれども、いつまで使えるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

マイナ保険証の取得率、医療機関での利用率、また、現行保険証の利用期限について御質問をいただいております。

8月1日現在の数字を申し上げます。国民健康保険被保険者について、マイナ保険証取得率は64.1%、医療機関での利用率は14.0%です。次に、後期高齢者医療保険被保険者につい

てであります。マイナ保険証取得率は59.4%、医療機関等での利用率は11.2%です。

最後に、現行保険証の利用期限であります。国民健康保険・後期高齢者医療保険ともに、現在お手元にある保険証の有効期限は令和7年7月31日となっておりますので、来年の7月31日までは現在と同じように利用ができます。

ただし、満70歳、また満75歳になる方、在留期限のある方などは、これより短くなる場合があることを御理解ください。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、お答えいただいたように、マイナ保険証での取得は64.1%ですが、利用しているのが14.1%と。それから、医療機関での使用率が11.2%ということで、統計的にも大体出ております。

私がかかっている医療機関で先日ちょっとお聞きしたんですけれども、そこでは、15%ぐらいかなという利用率でお話されていまして。早くに読み取り機を導入したので割合が高いんだと思うということで、先生によれば、利用するのはあれなんだけれども、毎月の維持費の負担、導入への負担がかなりの額になっているので、その負担は大きいというふうに言われました。

2023年には、オンライン義務化に対応できない小規模診療所が全国で約600件ぐらい休廃業に追い込まれておまして、過去最多になったと報道されております。医師不足、高齢化の進む地方の診療所が廃業になれば、本当に地域医療に大穴が開き、救える命も救えなくなる心配があります。

そういう点では、本当にマイナ保険証、現在ではその11.2%しか使っていない中で、2として、現行保険証、残りの方たちは現行保険証を使っているということでもありますけれども、有効期限が切れたら、今もちょっと言っていたかもしれませんが、資格確認書に変わると、8月の全員協議会で説明を受けました。それはどんなものか、その発行と使用期限についてをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 資格確認書についての御質問をいただいております。

資格確認書とは、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方の資格情報を確認するものであり、氏名、生年月日、被保険者等、記号番号、保険者情報等が記載され、現行の保険証と同じように医療機関等で提示することにより、保険診療を受けることができます。

この資格確認書は令和6年、今年ですが、12月2日以降、新規の交付や再交付などのときにマイナ保険証保有者以外の方に交付されるものであります。現行の保険証の有効期限後の取扱いにつきましては、国民健康保険・後期高齢者医療保険ともに更新のタイミングで切れ目なくこの保険を使用できるように、マイナ保険証保有者以外の方へ申請なしで交付をいたします。ですので、今の健康保険証は申請なしで送られてまいります。同様に、この資格確認書がマイナ保険証保有者以外の方には送られてくるというところがございます。

有効期限、この資格確認書の有効期限であります。国では5年まで設定できるとなっておりますが、長野県内は統一して1年間ですので、最初に送られてくるのは令和8年7月31日までの1年間となることで予定とお聞きをしておりますが、この辺り、結構昔は申請主義

だったりもしていましたので、制度の内容が変わってきていますので、今後の動向も注意していかなければならないというところもあります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、ちょっとお聞きしたように、実際には現行の保険証と全く同じ扱いというふうに思います。申請なく1年ごとに更新するということですので、報道によればですけれども、国では5年までということ、県は1年ごとということになっておりますけれども、取りあえず、国でも終わりを限定していない、決めていないという状況があって、毎年全く今の保険証と同じ扱いなんですよね。形も全く一緒。

ただ、資格確認書という名前を書くだけで、今までと同じように保険証と同じように使えるという点でいえば、なぜ保険証をなくしたのかという疑問が、なくすのかという疑問が湧くわけでありましてけれども、そういうことの中で今、運用されていますが、3として、医療機関や薬局で私もそうなんですけど、毎回マイナ保険証の有無を聞かれます。聞かれるたびに持ってない何か圧を感じるわけで、嫌な思いをしている方が多くいます。

取得しないと、何か不利益があるんでしょうか。お聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 取得しない不利益があるのかという御質問でございます。

医療機関や薬局などでは、国の指導に基づき、マイナ保険証の有無の確認を行っています。取得しない不利益でございますが、マイナ保険証の利用時と比較をいたしますと、微額ではありますが、医療費が少し高くなるということが挙げられます。その他、マイナ保険証でうたわれているメリットを享受できませんので、人によっては不利益とを感じる方もいらっしゃるかもしれません。

具体的には、限度額適用認定証の申請手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されたり、また、初めて受診する医療機関・薬局でも、患者本人が同意をすれば、医師・薬剤師が過去に処方された薬や特定健診の情報をスムーズに共有でき、それが医療行為に反映される、そういったことが挙げられると思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 資格書では、20円だけちょっと診療費が高くなるからお聞きしています。たったの20円でありますけれども。

そして、また薬局の人に私、その度言われるもんだからお聞きしたんです。毎回所持を確認するように国のほうから指導されていると。なので、別になくてもいいんですと。すみませんというふうに謝っていただきましたけれども、今、メリットというふうにありましたけれども、私はもうかかりつけ医でありますので、情報はきちんとそちらのほうに提出されているってことになれば、例えば、高額医療とか薬局の情報なんか何のメリットもないかと、マイナ保険証。

そういう点では、本当にマイナ保険証のメリットがどういうことになるのかって、むしろ個人情報流出するとか、いろんなデメリットのほうが大きいんじゃないかというふうを感じる人が現状では多いということだと思います。

マイナ保険証を持っていく場合にいろんなトラブルが起こっているわけでありまして、4

ですけれども、例えば被保険者番号がないとか資格情報が無効だとか、名前・住所の間違えだとか表記されないとか、負担割合の違いだとか、リーダーエラーとか、他人、間違いの情報などが、今までトラブルの中、60%ぐらいトラブルがあったという報告もされております。

マイナ保険証を持っていくときに、そういうトラブルを避けるために資格情報のお知らせというものが出るそうなんですけども、それはどういうものなのか。その問題点についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 資格情報のお知らせがどういうものなのか、また、その問題点はこの御質問をいただいております。

資格情報のお知らせであります。これは、マイナ保険証保有者へ交付されるものであります。御自身の資格情報について確認いただくもので、例えば、医療機関の窓口で停電や機器の不具合等によりマイナ保険証による資格確認ができない場合に、マイナ保険証とともにこの資格情報のお知らせを提示することにより、保険診療を受けることができます。

そういった目的で交付されているものですので、この資格情報のお知らせについて、特に問題点はないものと捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） お聞きしたところでありますけども、これがA4の模造紙というかぺら1枚でありまして、これを何回も折りたたんで持っていくと、もうボロボロというような状況をお聞きしています。こんなものを出さなきゃならないような不安定な使い方がされるんだなということを思いました。

それでは、5に移らせていただきます。

健康保険証の廃止は、60年かけて築いてきた世界に誇る国民皆保険制度を崩壊させる大問題です。マイナ保険証の強要で、医療の受診ができない、受診控え等あってはならないわけでありまして、村で保険証を発行している国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者への丁寧な説明が必要だというふうに思います。

介護施設入所者についてであります。

昨日もテレビで報道されていたと思いますけれども、介護施設では、7～8割がマイナバーカードの保険証では管理できないということを訴えておられます。議会は、現行保険証を継続する意見書を上げております。医療関係者からも保険証を残せの声が大きく上がっており、村でも、村民の利益最優先の立場でそういうことを言うのが筋じゃないかなというふうに思いますけど、村の考えをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マイナ保険証に関わる各種御意見、御提案をいただいております。

マイナ保険証、資格確認書のどちらでも、今までと同じように保険診療を受けることができます。これからも国民皆保険制度を守り、引き続き誰もが安心して医療を受けられるよう、丁寧な情報提供にまずは心がけてまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険、いずれの保険者にも、今後の運用方法についての案内を毎月行っている制度説明会や広報紙、村ウェブサイトでも周知をしてまいりたいと思います。

また、村から要請をするべきということではありますが、今回の取組については私も拙速感を感じておまして、現行保険証の継続・延期については、議員の御提案に賛同できる部分がないわけではありません。もっとも感じる部分も正直ございます。そのような中、議会で意見書を上げていただくことは、当然の権利・行為かと存じます。

さて、村でも要請すべきという御提案ではありますが、村は法定受託事務として法律にのっとり、これから実際にこの件に関して対応しなくてはならない現場を持っております。そして、矢面に立ち、苦勞する職員がおります。肅々とマイナ保険証の事務を進めなくてはならない現場があり、そして苦勞する職員がいる中で、その事務に反する方針を村が正式に要請する行為は、軽々しく行うべきものではないと私は考えています。

ただ、政権与党内の総裁選で今さらこのことが駆け引きに利用されていることは、事務を執行する立場としては憤りを感じております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、何か総裁選が行われているという中で、確かにそういう論議がありまして、本当に何ていうことだろうというふうに私も思っております。

今、村長おっしゃられたように、やっぱり健康保険をきちんと守っていくということの中で、丁寧な村民への説明を引き続きお願いしたいと思っております。

それでは、2に移らせていただきます。

会計年度任用職員の待遇改善と雇用の安定についてであります。

1として、2019年と2023年と会計年度任用職員について質問してきました。地方公務員法は公務の運営は任期の定めのない常勤職員で行うとあり、本来は必要な労働力は職員で、安定雇用を求めるところであります。しかし、非正規職員の利用は限定的という規定は、正規職員の定数抑制、人員削減の政策の下に恒常的な業務に充てられ、専門性や継続性の必要な職種で多くの任用職員が働いています。

そこで、2023年には職員が180人、任用職員が248人というふうにいただいておりますけど、2024年の職員定数、会計年度職員の数はどうなっていますか。お聞きします。

また、会計年度任用職員の待遇改善をするために、ボーナスに含めて勤勉手当の支給が本年から可能になったということでもありますけれども、本村の対応についてお聞きします。

また、本村では、2年打切り3年公募ということは適用しておりませんが、最初から。村の連続任用をしているということの中で、この会計年度任用職員の安定した雇用がきちんとできていると思っておりますけど、その点についても村の状況をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 会計年度任用職員の待遇改善と雇用安定についての大項目の中で、職員定数、会計年度任用職員の数、また勤勉手当の件について等、幾つか御質問をいただいておりますので、1つずつ回答いたします。

令和6年4月1日現在でありますけど、職員定数は180人で、前年度と同様であります。ただし、今議会におきまして、定数に算入する職員から育児休業職員等を除く条例の一部改正をお願いをしております。また、会計年度任用職員数でありますけど、共済加入者が244人となっておりますので、248人から4人減少しております。

次に、勤勉手当でありますけど、昨年の改正によりまして、令和6年度からパートタイム会

計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となりました。本村におきましても、今年度から6月と12月の年2回支給をする改正を行いました。具体的には、支給率であります。これまで期末手当を他の自治体より手厚く2.6月支給しておりましたのを2.45月に改めまして、そこに勤勉手当0.5月分を加え、合計2.95月といたしました。2.6月だったものが2.95月になったというところでございます。

安定雇用であります。会計年度任用制度そのものがそもそも年度ごとの任用を前提としたものであります。良質な住民サービスの維持のため、同じ方を毎年改めて任用している業務は実際は多く、報酬も実際には繰り返し運用することを想定しております。職種によっては、経験年数により金額が上昇する仕組みとしております。この辺りは、制度が実情に追いついていないことの証明であると思っております。

実際、共済加入者今年の444人のうち、前年度から引き続いて任用をお願いしている方は241人でありまして、ほとんどの方が連続した雇用という状況であります。

行政運営におきまして、会計年度任用職員の皆様のお力は必要不可欠となっております。人口が増加傾向にあるうちは、現在と同程度の任用を維持していく見通しと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 村では、本当に安定雇用のためにいろいろ努力されているというふうに認識しております。

そこで、2でありますけれども、今年の最低賃金が発表されました。長野県は50円増の998円ということで、全国平均では1,055円と答申されております。27県では50円より上積みしているところもあります。もともと、全国の労働団体では全国一律1,500円を要求しているところでありまして、本来の最低賃金というか考え方からいえば、全くかけ離れている状況がまだまだ続いているというふうに思うわけでありまして、村の来年度からの改定の考え方はどうかということをお聞きします。

すみません。資料におつけしましたのは、先ほどちょっと言わなかったんですけど、会計年度任用職員の賃金表ですね。令和5年度の場合と令和6年度の場合をつけてあります。それも参考にさせていただければというふうに思いますが、村では、今年度から保育士確保に向けて、同一労働同一賃金ということを村長はいつもおっしゃっていると思います。区分を増やして最大で30%という大幅改定をしています。これは本当に画期的なことだというふうに私は思いますが、その成果は出ているかお聞きします。

今、つけました資料のめくって2ページに、保育士さんの区分がこれだけ増えているということが、一番最後の令和5年度の報酬の表と見ていただくと、一目瞭然という感じはいたします。

ついでに言えばというか、昨日の調理師さんの賃金でありますけれども、そこに書いてありますように、調理員さんは資格なしの方がちょっとほとんど最低賃金に近い金額でありまして、そのほかの方も100円ぐらいの上乗せということで、雇用の安定にはなかなかつながらないのかなというところがありますけれども、保育士さんの賃金について、その成果が出ているのかをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 最低賃金の対応、また保育士の確保に向けて報酬を大幅改定した

が、その成果はという御質問であります。

最低賃金であります。前年度に引き続きまして、大幅な増額となっております。本村の会計年度任用職員の報酬単価においても、現行のままで最低賃金を下回る職種が合計8つあります。10月からは、最低賃金までまずは引き上げる改定を行います。ですので、10月から、この皆さん998円以上になるというところでございます。

御質問の来年度からの改定の考え方ではありますが、最低賃金の上がり幅、また正規職員の人事院勧告の給料改定、近隣の市町村の状況等を勘案しながら検討を行ってまいりますが、今の社会情勢を踏まえれば、来年度は全体的に報酬単価を増額する必要があると捉えております。

次に、保育士の報酬改定による成果ではありますが、会計年度任用職員の保育士の雇用状況ではありますが、令和5年度末退職者が10名、令和6年度の採用保育士は13名、補助員2名の採用をしております。資格を持たない保育補助員の割合は、令和5年度が27.5%だったのに対して令和6年度には24.1%に減少しておりますので、今回のこの報酬改定によりまして、有資格者による保育が昨年度に比べて提供ができているという状況でございます。

令和5年度末に保育士の退職者が10名おりましたが、年度末から5月頃にかけて、退職者以上に経験がある保育士の応募があり、経験年数区分に応じた報酬改定は効果があったと考えております。

しかしながら、これから年度末にかけまして、未満児の入園が増えてまいります。引き続き募集を継続して、保育士を確保してまいらなければならないということでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 本当に画期的な出来事だったというふうに私は思いますので、この成果を見れば、本当に成果が上がっているなというふうに思います。やっぱり、しかしながらうちの村は子供たちが増え続けているといううれしい状況がある中で、なかなかまだ十分な保育の体制が、今の段階でも募集をかけているわけでありまして、なかなか村民の皆さんの要望に応え切れないという点はまだ残っておりまして、その点については、きちんとした努力をしながら、本当に子育て日本一の村にふさわしい保育を引き続きやっていただきたいというふうに思います。

3であります。

小中学校の教員不足が深刻になっております。特別支援員等、必要な先生方の確保のために、保育士と同じような同一労働同一賃金の考えの下、大幅な改定が必要ではないかと考えます。

国では、教員給与の教職調整額が先日の予算要望の中では4%から13%に改定していくというふうに出ておりました。こういうことによって教員不足や過重労働が解消されるのかといえば、やはり、これはかなり難しい問題ではないかというふうに思うわけでありまして、過重労働、そういうことも含めて、保育士と同じような会計年度任用職員の皆さんへの賃上げがされてこそ、やはりちゃんと先生方の確保ができるんじゃないかというふうに思います。その辺の対応はどのようになさるのか、お聞きしたいと思っております。

何といたっても、やっぱり公務職場で官製ワーキングプアを生み出しているというのが大きな問題になっていると言われております。その解消に向けては何が必要か、お聞きしたいと思

います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号4番、三澤澄子議員、御質問でございます。

小中学校の教員不足が深刻、特別教育支援員等必要な人員を確保するために、保育士と同じ大幅改給をとということでございますけれども、議員お話のように、小中学校に特別支援教育支援員あるいは介助員の方をはじめ、村費で多くの方が力を発揮されて、学校が動いています。もっと言うと、子供たちがしっかりサポートを受けている、そういうふうには思っていますが、その方々の報酬につきましてですが、今、村長答弁ありましたそこにあるところっていうふうには思いますので、よろしくお願ひします。

次に、教員給与の調整額、教職調整額ですけど、4%から13%に、私自身も衝撃的っていうか、すごいなとそういう数字の上での印象を受けていますけれども、それによって教員不足が解消されるかということで、教員不足ですが、全国、長野県、上伊那郡、そして本村でもその状況があり、現時点でも非常に苦慮しています。現時点に限らず4月から今に至っているところがありますけれども。教職調整額でございますが、いわゆる給特法を改正して、調整額を4%から13%に引上げで、文科省の来年度の予算案概算要求に含まれております。

議員御指摘の教員不足が解消されるかについてですが、調整額が上がるということは、教職にある者にとってすごくありがたいというか、大事なことっていうふうには思うんですけども、ちょっと言葉が悪いので議事録削除していただいてもいいんですけども、働かせ放題、要するにどこまでやってもっていう、4%と同じところがありますよね。それは、そういう感は否めないかなというふうには思っております。

それゆえ、教員不足解消に向けて、今までいろいろ市町村教育委員会、我々も取り組んでいます。そのような働き方改革や今回同時に出されている小学校の職員、教科担任として3年生、4年生、今まで5・6年が出ていますが、今度3年生、4年生、中学年への拡大が出されています。

それから、全中学校への生徒指導担当教師の配置。本村はいただいていますけれども、それを全国、どの中学校へもというそういう方向。それから、全ての教師の時間外在校時間が月45時間以内という、それを目標と今までできていますが、学校からの状況ですとそれを超えている状況もありますので、その目標の達成。それから、十分な給食、休み時間というかお休みを取るために、終業から、要するに学校を終えてから翌日の始業までの最低11時間を確保しようという、いわゆる勤務時間のインターバル導入ということが検討されてきています。そういうようなことなど、いわゆる働き方を変えていく必要があるかなというふうには思っています。

教師はいうまでもなく、とても魅力ある仕事、職業というふうには思っております。働き方改革を整え、教員不足解消を強く願うところであります。

また、先ほど会計年度ということでお立場でのお話が出てきていますので、小中学校における会計年度職員の方、村費は先ほど申し上げたとおりですが、県費の方は業務支援員、教員業務支援員という正式な言い方をしますが、それぞれ各校にお一人ずつということで力をいただいています。県の報酬に関しては県の関係になりますということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） なかなかさつき厳しい言葉で言われたとおりにかなというふうに思っています、やはり現場では、本当に先生たちが生き生きと子供たちに接していただけるための本当に働き方改革、真につながるように努力されているということでもあります。

本当に子供たちが一人一人に寄り添った教育であってほしいというふうに願っておりますので、引き続き努力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

会計年度任用職員については、来年度やっぱり全体として引上げということの中の一環として、今、捉えているわけでありましてけれども、なかなか同一労働同一賃金というにはなかなか厳しい状況があるというふうに思います。先生方との懇談の中でも、ぜひちょっとでも村として引上げをしていただければ、村のほうへ優先的に来ていただけるのかなというようなちょっと本音みたいなものもお聞きしておりますが、うちの村では、いろんなところに体育の専科とか、特に多くの加配もしております。そういう方針で、やっぱり引き続き子供たちのために頑張っていたきたいなというふうに思います。

3として、小中学校での平和学習の取組をとということでお聞きいたします。

2024年、広島市の平和式典、こども代表の「平和への誓い」と長崎市長の「平和宣言」、被爆者代表「平和への誓い」を資料2でおつけいたしました。目を通していただければというふうに思います。

毎年、こどもの誓いと被爆者の代表の誓いは胸を打ち、核兵器廃絶に向けて運動を続けていくこと、次世代に何を伝え残すのかが問われていることを強く思います。毎年、広島・長崎の原水爆禁止世界大会に向けて、網の目平和行進に取り組んでいます。

7月6日、上伊那での2日目は、伊那北駅から川岸駅までつないでいます。南箕輪村役場の集会には、議長と副村長から激励の挨拶をいただきました。私は、村役場から久保の村境まで今年も歩くことができほっとしているところではありますが、村は昭和59年、非核平和村宣言をし、平和の村を知らせてきました。2022年6月一般質問で、私は撤去された標柱の代わりに懸垂幕の常設で平和の取組を求めました。村長は、平和行進に合わせて7月から9月と12月から1月に設置していると。世界情勢を見れば調整をし、優先的にかけていくというふうに答えていただいております。

そこで、7月2日の日に平和行進が来るまでということで見たと、懸垂幕はかかっておりません。村へかけていただくようお願いしました。前日の7月5日に見たところ、まだかけてありません。前日です。さすがに、村の姿勢に私はショックを受けました。もう一度言って、やっと夕方につけたと思います。

まだ9月であります、台風のとくに下ろした幕はもうつける気はないのでしょうか。村長が答弁したことが伝わることなく、いつかなかったことになる。特に戦争と平和については、私は決して忘れてはいけないと思います。そう思って、繰り返し一般質問を取り上げてきました。

そこで、1であります。

広島・長崎は、来年被爆80年を迎えます。今なお続く原爆の被害に、補償を求めて裁判が続いています。当時の体験を話せる人は年々少なくなり、世界で唯一の被爆国であることも忘れられて、目の前にある戦争の影にも気がつかなくなっています。

私は、広島の平和記念館に今までに3回訪問し、式典や原水爆禁止大会にも参加してきま

した。やはり、広島で学ぶことの大事さを常に考えます。前にも、平和学習の原点として、広島への旅を提言してきました。

高森町では、何十年も親子で平和、広島への派遣を続けています。今年は箕輪町で初めて取り組みました。深い学びがあったと聞いております。村でもこども代表の広島を共に学びましょう。平和記念資料館を見学し、被爆者の言葉に触れてください。そして、家族や友達と平和の尊さや命の重みについて語り合しましょう。

世界を変える平和への一步を今、踏み出しましょうという言葉に応えて、平和学習広島の旅に取り組んではどうでしょうか。お願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 小中学校での平和学習の取組をという御質問でございます。

まず、懸垂幕の件、大変申し訳ありません。私も今、三澤議員のお話を聞いて初めて知ったような状況でありまして、ガバナンスが行き届いていないというところで、大変反省をしております。職員にも、後でしっかりと指導してまいりたいと思います。申し訳ありませんでした。

今年で戦後80年というところであります。80年といいますと、当時二十歳の方がもう既に100歳というところでありますので、既に戦争を経験した人から直接その情報を受け取る機会というのは、これからもさらに減っていきます。今、現状においても、かなり限られたものになってしまっているというところがございます。

そういったところありますので、一つの変換点であると思います。これからは、人から聞けないのであれば、例えばこういった広島に行って、その飾られているものとか、集められた情報からそういったことを知るという機会は大変大事なところでありますので、教育長とも今相談をしているんですが、しっかりと予算を講じて教育委員会のほうで検討してもらいたいというところでありますので、引き続きの答弁は教育長からいたします。お願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 小中学校での平和学習の取組を、その中でもということで、何点かお答えしたいと思います。

懸垂幕につきましては、私も村長と今、意を同じにしていますので、7月の末から上がっているものというそういう認識を持っていたので、申し訳ありませんでした。

南箕輪村においても、8月の6日、9日の広島・長崎への原爆投下による犠牲者に黙祷、また、15日の終戦記念日の戦没者への黙祷をささげてきています。戦争で犠牲になられた方への御冥福をお祈りするとともに、恒久平和、そういう願いを込めて黙祷をしている自分があります。

また、原爆の悲惨さを伝えるパネル15枚でございますが、小中学校では1学期末、夏休みに入る前、それから役場では7月の22日からお盆、8月の15日まで展示してきております。

議員お示しの広島こども代表「平和の誓い」、沖縄慰霊の日での平和の歌と子供さん、今年は18歳の方ですけれども、本当に心を揺さぶられるというか、そんな思いを強くしているところがございます。

議員お話の親子で参加する平和学習で、箕輪町さんあるいは高森町さん等々、ほかの例えばの岡谷市とかも行かれていますというところも承知しているところがございますが、今までそういう企画を村で設けてきていませんでしたが、先ほどの村長の答弁、お考え、意を酌み

ながら、次のようなことを思っております。

子供たちの学習の一環あるいは延長あるいはきっかけとして、希望する親子を募るために、意義や内容などについてどう周知を図ればいいのか。親子が望ましいのか、あるいは子供たちだけでもとかいろいろあるわけですがけれども、周知の在り方、意義のある研修とするためにどうしたらいいか。それから、広島へ行った後で、町内や学校内でどのようにフィードバックしているか。それから、参加者の年齢制限がもしかしたらあるのかなとか、人数などの枠組み、予算と絡むわけですがけれども、あるいは学習会の成果や課題等々、ほかの市町村の状況を伺いたいなっていうそんな願いを持っております。

平和学習についてですが、ちょっと時間の関係がありますので、かいつまんで申し訳ないですが、小学校では、平和学習というのはこういうことでやるっていう領域はないわけですがけれども、いろんな教科・領域等々を全部通しながらでございますけれども、国語の教材で本当に私自身も泣けてくる「一つの花」とか、あるいは「ちいちゃんのかげおくり」とかいろいろ等々、5・6年の道徳の時間にも命の大切さをとか、そんな教科書等々を含めながら学んでいる子供たちでございます。

それから中学校では、国語で戦争を扱った教材を学習する際にお家に帰っておじいちゃんおばあちゃんに話を聞いたり、親戚の方から話を聞いたりということで、先ほど村長も言われた体験された方々の話を聞く、そんな機会も大事にしております。

また、令和3年度ですが、人権教育からスタートして、その発展として平和学習、修学旅行ということで、松代の大本営、それから上田の無言館、それから満蒙開拓平和記念館を訪れていることがあります。

子供の感性のすばらしさとうんと思う中で、子供が考え主体的に学ぶ学習展開、あるいは学ぶきっかけとして子供たち、あるいは親子の広島への平和学習の体験を描くことをしっかり検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。先ほどおっしゃったように、来年に向けてしっかりと検討していただくということで、とてもうれしく思います。

それでは、2として、満蒙開拓平和記念館への学習をということで、2008年、2016年、2019年と満蒙開拓について質問・提案をしてきました。今年、第35回平和のための信州・戦争展 in 上伊那が、9月28日、29日に伊那文化会館小ホールで開催されます。お手元にちょっとチラシをお届けしましたので、見ていただければというふうに思います。

「子供たちの命と未来を守るために私たちに何ができるか」をテーマに、記念講演「核兵器はなくせる」ということで、ICANの川崎さんの講演とか、陸軍登戸秘密研究所や戦争体験をお聞きする会では、731部隊や満蒙開拓の歴史等、展示、学ぶ2日間になります。

私、今年4月18日にもちょっとたまたま医療生協の企画で満蒙開拓平和記念館へ行ってきまして、今までも何回も訪問しているわけでありましてけれども、満蒙開拓は当時の満州国へ国策として移民したもので、1932年から終戦までに27万人がわたり、8万人が死亡。特に、長野県は全国一多くの人を送り出しています。県で3万7,000人を送り、8,400人が死亡、上伊那郡は2,615人送って1,404人が生還、1,089人が死亡、93人が残留というふうに記録されています。

南箕輪村は55人の方がわたり、19人の方が死亡したと記録があります。先日の信濃毎日新聞にも、村から満州に渡り、妹さんが亡くなった方のお話がありました。信濃毎日新聞では一貫してこのことを報道しているわけでありまして、私はこの記録についてしっかりと取って、学ぶ糧にしておるところであります。

満蒙開拓は加害と被害の両面を持つ複雑な歴史の中で、語られることもなく、長くタブーのように扱われてきました。残留孤児の企画が取り組まれた民間の力で記念館が建ち、私たちが直接学べる貴重な場所でもあります。体験者が少なくなる中、残った世代が次の世代に語り継ぎ、平和について学び考える取組について、満蒙開拓の平和記念館で学ぶことを提案します。

一つだけちょっと時間がないけど、一つエピソードでありますけれども、8月6日は孫のしょうたさん10歳の誕生日でありました。その日、しょうたさんはお母さんの県教組の平和の集いの学習会と一緒に参加しました。満蒙記念館の三沢亜紀さんからお話をお聞きしたそうです。子供の参加は1人だけだったので、三沢さんが子供に分かるように当時の様子を話してくれたそうです。

夜、誕生日のお祝いをしたのに元気のないしょうたさんでありまして、目に涙をためて、怖くて悲しいと言いました。10歳の誕生日に大きな大事な思いを受け止めたと思います。おばあちゃんに後で話してねって行ってちょっとお話ししておきましたけれども、本当に子供が今感性というお話がありましたけど、この時期にこういうことをきちんと学ぶということは、本当に大事なことではないかなというふうに私は思っております。

ぜひ、身近で学べる大事な場所だと思っておりますので、満蒙開拓について、長野県の本当に負の歴史だというふうにも思いますけれども、それは、この当時のことをどうだったのかということや、これをきちんと学ぶことによって、次の世代に平和な思いを伝えることができると思います。ぜひ取組をお願いしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 満蒙開拓平和記念館への学習をについてお答えします。

私も3度ほど行ったことがありますけれども、いろいろ学べるというふううんと思っています。令和4年に、南箕輪村は阿智村にあります今の満蒙開拓平和記念館の自治体パートナーとなっています。地域の方も行かれた方がいるというふうに承知しています。

学校の関係ですが、小学校ではそんなに深くはっていうところではないですが、6年生で満州事変等々の学習をしているという、そういう状況がございます。それから、教職員ですが、上伊那出身でない教員もいますので、校長会、教頭会等々を含めながらですが、上伊那教育会が平和教育研修事業として、伊那公園にあります少年の塔の慰霊祭を毎年行ってきています。それに関わりながら、満蒙開拓青少年義勇団に関わる研修をしているという状況でございます。

中学3年生ですが、社会・歴史においてということで、教科書の写しを持ってきたんですが、6ページにわたって満蒙開拓団、満州事変等々のことを子供たちが学んでいます。教科書っていうのは私が言うまでもないんですが、ここで全部学んでいうより、ここに書いてあること、あるいは先生方とのやり取り等を通してながら、それをきっかけとして学んでいく。それで仲間で学ぶ、調べる、共有していく、何かそういう学びを深めるというスタイルが今うんと大事になってきていますので、先ほど申し上げた3年生が満蒙開拓平和記念館へ行っ

たのも、その一つの表れかなというふうに思っているところでございます。

子供たちが授業のことは今申し上げたとおりですが、祖父母の方とか、あるいは今新聞に掲載されている南箕輪北殿の方の記事がありましたけど、今話さなければ、知っている限りのことを話しておかないとという言葉が新聞に載っていましたが、そういう機会をうんと大事にしたいなっていう、ですので議員さん今日いただいたこれもそうなんですけど、こういうような機会に子供たちが例えば御家庭、親子で行ったりとか、あるいは授業の発展として行ったりとか、あるいはきっかけとしてとか、そういう位置づけで学習を整えていく必要があるかなというふうに思っておるところでございますので、子供たち本当にしっかり学んでいると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） この前提案した自治体パートナーになっていただけるということで、それに対してのすごく優遇措置もあるわけでありますので、またそれもお知らせいただきながら、いろんな場面でやっぱりきちんと戦争のこと、平和のことについて学ぶ子供たちであってほしいというふうに思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議 長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

明日20日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願ひます。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 源次） 御苦勞さまでした。

散会 午前11時36分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 2 0 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|------|---------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 1 号～第 5 号 | 討論～採決 |
| 第 2 | 議案第 6 号～第 11 号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 議案第 12 号～第 16 号 | 討論～採決 |
| 第 4 | 議案第 18 号 | 提案～採決 |
| 第 5 | 議案第 19 号 | 提案～採決 |
| 第 6 | 諮問 | |
| 第 7 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 8 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 9 | 継続調査事項 | |
| 第 10 | 議員派遣 | |

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課
総	務	課	清	水	勝	宏	産	業	課	長
危	機	管	宮	下	裕	司	観	光	森	林
地	域	づ	高	橋	里	江	建	設	水	道
会	計	管	城	取	晴	美	教	育	次	長
財	務	課	市	川	美	保	代	表	監	査
住	民	環	松	澤	さ	ゆ	委	員		
							加	藤		篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年9月20日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さん、こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告をいたします。

村側から追加議案2件、諮問1件、議員から発議1件を本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案2件、諮問1件、発議1件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

4番、三澤議員。

反対討論ですか。

4番（三澤 澄子） 反対です。

この健康保険条例の一部を改正する条例でありますけれども、昨日も一般質問で申し上げたとおり、実際の利用率は15%ぐらいといわれていますが、約8割の方が反対している、残してほしいということがあるわけで、この条例では保険証廃止ということが前提になっているということでありますので、私は反対をいたします。

議長（原 源次） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村道路占用条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号から議案第11号の質疑・討論・採決を行います。

議案第6号から議案第11号は、決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬決算特別委員長。

決算特別委員長（百瀬 輝和） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました議案第6号から議案第11号までの6議案につきまして、

審査の結果を報告いたします。

お手元に配付の報告書のとおり、議案第6号から議案第11号は審査の結果、認定すべきものと決しました。

最後に、委員会の意見として、決算資料作成に当たっては年度比較での内容検討を行うため、過去の年度の数値等を記載するなど、十分留意の上、作成願います。審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、次年度の予算編成に生かしていただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（原 源次） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号「令和5年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

議案第7号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は認定することに決定しました。

議案第8号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は認定することに決定しました。

議案第9号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第9号は認定することに決定しました。

議案第10号「令和5年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第10号は認定することに決定しました。

議案第11号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第11号は認定することに決定しました。

日程第3、議案に対する討論・採決を行います。

議案第12号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第18号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第18号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、スクールバスの修繕費及び間伐事業等補助金の増額について補正をお願いするものです。

予備費による調整のため、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第18号の細部説明を申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳出から御説明いたします。

2款総務費です。1項5目0221財産管理事務、10節需用費の修繕料です。

公用車修繕料で、スクールバスの修繕です。現在5台稼働しているスクールバスのうち、一番古い車両が故障し、修繕に要する費用の補正をお願いするものです。

おめくりいただき、5ページをお願いします。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費、0654間伐対策事業、18節負担金、補助及び交付金の補助金になります。

間伐事業等補助金ですが、補正第5号で100万円の増額を計上しましたが、9月に入り、申請及び申請見込み合わせて5件ございました。村政150周年の記念事業として補助率を引き上げ、村の広報紙8月号に掲載したところです。多くの方に活用され、今後見込まれる分の増額補正をお願いするものです。

6ページをお願いします。

14款予備費、1400予備費です。歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

今回の補正予算は、歳入についてはございません。

以上で、議案第18号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第18号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第19号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第19号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

出羽澤和子教育委員が9月30日で任期満了となるため、新たに教育委員会委員に平野真也氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、平野真也、生年月日、昭和51年9月5日、住所、南箕輪村9727番地14。

経歴等につきましては、議案の参考資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（原 源次） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第19号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第19号は同意することに決定しました。

日程第6、諮問、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件につきましては、村長から配布資料のとおり、議会に意見を求められております。

本件について説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされています。

今回、2名の委員が本年12月末をもって任期満了となるため、長野地方法務局長から、次期委員候補者の推薦依頼がありました。現人権擁護委員であります高橋紀美代氏を再任として、また、2期務めていただきました原雅章氏に代わる新たな委員として、中込の佐々木邦博氏を推薦したく、御意見をお聞きするものであります。

お手元の資料を御覧ください。

まず、高橋紀美代氏であります。生年月日は昭和24年11月4日、満74歳。住所は南箕輪村4241番地6であります。経歴等につきましては、資料の1ページを御覧ください。

高橋氏は、長年、村の社会教育委員や人権教育推進委員などを務められており、現在、人権擁護委員3期目であります。人格・見識とも高く、人権擁護委員として適任であると考えます。

引き続き推薦してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、佐々木邦博氏であります。生年月日は昭和29年9月24日、満69歳。住所は南箕輪村724番地128であります。経歴等につきましては、資料の2ページを御覧ください。

佐々木氏は信州大学農学部の教員として長年勤務され、文化庁文化審議会専門委員や長野県文化財保護審議会委員などを務められ、また、現在は中込区長も務められております。人格は高潔で見識も高く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、新たに推薦させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

議長（原 源次） 本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件につきまして、原案を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任者とする意見に決定しました。

日程第7、請願・陳情を採決します。

福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（百瀬 輝和） 南箕輪村会議規則91条に基づき、委員長報告をいたします。

福祉教育常任委員会に付託されました陳情第10号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」の審査報告をいたします。

審査の日時は9月3日午後1時半より、場所は第1委員会室で行いました。

説明に長野県医療労働組合連合会の伊壺さんに来ていただき、内容説明を受けました。

説明の中で、厚労省の診療報酬の改定、賃上げについて国では考えていただいておりますが、長野県の医療労連や施設等の現場ではベースアップはどこもなく、現実では、手当も月額でゼロ円から1万円程度しか上がっていない。この手当については、いろいろな面で反映されないというようなお話も伺いました。

現状、医療行為をしていない事務職、調理員など、対象にはなっていない等のお話をいただき、全産業平均と6万8,000円の差があり、医療福祉の職については2022年に離職超過の現状となり、全国的に看護師不足が27万人、介護士不足が57万人に上がっているというような説明を受けました。

委員の意見として、現場では辞めてしまう事業所等が出てきている。黒字のところもあるが、経営のやり方ではないか。医療・介護職は必要であり、このままいけばいなくなってしまうのではないか等の意見が出ました。

採決の結果、趣旨採択がありましたが、少数のため、趣旨採択はなしとなりました。

賛成全員で、採択するものと委員会では決しました。

以上、委員長報告といたします。

議長（原 源次） 委員長報告に対する陳情第10号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第10号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第10号は採択することに決定しました。

日程第8、意見書案が提出されています。

発議第1号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 陳情10号の意見書の趣旨説明を行います。

読み上げて提案に代えます。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であると、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。

しかし、2.5%のベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のべア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を運営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。

その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げしかならず、他の産業では5から10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊・介護崩壊を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を実行する必要があります。

全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実効性を伴う形で実施すべきです。

政府の責任でケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項について国に要望します。

記

①、医療や介護現場で働くケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会、長い会期となりました。お疲れさまでした。また、全議案可決・認定をいただきましてありがとうございました。決算審査や議案審査、一般質問でいただきました御意見・御提言は、今後の行政執行に生かしてまいります。

これから、令和7年度の予算編成時期を迎えます。新年度予算につきましては、村長選挙との関係がありまして骨格予算となりますが、村民生活に直結をする分野をはじめ、行政の継続性も重要でありますので、政策的な面を除きまして、必要な予算を計上させていただきたいと考えております。

8月、9月、10月は台風シーズンであります。気候変動により規模も大型化・長期化して

おりまして、台風10号はかなり長期にわたったところであります。全国各地で甚大な被害も発生をしており、危機管理課を中心に、村全体で万全の対応をしていかなければならないと思っております。

また、今年度は150周年の記念の年度であります。任期間際まで記念式典や記念植樹などめじろ押しであります。

加えて、持続可能な自治会検討委員会も任期後半の2年間で一定の成果を出したいと心に決めており、検討を加速してまいりたいと思います。

収穫の喜びを感じられるような秋になることを願い、また、慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（原 源次） これをもちまして、令和6年第3回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時41分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員